

地 研 年 報

第 9 号

論 説

- 諸主体の活動から見た津市中心市街地活性化のあり方に関する研究
岩田 俊二・中井 加代子 (1)

研究ノート

- 障害を持つ生徒の学校から職場への移行システム
 - 三重県における現状と課題 -
尾崎 正利 (9)
- 伊勢商人と飛脚
茂木 陽一(23)
- 「リリース禁止」をめぐる論理と倫理
 - 秋月岩魚氏のバス釣り批判を読む -
南 有哲(35)

調 査

- 三重県内市町村の男女共同参画行政に関する調査結果について
東福寺 一郎(59)

2004年3月

三重短期大学地域問題総合調査研究室

諸主体の活動から見た津市中心市街地活性化のあり方に関する研究

岩田 俊二・中井 加代子

はじめに

三重県の県都である津市は人口16万人程で市街化調整区域を中心に微増傾向にあるが、中心市街地は商業機能の低下や人口構成の高齢化が進みいわゆる空洞化現象が見られる。津市の中心市街地活性化の方策に関する調査研究をここ4年程行ってきたので、本稿ではそれらの結果を取りまとめて総合的に活性化のあり方を検討する。方法としては、中心市街地に関わる各種の主体についてアンケート調査やワークショップを行ってきたので各主体の意見を総合化し検討する。主体としてはTMO設立時にTMO活動のあり方を検討した検討委員会、津市中心市街地への来訪者、津市の中心市街地の一部である大門立町商店街の店主達、津市の中心市街地に関わる一般市民（中心市街地の在住者、集落地区の在住者、新規住宅団地の在住者）である。TMO活動検討委員会は中心市街地の店主、住民、中心市街地外の住民を対象に公募した結果集まった人々で40人程が4回のワークショップに参加した。津市の中心市街地は大きくは津駅前、大門丸之内、津新町に分けられる。これらの中心市街地に来訪してきた来訪者（平日及び休日）にアンケート調査を行った。大門立町商店街の参加組合員にはアンケート調査（回答者42人）を行い、代表者達と3回のワークショップを行った。一般市民に対するアンケートは市内の全自治会の中から中心市街地にある自治会として14自治会、集落地区にある自治会として17自治会、新規団地の自治会として5自治会を無作為に抽出し、それらの自治会長及び下部組織である組の組長の高校生以上の家族全員に実施した。回答者は745人であった。

1 TMO活動検討委員会¹⁾

ワークショップで検討された市街地活性化の目標群を整理すると図1のように9つの市街地活性化目標とそれに対応した具体策にまとめられる。すなわち、中心市街地活性化の目標は①特徴ある商店街づくり、②まちづくりの主体形成・意識改革、③個性のあるまちづくり、④まちづくりの後継者育成、⑤定住者の確保、⑥都市施設の整備、⑦楽しめる街—アミューズメント機能の強化、⑧人々が集えるまちづくり、⑨日常生活圏の生活環境整備である。この9つの市街地活性化目標をソフト的対策、ハード的対策、主体形成に関わる対策の性格の強弱を示す3軸で位置

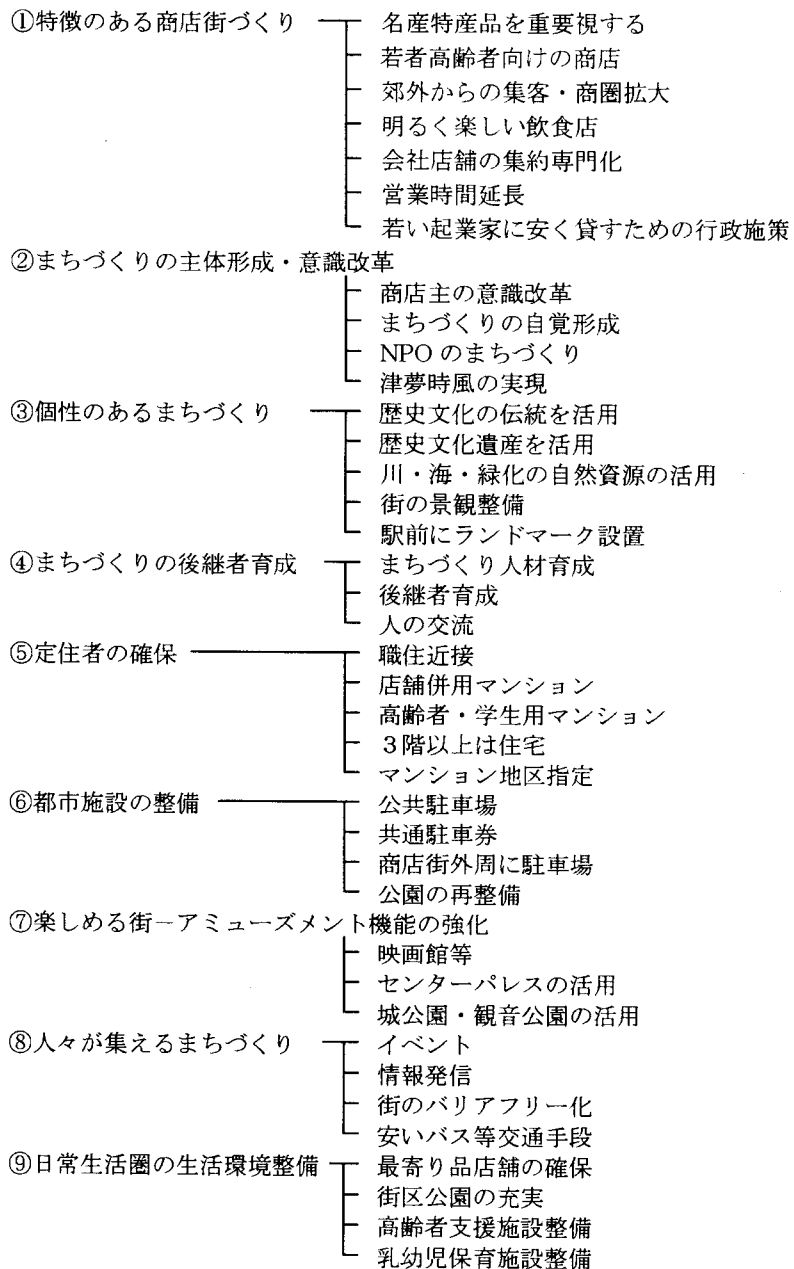


図1 9つの市街地活性化目標と具体策

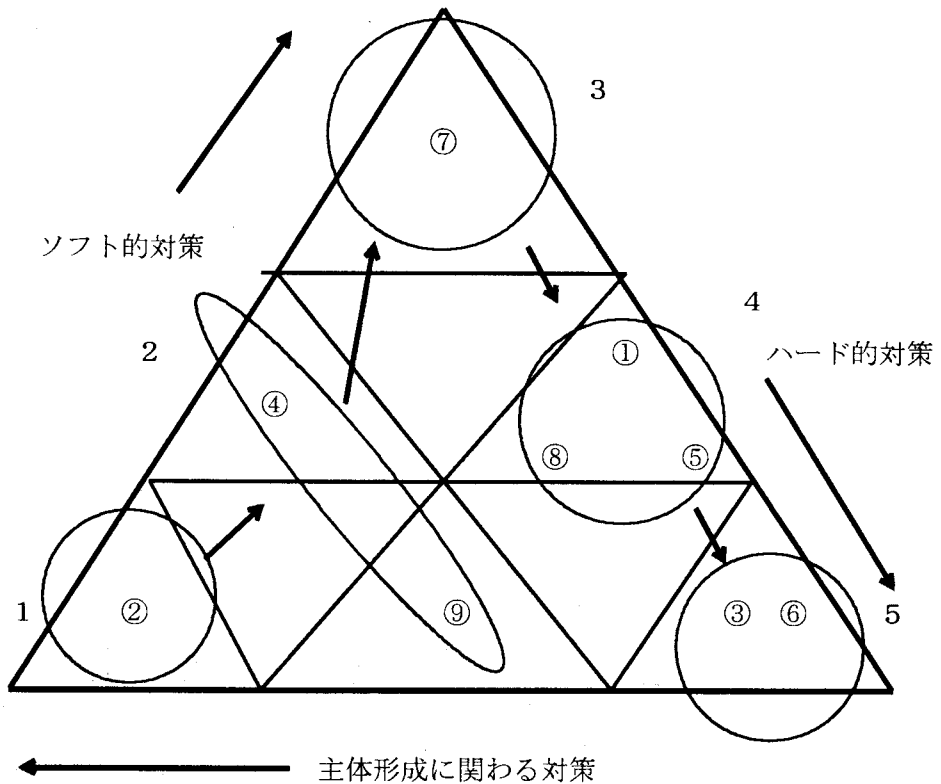


図2 市街地活性化目標群の分類

づけると図2のようになる。市街地活性化目標はソフト的対策とハード的対策が中間的な性格のものが3つあり、この性格のものが最も多い。ハード的対策の性格が強いものが2つあり、この性格のものが前者に次いでいる。他のものの性格はまとまらず分散している。更にこれら市街地活性化目標を基とした取り組みの優先度を「主体形成に関わる対策」>「ソフト的な対策」>「ハード的な対策」として考えると図2の市街地活性化目標の分布は5つに分級できる。すなわち第1群は「②まちづくりの主体形成・意識改革」であり主体形成に関わる対策そのものである。第2群は「④まちづくりの後継者育成、⑨日常生活圏の生活環境整備」であり主体形成を支えるソフト的またはハード的対策である。第3群は「⑦楽しめる街—アミューズメント機能の強化」でありソフト的対策が優先される。第4群は「①特徴のある商店街づくり、⑤定住者の確保、⑧人々が集えるまちづくり」でありソフト的対策とハード的対策が併行して必要とされる。第5群は「③個性のあるまちづくり、⑥都市施設の整備」でありハード的対策の必要の高いものである。

2 中心市街地来訪者¹⁾

津駅前地区の来訪者の行動様式としてはまず、通勤通学を初めとした交通結節型の行動形態が挙げられる。次に商業機能の集積が充分ではないにも関わらず、女性等一部には日常生活中心としての買い物行動等も見られる。商業機能の充実が進めば、こうした行動形態は増大するであろう。大門丸之内地区の来訪者は買い物行動がほとんどであるが、それらの行動形態は地元住民の最寄り品購入と近隣からの買い回り品購入とが混在している。しかし、とりわけ地元住民の日常生活中心としての商業機能の衰退が著しいものと考えられる。定住者の確保増加等まちづくりの面から対策を考える必要が大いにある。津新町地区の来訪者の行動様式は近鉄津新町駅を利用した通過型の行動形態がほとんどを占めている他、国道 163 号沿い以外は住宅地であるために散歩等の地区内回遊型の行動形態も少し見られる。こうしたことから、通過する人々を滞留させる仕掛け—例えば魅力ある店舗、ポケットパークや駅前広場の整備等を考える必要がある(表 1)。

表 1 来訪者インタビュー調査のまとめ

来訪者の行動様式意識	津駅前地区	大門丸之内地区	津新町地区
来訪頻度	通勤・通学、休日に 1 回	平日に高齢者外	通勤・通学、休日に 1 回
交通手段	車＋電車、バス＋電車、女性は徒歩、自転車	バス、自転車、徒歩	電車の後で徒歩
移動時間	長い	長短混在	短い
来訪目的	属性別に多様	買い物	買い物、散歩、友人の家へ
滞在時間	短い	長い	短い但し休日、地区外者は長い
起点終点	交通結節型（ルートの途中）	終点型（買い物）	通過型、回遊型
地区についての感想	活気ない、客少ない、交通が不便、駐車場不足	活気ない	道路狭い、車多い、店少ない
宅配サービス利用意向	高齢者の利用意向	高齢者・男性の利用意向	利用意向なし
行動マップ（パーソントリップ）	業務外トリップ 交通結節型トリップ	国道 23 号沿いの買い物型トリップ	地区通過型トリップ

3 大門立町商店街の経営者²⁾

①経営主は高齢化しており、経営拡大のためには若手の経営者が必要である。②買い回り品店が多く、中でも衣料品店の経営は比較的に活発である。③古くからの店が多く、長い営業歴の物販店と消長の激しい飲食店という特徴がある。④代々と事業の継続性が見られ、その中でも比較的若い後継者もいる。老舗を活性化の中核にする方法も考えられる。⑤経営状況は売り上げ減少又は停滞傾向で厳しい。⑥経営主は店とは別に住宅を持っている。店舗は老朽化しているもの

表2 ワークショップでの経営主達の意見

	第1回ワークショップ	第2回ワークショップ	第3回ワークショップ
活性化の方針・計画づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな魅力の創造 ・市長の政策転換 ・大須や浅草の商店街の活性化事例調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街としての計画づくり 	
人を誘引するための地域の個性づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統重視 ・イベント ・緑づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統のまち ・イベント ・インターネット・情報サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・祭りの増加 ・伝統的イベントを重視 ・新しいイベントの開催
商業経営	<ul style="list-style-type: none"> ・自力復興 ・個店の重視 ・空き店舗対策 ・新しい個店の開発 ・ディスプレイの改善 ・サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織づくり ・リーダー・マネージャーの育成 ・若者の起業助成 ・個性のあるお店 ・日用品店舗の必要 ・大型の核的店舗 ・大型店停滞の今がチャンス ・ニーズにあった経営ソフトの選択 ・活性化への閉塞感 	<ul style="list-style-type: none"> ・有志で活性化への取り組みを実行する ・全員で活性化への取り組みを堅持する ・空き店舗を物販店として活用 ・定休日・営業時間の統一
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街づくり（浅草のような仲見世通） ・まちづくり一定住 ・高齢者にやさしいまちづくり ・楽しいまちづくり ・交通アクセス ・駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口密度 ・アーケード問題ー歩車共存か？ ・公共主体のまちづくりー津港整備との関係 ・観音公園の整備 ・まちの環境改善 ・高齢者にやさしいまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店主が店に住む ・今までの商店街づくりの負債の処理

が多い。⑦ 100 m² (30 坪) 以下の店舗が多く、中でも物販店は小規模、サービス業は大規模といえる。70 m² (20 坪) が従業員人数から見た経営規模の目安と考えられる。⑧個店としての今後の経営方針は専門化をするが、同時に街のイメージアップも必要であるとしている。⑨今後の商業活性化策は経営主の意識改革をして専門化・個性化を進めるが、全体としては新たな起業家達からのインパクトが必要としている。⑩今後のまちづくりは個人責任が発生しそうなものは避けて公共事業で魅力あるまちづくりと定住促進を車の両輪のごとく行なう必要があるが、住民主体のまちづくりを進めて欲しいと考えている。

商店主達とのワークショップについては第1回ワークショップでは商店街活性化の一般的な方策が考えられ、第2回ワークショップでは商業経営の具体的な活性化方策が考えられ、第3回ワークショップでは人を誘引するイベントの強化を優先することが考えられた。商店主達は第2回ワークショップまでは個店の活性化を主体として考えていたが、第3回ワークショップになると大須観音商店街や浅草観音商店街の取り組み事例を踏まえて、個店の活性化は個店の利害を超えてまず商店街への来街者を増加させることが必要条件であると認識し、そのための方策を検討し始めた。しかし、検討された活性化方策を実行する主体については、有志だけでもという意見と全員で行うことが原則とする意見が対立し明確にはならなかった(表2)。

4 一般市民³⁾

(1) 行動の実態

・津市中心市街地へ行く頻度としては、中心市街地地区はほぼ毎日が約5割弱である。集落地区はほとんど行かないが約2割強、月1～2回程度が約2割である。新規地区はほぼ毎日が約2割強、週1～3回程度が約3割となっていて集落地区の津市中心市街地へ行く頻度が少ない。

・津市中心市街地に行く目的は各地区ともに、買い物、飲食が多いが、集落地区では病院、新規地区では仕事が次いで多いのが特徴である。

・津市中心市街地以外へ出かける頻度として、週1回以上行く場合は、新規地区、集落地区、中心市街地地区の順に多い。これは、集落地区については、津市中心市街地へ行く頻度よりも上回っている。

・津市中心市街地以外に行く目的は各地区ともに、買い物、飲食、娯楽・趣味が多い。

(2) 地区別の対策

①集落地区は津市中心市街地に行くよりもそれ以外に行くことの方が多く、また、津市中心市街地の活性化について消極的な意見も見られるなど津市中心市街地に対する関心が薄い。集落

地区の津市中心市街地への関心を高め、中心市街地への訪問頻度を増やす手立てが必要である。

②新規地区は津市中心市街地以外にも良く行くが、津市中心市街地とは仕事などの結びつきがあるためか、そこへの訪問頻度は集落地区よりも多い。また、新規地区は広い行動範囲を持っていて視野が広いせいも、津市中心市街地について他地区よりも斬新的な意見を出している。こうし

表3 中心市街地に対する各主体の行動と関心

	TMO 活動 権益議	来訪者	商店主	一般市民		
				中心市街地	集落	新規住宅地
中心市街地 に関連する 行動	—	買い物因察等生 活行為・業務・ 交通結節点通過 等多様 買い物時間は長 い	通勤業務 (住居別)	買い物で中心 市街地以外に 行くこともある	中心市街地こ はあまり行か ない	業務や買い物 で中心市街地 への依存が強 い
中心市街地 のあり方	個性ある地方 都市の中心市 街地のあり方 人・主体の不 在の問題解決	商業や賑みの アーニシティを 高める	個店としての 努力、集客の ためのイベン トの必要、街 づくりは人ま かせ	商業機能の集 積	商業よりも歴 史と伝統を生 かした地方都 市づくり	複合的な都心 機能の集積

た新規地区の意見を尊重して活性化方を固めることが重要である。③中心市街地地区は津市中心市街地内での生活行動が基本であるが、買い物等で津市中心市街地以外に出かけることもある。津市中心市街地に要求を満たす商業施設が不足していることも原因の一つと考えられる。津市中心市街地の人々の生活のためにも市街地の活性化が必要である。

5 各主体の意見から見た津市中心市街地活性化のあり方

(1) 個性ある地方都市の中心市街地像の創造

戦後、特に津市のような戦災復興都市では土地区画整理事業などによって画一的で没個性的な都市が形成され、市街地建築物も既に建て替え時期に到達している。こうした市街地に対しては当の都市に在住する住民の親近感や郷土意識が醸成されることもなく、商業やその他の都市機能が分散していく中でますます関心が薄らいでいると言えよう。中心市街地の活性化は商業の活性

化だけではなく、各主体間には若干の意見の相違が見られるが（表3）個性ある都市像を如何に結ぶかということこそが最重要課題ではないかと思われる。そこでは都市の再生ではなく都市の創造という認識が必要とされている。

（2）各主体へのインセンティブの整備

中心市街地の活性化の主体は様々考えられる。行政、第3セクター、民間企業、地元住民、商業者等の複合的な活動が必要されるが、問題は各主体の活動を誘引するインセンティブを用意することである。例えば地元住民や商業者にはB I D（Business Improvement District）、行政や第3セクターにはT I F（Tax Increment Financing）のような制度⁴⁾を整備することが考えられ、現在実施されている都市再開発特区を一般化することも考えられる。

引用文献

- 1) 岩田俊二・中井加代子（2001）：「津市中心市街地（特に商店街）の活性化方策に関する研究－地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究－」、『地研年報』第6号,pp24-30,pp43-50,三重短期大学地域問題総合調査研究室
- 2) 岩田俊二・中井加代子（2002）：「経営主から見た津市大門立町商店街活性化方策－地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究－」、『地研年報』第7号,pp18-19,pp27-28,三重短期大学地域問題総合調査研究室
- 3) 岩田俊二・中井加代子（2003）：「地区区分によるアンケートから見た津市中心市街地活性化方策に関する研究－地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究－」、『地研年報』第8号,p23,三重短期大学地域問題総合調査研究室
- 4) 安達正範・鈴木俊治・中野みどり（2003）：「新たな都市再生・中心市街地活性化の展開 米国メインストリート・プログラム－メインストリート・プログラムの詳細解説と日本への適用の可能性－」,pp29-30,（財）区画整理促進機構街なか再生全国支援センター
- 5) 岩田俊二・中井加代子（2003）：「諸主体の活動から見た津市中心市街地活性化のあり方に関する研究」,第14回日本都市計画学会中部支部研究発表会論文・報告集, pp41～44

【研究ノート】

障害を持つ生徒の学校から職場への移行システム — 三重県における現状と課題 —

尾崎 正利

1：はじめに — 障害を持つ生徒の雇用における現状 —

本稿は、障害を持つ生徒、とりわけ盲学校、聾学校及び養護学校卒業者について、学校生活から職場へのスムーズな移行を支援するシステムの現状と課題につき、三重県における取組を中心に分析し、可能な場合には政策的提言を行おうとするものである。学校から職場への移行問題を取り上げるのは、進路として就職を果たした生徒の割合が全卒業者の2割強で、8割近くの卒業者が作業所、自宅待機及び治療の継続等により、職場から排除されている現状がある¹。

一つの地域を取り上げ、そのシステムと活動を分析する趣旨は、こうした生徒の雇用が一般の求職者と異なり、保護者と生活している地域で教育を受け、通勤可能な地域で就業するケースが比較的多いので、学校から職場への移行に関し、地域密着型の支援が有効であると考えられるからである。さらに三重県で2002年度から開始された「障害者社会参加・自立支援事業」²が、「盲・聾・養護学校に在籍する幼児児童生徒が、…一般的就労や福祉的な就労が促進され、社会参加や自立が可能となり、成熟したバリアフリー社会の形成」することを目指している。この新たな事業は、その展開が教育段階に止まっているにもかかわらず、労働関係機関との連携及び産業界へ積極的なコンタクトをとることにより、とりわけ実習先職場の積極的開拓等を通じて、労働市場へのアクセスの可能性が高められることは明らかである。

こうした事業展開は、地域の教育機関、地域の職業紹介サービス及び地域の産業が連携した、学校から職場への移行に立ちはだかる大きく、深い溝に架橋する、より実効性のある、充実した雇用支援策を構築し、効果的な地方政策開発への足がかりとなる可能性を秘めている。

ところで障害を持つ生徒の職業生活への移行については、その有する障害の程度が様々で

¹ 文部科学省「学校基本調査」平成13年版の盲・聾・養護学校（中学部・高等部）の進路別卒業者数（総括）によると、平成13年の高等部全卒業者は11,407人で、内就職者（就業者）は2,545人、進学、就職いずれにも該当しない者8,170人である。盲学校、聾学校卒業者と養護学校卒業者は異なった傾向を示し、前者の就職者の割合が24.62%、進学者の割合が54.73%であるのに対して後者はそれぞれ、21.81%、4.29%となっている。三重県では、全卒業者127人、前者がそれぞれ33.33%、44.44%であり、後者がそれぞれ7.62%、17.80%であった。三重県では養護学校卒業者の進路状況が全国よりも相当困難な状況を明らかにしている。

² 事業の目的及び内容については、「2002年度実績継続事務事業目的評価表（障害児社会参加・自立支援事業費）」三重県教育委員会事務局学校教育支援チームに詳しい。

あるために、従ってその有する職業能力も様々であるため、就労の意思があってもみんながスムーズに職業生活への参加を果たせるわけではない。従って現在の就業支援システムにおいても、①就労が卒業後直ちに可能となる者（ただし、特定の技能を身につけてから就労する場合もある）、②就労前の準備（職業リハビリテーション）が必要なもの、③就労前及び就労中に生活指導等が必要な者に分けられ、①は直ちに、②及び③については就労が可能になった段階で職業相談、職業紹介を受けることになる。すなわち労働市場への参入そのものに支援を必要とする点、並びに障害者の持つ職業能力の範囲が狭く、個人的に多様であるため、社会的偏見や差別を含めて、労働市場そのものが著しく狭められているという、困難がある。そうした困難は、実際には、「養護学校から作業所、そして入所施設へと、養護学校生徒の多くが辿る道筋」³を余儀なくしめる、との現状は否定し得ないであろう。

この現状を打ち破るには多くの困難がある。基本的には出来るだけ多くの者を就労可能な状態に引き上げ、併せて職域の拡大を図ることであろう。しかしながら後で見ると学校教育は決して職業教育とイーコールではないことも分析にあたり銘記する必要がある。社会における自立した参加を可能ならしめることが教育の基本的な目的でなければならない。さらに障害者に対する雇用促進の法的枠組みとして日本などが採用する雇用割当システムが、新規参入者を受け入れるに足り得るだけの職場拡大を必ずしも保障しないという現実も銘記する必要がある。

2003年に出されたOECDによる調査研究は、「様々な雇用政策アプローチ（権利をベースとする反差別政策、義務的雇用割当またはインセンティブをベースとする自発的行動）はすべて、今いる被用者に対する仕事の維持を主に促進する傾向がある」⁴と分析している。労働省による1993年度「身体障害者等雇用実態調査」によれば、常用雇用身体障害者344,000人中、採用後障害者が95,000人、27.7%を占めている⁵。この傾向は雇用保護の観点からすればよい効果を生んでいるとも云えようが、労働市場への参入が阻害されている障害者の就業の促進を図る目的とは一致しない。例えば、イギリスを除く諸国が日本と同様の政策をとっている2002年のEU調査⁶によると、16歳から64歳重度障害者非労働力率が、長期的に健康

³ 木村俊彦「重度障害者の職場参加へ向けて」（日本障害者雇用促進協会・障害者職業総合センター調査研究報告書53号「知的障害者の就業と生活を支える地域支援ネットワークの構築に向けて」2002年）67頁。木村氏の的確な視点は、「社会のほとんどの人がたどる〔学校から職場〕というコースから、障害者はあらかじめはずされている。そのかわりに与えられているのが養護学校という「学校もどき」と「作業所という「職場もどき」である。学校と職場をはずしたところで語られる「社会参加」とは一体なんだろうか」（67頁）という根源的な問を投げかけた。

⁴ Secretary-General of the OECD, *Transforming Disability into Ability: Policies to Promote Work and Income Security for Disabled People*, 2003, Paris, p.122.

⁵ 日本障害者雇用促進協会・障害者職業総合センター「日本の障害者雇用の現状」（1996年）による。

⁶ Didier Dupre – Antti Karjalainen, *Employment of disabled people in Europe in 2002, Statistics in focus – Theme 3*, 2003, p.1. 2003年のヨーロッパ障害者年に向けて、在宅障害者の状況について25ヶ国を比較したものの。

問題を抱えてない非就業者または障害を持たない者の非労働力率 27%に比べて、78%の高率に達していること、しかも僅かしかない就業者の内失業率は後者の2倍に達している、と報告されている⁷。

1960年「障害者の雇用の促進等に関する法律」から始まった「法定雇用率」制度は、知的障害者、精神障害者を雇用率に含め、雇用率を幾分高め、特例子会社の導入、適用企業規模（従業員数）を低下させるなど幾たびかの手直しがなされ現在に至っているが、各年6月1日現在の調査結果での雇用者総数の増加⁸がこうした改訂の結果見られるものの、労働市場の悪化に直面したここ数年間は、むしろ後退の傾向も示している。こうした中で、障害者が有する基本的権利が今確認されるべきである⁹。

表3は公共職業安定所における登録者数、有効求職者数、就業中の者の数及び保留中の者の数の推移を示したものであるが、全国で就業中の者の数は、1998年の308,161人をピークに一貫して減少を続け、2003年には292,472人となった。他方で登録者数及び有効求職者数は増加を続け、障害者が仕事を得る機会はますます少なくなってきたことが明らかである。

こうした中で、就職を希望している障害者の福祉的就労から一般雇用への移行に対するニーズが高いことも指摘されている。例えば「障害の重度・多様化に対応した職業リハビリテーションの在り方に関する研究会」（1996年）の報告によると、身体障害者授産施設における就職希望者が全入所者に対して10.9%あったにもかかわらず、希望者に対する就職者の割合が18.9%に止まり、同じく知的障害者授産施設ではそれが9.8%、32.7%であり、精神障害者授産施設では21.0%、10.3%、全体では10.7%、29.5%と高い就職意欲と低い就職率という

⁷ 本稿で直接触れないが、各国の障害者雇用政策については、Thronton, P. and Lunt N., *Employment Policies for disabled People in Eighteen Countries: A Review*, Social Policy Research Unit, U. of York, 1997. (松井亮輔他訳)によってその概要を知ることが出来る。また前掲注4も政策分析を行うものとして参照されたい。なおEUでは近年、単なる雇用率重視から、より積極的に労働市場に止まることを可能にするような恒常的な支援(2002年規則第2240号)を強調するようになった。例えば、障害の程度が軽度なものは雇用率の強制実施で解決される部分が大いだが、それでも求人と求職のミスマッチが相当生じているとのことで、非規制的措置を取り入れることでこれらが大幅に改善される可能性があるといわれている。イタリアでは、「社会協同組合」をキーパーソンにした支援システムを中心に改革(2003年2月14日法律第30号)を進めている。

⁸ 労働省職業安定局業務統計によれば、民間企業につき、1999年調査をピークに減少に転じているが、それまでの増加も適用拡大措置を講じた年度(1988年、1992年、1999年)に一段の増加があることが明らかで、1999年以降はその効果すらなくなったことを意味する。

⁹ 手塚直樹=松井亮輔「障害者の雇用と就労」光生館、1984年、pp.10-12において、基本的権利の保障として、①国際的理念の確認(世界人権宣言、精神薄弱者の権利宣言、障害者の権利宣言)、②日本における基本的権利規定(憲法14条、27条、障害者基本法)を上げ、区国際的文書における人間としての普遍的権利、社会参加の権利、労働権を確認し、尊重していくとともに、憲法14条、27条の下における障害者基本法を軸とした限りない保障への努力の継続を主張した。こうした歩みは2002年の「障害者基本計画」の策定として保障への限りなき努力が続けられている。その中で、「総合的かつ効果的な施策の推進」として、①行政機関相互の密接な連携(地方公共団体における教育、福祉、医療、雇用・就業等関係行政機関)、②広域かつ計画的観点からの施策の推進(地域間、障害者間のサービス水準格差の生じないようにするための総合的施策)、③既存施策の見直しの検討を上げている。「障害者基本計画」2002年12月、4頁。

結果を明らかにしている¹⁰。こうした結果は、労働市場に参入を意図する潜在的失業者が相当数福祉的就労者として滞留していることを意味する。

2：三重県における障害者雇用の現況について

三重県における障害者¹¹雇用の現況を推測するには以下の資料がある。まず障害者数については三重県障害保健福祉チームによる統計資料、「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用率にかかる6月1日調査の結果報告、公共職業安定所における職業紹介にかかる資料などがあり、いずれも各年度版「障害者雇用の現状」（三重労働局職業安定部職業対策課、（社）三重県障害者雇用促進協会）にまとめて掲載されている。これらの資料を用いて三重県の雇用の現況は以下のものである。

表1：身体障害者数の変化（18歳以上）

	人			
	肢体不自由	聴覚言語障害	視覚障害	内部障害
1991年	1,553,000	358,000	353,000	458,000
	27,553	6,902	4,684	6,781
1996年	1,657,000	350,000	305,000	621,000
	29,998	7,280	4,519	9,655
2001年	1,749,000	346,000	301,000	849,000
	34,105	7,465	4,595	12,499

上段は全国（原数値は千人単位）基準日は1991年11月、1996年11月、2001年6月、下段は三重県、基準日は各年4月1日

出所：厚生労働省「平成13年身体障害者実態調査」、三重県三重労働局職業安定部職業対策課、（社）三重県障害者雇用促進協会「各年度版、障害者雇用の現状」

表1によれば、身体障害者数は全体として増加を続け、なかでも肢体不自由、内部障害が増加する傾向を示している。三重県もほぼ同様の傾向を示しているが、内部障害を除く各項目で全国に占める割合を幾分高めつつある¹²。その分労働市場問題はより深刻であることになる。

¹⁰ 澤邊みさ子「障害者雇用関連サービス — 障害者雇用支援センターの役割」日本障害者雇用促進センター、障害者職業総合センター調査研究報告書25号『地域ベースの障害者雇用支援システムに関する研究』（1998年）57頁。

¹¹ ここで対象とされる障害者とは次の者を云う。身体障害者とは、「身体障害者福祉法」に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、1級から6級までの者、及び7級の障害を重複して持っている者、知的障害者とは、知的障害者判定機関によって知的障害があると認定された者（確認は療育手帳、または判定書によって行われる）、精神障害者とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく「精神障害者保険福祉手帳」の交付を受けている者または精神分裂病、躁鬱病若しくはてんかんに罹っている者であって（医師の判定による）症状が安定し、就労が可能な者を云う。雇用率の計算においては、重度身体障害者（1級及び2級、並びに3級重複者）につき1人を2人と計算し、知的障害者については判定機関による重度の判定者につき1人を2人と計算する。

¹² 肢体不自由では1.8%から1.9%へ、聴覚言語障害では1.9%から2.2%へ、視覚障害では1.3%から1.5%へ、内部障害は1.5%変わらずであった。全国の数値が千人単位の概数であるため、この数値をそのまま用いることはできないけれど、三重県では聴覚言語障害、視覚障害について増加傾向が、全国に比べて、続いているものと理解できる。

次に知的障害者数は表2の通りである。国が実施した「知的障害児(者)基礎調査」(2000年)の結果によれば、在宅者総数329,200人、軽度・中度を合わせて150,800人、重度・最重度が138,100人、程度不詳が40,300人と推計されている。その内18歳未満の占める割合は、総数93,600人に対して、軽度・中度で38.69%、重度・最重度で51.8%であり、18歳以上軽度・中度が49.5%、重度・最重度が39.1%であることに比べ、18歳未満における重度・最重度の占める割合がもっとも高い。これに加えて知的障害者更正施設等社会福祉施設に入所しているものが約13万人おり、これを合わせた18歳未満者数は102,400人(22.3%)、18歳以上者数が342,300人(74.6%)と推計されている。なお表2の三重県内における療育手帳交付に占める18歳未満の割合は全国に比べてやや低くなっている。

表2：知的障害者の現況（三重県内療育手帳交付数）

	18歳未満の割合	軽度・中度（IQ36以上）	重度（IQ36未満）
2000年	21.6%	3,725	3,358
2001年	21.9%	3,807	3,406
2002年	22.0%	3,862	3,630

いずれも4月1日現在

出所：三重県三重労働局職業安定部職業対策課、(社)三重県障害者雇用促進協会「各年度版、障害者雇用の現状」による

次に職業紹介状況を表3から見ることにする。

表3：公共職業安定所における登録者等の状況

	登録者数	有効求職者数	就業中の者	保留中の者
1991年	341,876	54,276	272,101	15,499
	4,457	568	3,566	323
1996年	414,735	88,030	305,239	21,466
	5,466	1,105	4,143	218
2001年	463,190	131,957	297,756	33,477
	6,687	2,080	4,299	308

上段は全国、下段は三重県である。いずれも各年3月31日現在。

出所：全国は厚生労働省職業安定局集計で、平成15年版パンフレット「障害者の雇用促進のために」掲載のものを使用、三重県は三重県三重労働局職業安定部職業対策課、(社)三重県障害者雇用促進協会「各年度版、障害者雇用の現状」による

就職の経路については、1993年労働省調査データ¹³から、新聞・雑誌、縁故・その他の経路を利用した者は身体障害者で49.4%、知的・精神障害者で17.6%であった。公共職業安定所経由の者はそれぞれ35.5%、37.2%である。公共職業安定所の果たす役割が大きい。加えて知的・精神障害者は学校、社会福祉施設の割合が高いことが特徴として上げられ、支援機関

¹³ 日本障害者雇用促進センター・障害者職業総合センター「日本の障害者雇用の現状」により計算。

介在の必要性がより高いことを伺わせる。

また先にも述べたが、表3及び4から、三重県内の労働市場における求職圧力も同様にますます高くなってきている。授産所等での福祉的就労者による求職圧力も見逃すことは出来ない。例えば表7に見る三重県養護学校における事業所就職率は全国平均を常に下回っており、知的障害者の重度化、多様化に合わせた職域開発の拡大が必要であり、総合的な職業生活移行支援システムの策定が急がれる。

表4：公共職業安定所（三重県内）における紹介の状況

	新規求職申込件数	就職件数	新規登録件数
1991年	839	380	532
1996年	974	378	639
2001年	1,122	367	599

出所：三重県三重労働局職業安定部職業対策課、（社）三重県障害者雇用促進協会「各年度版、障害者雇用の現状」による

さらに、県内で雇用中の障害者の属性についてみることにする。2003年調査¹⁴のデータからであるが、590人についてその属性が分かる。それによると、身体障害者は500人（内、視覚障害者30人、聴覚・言語機能障害者126人、肢体不自由者233人、内部機能障害者98人、重複障害者7人、不明6人）、知的障害者89人（内、重度障害者24人、重度以外の障害者56人、身体との重複障害者4人、不明5人）、精神障害者（知的との重複障害者）1人であった。男女別、障害別でもと、身体障害者男性361人、女性が101人、知的・精神障害者男性74人、女性が15人、不明が39人となっている。それぞれの部門での男女比は、身体障害者で8対2、知的・精神障害者で8.3対1.7となり、同じ傾向を示している。しかし障害者女性の就業率は、一般の女性就業率に比べるべきもなく低い。障害を持つ女性に対する就業環境への配慮が特に必要である。年齢不詳者46人を除いて、平均年齢は43.44歳で、30歳未満が96人（17.64%）、70歳台2名を筆頭に55歳以上が130人（23.90%）を占めている。20歳未満では10人（1.84%）と極めて少なく、学校から職場への移行がとりわけ円滑でないことを示している。

それでは表5、6及び7において学校卒業者の卒業時点での進路状況を見ることにする。

表5：盲学校高等部卒業者の進路

	卒業者数 (A)	進学者数 (B)	B/A %	訓練機関 進学者(C)	C/A	就職者(D)	(事業所就職 者)	D/A
1999年3 月卒	3	1	33.3 47.2	0	0 3.7	2	2	66.7 15.5
2000年3 月卒	3	2	66.7 46.6	0	0 2.2	0	0	0 13.4
2001年3 月卒	5	2	40.0 48.3	0	0 3.5	1	1	20.0 13.7

¹⁴ 三重県障害者雇用促進協会加盟事業所雇用障害労働者の属性に関する調査。

2002年3月卒	2	0	0	0	0	1	1	50.0	12.6
2003年3月卒	4	3	75.0	0	0	0	0	0	13.3
	無業者(E)	(授産所入所者)	E/A %						
1999年3月卒	0	0	0						
2000年3月卒	1	0	33.3						
2001年3月卒	2	1	40.0						
2002年3月卒	1	0	34.5						
2003年3月卒	1	0	50.0						
			38.7						
			25.0						
			20.1						

出所：三重県教育委員会学校教育支援チーム調べ

表6：雙学校高等部卒業者の進路

	卒業者数(A)	進学者数(B)	B/A %	訓練機関進学者(C)	C/A	就職者(D)	(事業所就職者)	D/A
1999年3月卒	2	2	100	0	0	0	0	0
2000年3月卒	10	6	43.8	0	8.6	4	4	37.8
2001年3月卒	4	0	60.0	1	25.0	3	1	40.0
2002年3月卒	5	3	47.8	0	10.7	2	2	32.9
2003年3月卒	1	0	0	0	7.6	1	1	75.0
			46.7					33.9
			60.0					40.0
			48.0					31.4
			0					100
			45.3		13.3			29.3
	無業者(E)	(授産所入所者)	E/A %					
1999年3月卒	0	0	0					
2000年3月卒	0	0	9.8					
2001年3月卒	0	0	0					
2002年3月卒	0	0	8.6					
2003年3月卒	0	0	0					
			11.8					
			10.6					
			9.0					

出所：三重県教育委員会学校教育支援チーム調べ

表7：養護学校高等部卒業者の進路

	卒業者数(A)	進学者数(B)	B/A %	訓練機関進学者(C)	C/A	就職者(D)	(事業所就職者)	D/A
1999年3月卒	116	1	0.8	3	2.6	25	24	21.6
2000年3月卒	129	2	1.2	1	3.7	31	30	26.7
2001年3月卒	118	5	1.6	4	0.8	21	20	24.0
			1.1		3.5			24.9
			4.2		3.4			18.0
			1.1		3.2			23.0

2002年3月卒	95	6	6.3 48.0	0	0 3.1	11	11	11.6 21.8
2003年3月卒	109	2	1.8 1.3	3	2.8 3.5	15	15	13.8 20.3
	無業者(E)	(授産所入所者)	E/A %					
1999年3月卒	87	42	75.0 68.4					
2000年3月卒	95	32	73.6 70.5					
2001年3月卒	88	57	74.6 72.7					
2002年3月卒	78	49	82.1 73.9					
2003年3月卒	89	41	81.7 59.3					

出所：三重県教育委員会学校教育支援チーム調べ

表8において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく調査結果から、三重県内事業所で就業中の障害者数の推移、及びその特徴についてみることにする。

表8：民間企業（特殊法人を除く）における雇用の状況

	企業数	常用労働者数	障害者数			実雇用率	雇用率未達成企業の割合
			合計	(重度)	(その他)		
1999年	689	123,015	1,870	475	920	1.52	54.4
2000年	716	125,269	1,926	492	942	1.54	54.2
2001年	732	125,118	1,932	496	940	1.54	55.5
2002年	715	122,452	1,837	479	879	1.50	55.0

常用労働者とは、法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者で、常用労働者総数から除外率相当数を除いた数値である。合計の数値は、(重度)をダブルカウントしたものである。いずれも6月1日現在。

出所：三重県三重労働局職業安定部職業対策課、(社)三重県障害者雇用促進協会「各年度版、障害者雇用の現状」による

この数値は全国のそれと比較して、実雇用率ではややよく、未達成企業の割合ではやや悪く、障害者数のピークが全国よりも2年遅れているが、概ね全国の動向を反映する。

3：学校から職場へのスムーズな移行の現状

ここでは三重県内のA養護学校(知的障害)の職業教育への取組について、カリキュラム、関係機関との連携の状況等を整理し、障害を持つ生徒に対する雇用・就業の適切なルートを構築するために必要な問題点を探っていくことになる。

A養護学校は中南勢地域を学区としていたB養護学校の南勢地域¹⁵を分離する形で1994年

¹⁵ 校区は次の通りである。なお市町村合併により2005年以降に一部変更の可能性が見込まれる。松阪市、伊勢市、鳥羽市、飯南町、飯高町、明和町、小俣町、多気町、玉城町、大台町、大宮町、度会町、

4月に開学された。2002年度文部科学省による「就業支援に関する実践研究事業」の指定を受け、新たな就業支援モデルを探るための研究を継続している。高等部の卒業生数は次の通りである。

表9：A 養護学校卒業生数の推移

合計	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
205	7	11	23	20	27	33	21	31

出所：平成15年度学校要覧による

高等部在学学生78人(2003年5月1日現在)の障害の状況は、療育手帳の種類別で軽度8、中度29、重度30及び最重度11となっており、重複障害の内、身体障害者手帳交付数では肢体不自由6、聴覚障害1、視覚障害1及び言語障害1であり、さらに精神障害1が認められる。

卒業生の進路は表10に見られる推移を示している。この数値の推移から2001年3月卒業者とそれ以降の卒業者との間に顕著な変化が認められる。事業所就職者の減少と授産所入所者の増加である。この原因の一つについて、ヒアリングでは、この地域が元々授産施設が少なかったところ近年増加していること、両親の希望として、ストレスの少ない授産所入所所が大きいことが指摘された。しかしながら障害者県内労働市場の悪化がその根底にあるものと思われる(表3及び表4を参照されたい)。また表11が明らかにするように、この変化は一人南勢地域に限ったものでない。すなわち、県内養護学校高等部卒業者の進路に関する一般的な傾向として把握すべきであろう。

表10：A 養護学校進路状況の推移

	事業所	家業	授産所	厚生施設	病院	家庭
1999年	10	0	7	6	0	4
2000年	10	0	5	17	0	1
2001年	10	0	19	2	0	1
2002年	5	0	15	1	0	0
2003年	3	0	20	7	0	1

各年3月卒業生数

出所：三重県教育委員会学校教育支援チーム調べ

表11：(A 養護学校を除く) 養護学校の進路状況の推移

	事業所	家業	授産所	厚生施設	病院	家庭
1999年	14	1	35	26	2	7
2000年	20	1	27	32	6	7
2001年	10	1	38	21	4	3
2002年	6	0	34	18	5	5
2003年	12	0	21	25	10	5

南勢町、南島町、紀勢町、二見町、磯部町、阿児町、大王町、志摩町、浜島町、勢和村、宮川村、御菌村、大内山村である。従ってスクールバスも5コースに分けられ、最長時間は95分を要する。

各年3月卒業者数、知的障害、肢体不自由、知的死体へ移設、病弱各高等部12校の合計である。

出所：三重県教育委員会学校教育支援チーム調べ

次にA養護学校のカリキュラム¹⁶における職業移行にかかる部分¹⁷を見ることにする。同校では、生活目標として「『働く』ことへの意識を高める」を上げ、「卒業後社会に出る高等部では、社会的自立を目指して、実社会に即した体験的な学習活動や、卒業後の職業生活・家庭生活につながる学習を重視し、『生活単元学習』や『作業学習』の時間がカリキュラムの中で大きな比重を占めている。また、年間の活動の中で進路の学習も取り入れ、働く意識を高めたり、社会に出るための心構えを学習している」¹⁸とする。

同校の移行支援計画のコアとなるのが「就業支援会議」である。この会議の参加者は、支援が必要とされる生徒の居住地市町村福祉課担当者、コーディネーター、生活支援アドバイザー、ケアマネジメントアドバイザー、三重県知的障害者福祉センター「はばたき」職員、三重障害者職業センター職員、職業安定所担当官、A養護学校教員からなり、キーパーソンとして、組織として生涯にわたり就業を含め生活全般にわたり障害者を把握できる「市町村福祉課」を宛て、支援要請等状況把握を必ず福祉課に行うことで、ネットワークを実効性のあるものとしている。この基礎資料となるのが「個別の移行支援計画」¹⁹である。同校では、3年生の進路決定にあたり、「個別の支援計画」を基に支援会議において「確実な支援のバ

¹⁶ 以下において特に記載のない限り高等部のカリキュラムを指す。

¹⁷ ここで注意しなければならないのは、養護学校は学校教育機関の一つであるから、「職業訓練」をカリキュラムの中に盛り込んでいないことである、すなわちカリキュラムにおいて職業と関係する部分は、職業生活へのスムーズな移行を支援するための準備教育に止まる、ということである。それ故にカリキュラムの策定にあたり、いかに各人の能力を正確に把握し、個別プログラムの中で各人にあった準備教育を実施するか、さらに進路指導に当たり本人、保護者の希望に合わせながら具体的にどのような移行支援措置を利用するかについて、関係機関との密接な連携の下に適切な指導が求められるのである。

¹⁸ A養護学校「平成14、15年度就業支援に関する実践研究報告書」2004年、3頁。こうした考え方に對して強い異論もある。総務庁行政監察局「障害者雇用の現状と対策」1996年は、「特殊教育諸学校高等部における職業教育及び就職指導の充実」と題する勧告において、知的障害のある生徒を対象とする「養護学校高等部における職業教育の充実を図るため、調査研究協力校を指定することなどにより、職業科の設置について、より実践的な調査研究を進めるとともに、同校高等部普通科における作業学習については、最近の就職同校にも対応した種目を選択・導入するなどその充実を図るよう都道府県教育委員会を指導すること」とするが、その前提となっている作業学習に関する考え方は、「作業学習を教育の中心に据えその内容を工夫することにより、生徒の就職の可能性を少しでも高める」と云うところにある。この考えによれば、作業学習とは仕事に直接結びつく技能の養成であると理解されるが、作業学習の基本目的はまさに教科と領域を合わせた総合学習の中で社会に参入するために必要な能力を養うもので、作業種目それ自体特段の意義を持たないのであるから特定の仕事に結びつけることは適切でない。

¹⁹ 個別の移行支援計画は2種類用意され、一つは、1年次から3年次それぞれにおける、本人、保護者の進路希望及び担当者の所見を記入する欄があり、それぞれの学年毎に調査、課題、生徒・保護者の希望を基にした可能な支援計画（及び留意点）及び評価を記入する欄がある。さらに実習記録として、校内実習、産業現場等実習、その他実習につき、実習先、期間、仕事内容、本人及び保護者の評価、実習先の評価、担当者の所見を記入する欄があり、最後に進路相談の記録欄が設けられている。この書式は就業支援会議のキーパーソンである福祉課に保管される。もう一つは、本人または保護者が保管するもので、将来の生活設計についての希望を記入する欄、必要と思われる支援内容を記入する欄があり、これを了承した旨の本人及び保護者の署名押印がなされる。

トタッチが出来る体制作りを模索すると共に…就職希望の3年生個々の生徒の今後の支援について協議し、確認する」ために開発中である。

移行支援会議へ向けた指導は1年生から、保護者の意識啓発も含めて始まり、次のような経過を辿る。まず「働く」ことの意識を高めるために、5月に作業所見学（保護者見学を含む）、進路説明会（進路希望調査を含む）を行い、6月に校内実習（5日間）、10月に会社見学（保護者見学を含む）、2月に二回目の校内実習（10日間）及び進路希望調査を行い、更正施設を見学する。2年生において、6月に進路説明会（三回目進路希望調査を含む）、三回目校内実習（10日間）を行う。9月には公共職業安定所による説明会及び職業ガイダンスが行われ、10月に二回目会社見学（保護者見学を含む）がある。2月に入って四回目校内実習（10日間）、進路希望調査（インターンシップ）、二回目更正施設見学（保護者見学を含む）、体験実習（3日間）が行われる。3年生の段階で現場実習が行われる。4月に進路確認保護者懇談会（個別懇談を含む）、5月に五回目校内実習（5日間、産業現場等実習へ向けた最終点検が目的）が行われる。6月に入ると第一期産業現場等における実習説明会及び実習（3週間）が行われ、よく7月に実習反省会を実施し、8月の一回目就業支援会議²⁰の開催となる。9月に二回目公共職業安定所による説明会、職業ガイダンス（職業評価を含む²¹）が就労希望者に対して行われ、10月の第二期産業現場等における実習説明会及び実習（3週間、なお臨時の実習については11月以降随時実施）、11月の実習反省会と続き、2月に卒業前移行支援会議が開催される。

これらの特別な職業関係カリキュラムは、作業学習を始めとする教科・領域を合わせた25.4時間（1単位時間は50分）の指導を基盤として展開されている。作業学習は週4.4時間（重複障害生徒には2.8時間）が用意され、個人別に木工・陶芸、農・園芸、工芸、手芸、縫製及び紙工が行われている²²。

卒業後の支援については、夏までに職場訪問を実施すること、また何らかの形で問題が生じ、学校に相談が持ち込まれた場合には、現在の進路指導担当者、当時の担当者及び担任の協議により善後策を講じる、とする。こうした講じるべき策の中に大きな役割を果たすのが就業支援会議（ケース会議）であろう。

²⁰ この会議で「ケース会議」が3生徒について行われ、例えば次のような報告と課題が指摘されている。〔仕事内容〕寿司等の加工、下準備、商品の箱詰、〔実習の様子と課題〕体力不足、指示理解・コミュニケーションの困難、補任の仕事への意欲が指導者に伝わりにくい、〔見通し〕多忙な時期に、再度1週間の臨時現場実習を実施、結果は後日報告する、と云うものである。ケース会議の手続等については、担任が主導して進める。「15年度進路指導部の目標と基本方針」にマニュアルが記載されている。

²¹ 職業評価は従前2年次に行ってきたが、3年次のガイダンス時及び本人、保護者の希望により随時実施するよう変更された。これにより「働く」意識を高める学習の成果をよりよく反映し、第二期産業現場実習をより効果的にすることが期待出来る。

²² どの種目を受けるかは固定されたものではなく、例えば就職先に合わせて変更されることもあると云う。

4：政策的課題について

これまでますます厳しさを増しつつある労働市場の中で、障害を持つ生徒を学校から職業生活へスムーズに移行させるために、どのようなシステムを作るのが良いか、その努力について関係各機関の取組の概要を眺めた。その中で特にA養護学校の実践研究の取組を紹介し、支援ネットワーク構築モデルの内容と機能について概観した。

そうした限られん状況分析からも、地域就業支援システムの構築という観点から、幾つかの問題点を指摘することが出来ると思われる。

県内の関係機関の連携は、国の障害者雇用促進策に伴って、とりわけ1996年の総務庁行政監察局「障害者雇用対策の現状と課題」に沿った3改革案、すなわち①障害者雇用促進制度の見直し（知的障害・精神障害を含めた雇用率の設定、除外率の見直し、身体障害者雇用納付金制度の見直し）、②障害者雇用対策の充実（法的雇用率の達成指導、重度障害者雇用対策の推進、障害者職業能力開発校における入所対象者の拡大、障害者職業相談員の有効活用、税制上の優遇措置の利用の促進）、③特殊教育諸学校高等部における職業教育及び就職指導の充実について、関係機関に対して行われた勧告により実施された諸施策に基づいて行われている。そうした施策は、雇用率中心に障害者雇用を進めてきた日本において、知的及び精神障害者の社会的参加の要求が高まる中でこれら障害者を雇用率の算定対象障害者に含めることによる、政府の施策が総合的な障害者雇用対策へと大きく転換したことに主要な原因を求めることが出来る。そうした施策は従来型の雇用と福祉を分離し、雇用と福祉をそれぞれ別個の施策として考えることに代えて、とりわけ地域の支援システムの中で両者が相互に行き来することの出来るシステムを形成しようとするところにその特徴が見られる。

そうした国の変化を受けて、地域就業支援政策を立案するべく、三重県関係機関はどのようなシステムを構築すべきであるか。障害者の就業問題に直接携わっているボランティアやNPO法人の活動を待って、それを地方政府及び国の出先機関がそれぞれ受け入れていけばいいという考え方もあろう。実際これら組織は自由な、ユニークなアイデアを基に、行政機関の職掌分掌の枠にとらわれず、雇用促進に大きな役割を果たしてきた。しかしそうした成果をシステムの活かすには、取りまとめ役と責任を負う機関が必要であり、その主体となる機関をどのように設定するかの問題がある。国はいざ知らず、地方行政機関は具体的な実施機関であるから、その立案されるべき政策も実施に向けた統一的なシステムが必要であるのは明らかである。ここで問題となっている地域就業支援政策は、市町村レベルにおけるネットワークで連携する方途も可能であろうが、雇用政策、産業政策、福祉政策等を統合した障害者に対する社会参加を可能とする政策を、市町村レベルで立案することは極めて困難であろう。県行政がこれにあたるのが自然ではないか。

問題は労働、産業、福祉及び教育にそれぞれ分割されている行政組織をどのように活用するかである。三重県行政におけるチーム組織は、概ね従来の縦割り組織を継承するが、理念的には横断的組織に活用できる性質を持っている。雇用、産業、福祉及び教育部門担当者に

よるチームの編成が望ましい。それぞれの組織が有する職掌については、障害者に対する地域就業支援政策部分と重複することが予測されるが、特別に設置される組織としての性格上、通常の組織の職掌に優先するものとして取り扱う必要がある。そうした組織編成が不可能な場合には、既存組織の連携で行う必要があるが、その連携目的からして雇用担当部門がこれの、いわゆるキーパーソンとなる必要がある。

連携すべき外部組織には、国の労働行政地方組織、市町村の福祉及び産業・労働に関する部門、障害者雇用に関係する第三セクター、障害者福祉プランに基づくケアマネジャー、カウンセラー等の支援専門職、等が考えられる。さらに障害者を雇用する事業主、保護者会、授産所、福祉工場を含めた福祉施設、障害者支援ボランティア組織は障害者支援を直接行う立場にあり、その経験と意見は政策判断に大きな影響力を持つと考えられる。加えて労働保険実務の専門職である社会保険労務士²³、社会生活支援における法律・経済問題専門家としての弁護士、税理士、司法書士等との協力・連携関係の構築も必要である。こうした専門職は支援組織のパートナーとして、それ以外の連携組織とは別個に位置づけることが望ましい。

こうした提案に関連して、三重県では厚生労働省の委託を受けた支援事業が四日市で展開中である。2002年12月四日市市社会福祉協議会に設置された「四日市市障害者就業・生活支援センター」²⁴である。これには四日市市社会福祉協議会をキーパーソンとして、四日市市商工農水部、同保健福祉部、四日市公共職業安定所が連携機関として参加する。これも地域の福祉、産業及び公共職業安定機関との連携の例であり、四日市市域の産業、人口の集積規模から市行政単独でも可能な方法のように思われる。しかしこの事業には、授産所、更正施設または福祉工場などの福祉的就労施設の参加がなく、福祉と雇用を統合した支援サービス事業とは云えない。

と云うのも次のような事情も考慮する必要があるからである。障害者は毎年多くの離職者を出しているが、再就職を果たす者は極めて少ないと云う現状がある。表12は、離職者と再就職者の割合を示したものである。三重県では数が少ないために年によってばらつきが見られるものの、大きな傾向として被解雇者数の増加と再就職率の低下傾向を示しており、全国のそれに一致する。

こうした数値から、相当数の被解雇者が再就職を果たしていないことが明らかであるし、その一部は障害の重度化等により、就業生活から引退せざるを得なかった者もあろうと推測される。こうした者に対する福祉的就労または一般的福祉サービス受給を保障するシステムが必要であり、障害者の意欲の回復、心身的条件の回復若しくは労働市場の回復により再度雇用又は就労を可能とするための支援が継続して行われることが必要である。すなわち、雇

²³ 三重県社会保険労務士会の話しによれば、(社)三重県障害者雇用促進協会の開催する研修会に参加し、障害者雇用のシステムについての研修を既に行っている。

²⁴ 新聞報道によると、事業開始1年間で15人がセンターを利用した就職を果たしたとされる[朝日新聞2004年3月13日、三重地方版]。しかしこの事業も国の委託事業であることに注目すべきである。この事業をどのように地域で継続・発展させるか、県単位での検討が急がれる。

表 12：障害者の解雇届の受理状況

	被解雇者数	再就職者数	再就職率
1995 年度	16	6	37.5%
	1,806	530	29.3%
1996 年度	23	5	21.7%
	1,629	478	29.3%
1997 年度	27	13	48.1%
	2,091	506	24.2%
1998 年度	39	12	30.8%
	2,950	605	20.5%
1999 年度	53	13	24.5%
	2,425	447	18.4%
2000 年度	32	8	25.0%
2001 年度	65	6	9.2%
2002 年度	40	12	30.0%

上段は三重県、下段は全国の数値。2000 年度以降は三重県のみ。

出所：三重県の数値は三重労働局職業安定部業務統計、全国は日本障害者雇用促進協会「平成 13 年度業務運営方針」28 頁より。

用支援政策において必要なのは、再就職を果たせなかった者を含めた総合的政策であり、雇用と福祉的就労との双方向性、福祉的就労と一般的副サービス受給との双方向性を確保した上での支援である²⁵。

事業目的に従って適切なキーパーソンも変化することは云うまでもない。四日市市の事業が雇用増に限定した目的を達成するものであれば、地域障害者の就業目的を達成することを可能にする機関との連携を考えればよく、地域社会福祉事業の総合的機関である社会福祉協議会がキーパーソンとして適切な役割を果たしうるであろう。しかし県単位の障害者就業支援政策に求められているのは、それら個別の支援システムを統合する機能である。

²⁵ しかしこうしたサービスには常に危険が伴うことも明らかである。滋賀・知的障害者虐待損害賠償事件での原告等は、更正施設から雇用への道を県障害福祉課、公共職業安定所の支援の下に選んだのであるが、使用者による虐待を防止することが出来なかった。大津地裁判決平成 15 年 3 月 24 日判時 1831 号 3 頁を参照。

【研究ノート】

伊勢商人と飛脚

茂木 陽一

はじめに

江戸と志勢地域のつながりは近世初頭から非常に強いものがあった。貞享5年(1688)10月の津藩郡奉行・加判奉行より町年寄・大庄屋に宛てた達に「江戸に久居領共に五六千人居申候」と述べられている。貞享年中には寛永年中から江戸に進出して¹⁾いた川喜田家をはじめとする木綿仲買が仕入問屋として自立し、大伝馬町組仲間を結成して木綿太物取引において江戸の商権を制覇した時期である。²⁾津・久居藩領からの江戸奉公・出稼が5 - 6,000名に及ぶのが事実なら志勢地域全体では万を超える人々が江戸で活動していたという可能性もある。

このような大量の志勢地域からの江戸稼ぎ者たちは、「諺ニ、江戸ニ多キヲ云テ、伊勢屋、稲荷ニ犬ノ糞、ト云也」とされるように、伊勢屋を名乗りながら勤儉に勤めていたのであろう。³⁾天保14年(1843)の江戸での諸国人別改に関連して、紀州藩田丸領の村々からの江戸出稼人の調査が行われた。それによると屋号をもつ江戸出稼人50名のうち25名と半数が伊勢屋を名乗っている。これに次ぐのは和泉屋の三名であるから、伊勢商人が江戸で商売を始めるときは伊勢屋を名乗り、大店に成長するに伴い、独自の屋号を名乗るようである。

これら持丸長者番付の常連である大伝馬町組や白子組に所属する伊勢商人たちが江戸の商権を制覇し、大きな財をなした基礎は、伊勢とのつながりにあるといえる。そのつながりを支える太い紐になったのは、白子湊を要とする伊勢湾海運の掌握という物流のルートであり、多くの奉公人を伊勢の地から江戸に供給する労働力移動のルートであり、参宮道・東海道を經由して往復する飛脚便によって為替の遣り取りや正金銀の現送を行う資金・資本移動のルートであった。そして、飛脚便の利用はもう一つ書状の遣り取りという形で情報の受発信のルートでもあった。このつながりの中での本家の主人は、宣長がいうように遊んでいたわけではなく、江戸店からの情報によって判断を下し、種々の指示を江戸店に対して行っていたのである。

これまでの伊勢商人研究においてはこの飛脚便の利用の実態についての研究が十分ではなかった。そこで本稿では『三重県史 資料編』近世4(上)の編纂過程で収集した史料を中心に伊勢商人と飛脚便の関わり的一端に触れてみたい。

1 東海道・参宮街道の飛脚取次所

白子を軸にした買次・積問屋・廻船の支配と並んで、伊勢商人の江戸店経営を支えたもう一つの要素は、飛脚便を利用した情報・通信の確保と稟議・決済システムの構築であった。

伊勢国内に所在していた飛脚問屋については詳しいことはわかっていない。東海道筋の飛脚

問屋で江戸の定飛脚問屋の取次になっていた者については、安永2年（1773）の「道中三度飛脚宿並取次所」に8軒が記載されている⁵⁾。また、天保10年（1839）の「東海道取次所示談書連印帳 二」⁶⁾には、伊勢国内の東海道各宿の取次所とならんで、参宮街道の取次所の記載もある。この両史料をもとに、東海道各宿の三度飛脚取次所を示したのが表1である。

享和3年（1803）の江戸定飛脚問屋仲間と十組問屋仲間の取極を記した「十組等問屋と定飛脚問屋賃銭議定書」の中では、定飛脚問屋仲間は「乍憚私とも渡世之儀は御大切之御請負物、毎日仕出シ、五十三次は勿論、其外木曾路・奥街道共、駅々数百ヶ宿、何れニ而も一ヶ宿ニ老ケ所宛は、是迄取次之相仕、又は泊定宿儘成方を撰拵差置候事故⁷⁾」と述べている。「相仕」とは、業務提携のことであるが、右表の取次所も同様に「相仕」と見てよいだろう。

この表を見る限り、東海道であっても全ての宿に取次所が設定されていたわけではないことがわかる。安永年間で28宿に56軒の取次が、天保年間で35宿に59軒の取次が設定されている。天保10年には、近江国内に梅木村や平原のように東海道五三次には属さない場所に取次所が置かれている。あるいは、近江商人の需要に応える意味があったと思われる。同様に、東海道から分かれる脇街道であるが参宮街道の津・松坂・山田といった「奥伊勢」と呼ばれる地域にも取次所が設定されており、山田や津には複数の取次所が置かれているのが注目される。

2 伊勢国内の飛脚問屋

前掲の伊勢国内の取次所になっている飛脚問屋を書き上げたのが、表2である。安永2年、天保10年の両年次に共通しているのは、関宿の川北五郎左衛門、大坂屋李兵衛、四日市宿の

表1 東海道各宿の飛脚取次所

宿名	安永2	天保10	宿名	安永2	天保10
伏見			舞坂		1
大津	4	4	浜松	2	3
草津	1	1	見付	1	1
平原		1	袋井		3
梅木村		1	掛川	2	2
水口	3	2	日坂		1
土山	2	1	金谷	2	2
関	4	3	島田	2	1
山田		2	藤枝	2	3
松坂		1	駿府	2	1
津		2	江尻	2	1
亀山		1	奥津	1	1
四日市	2	1	不二川		1
桑名	2	4	岩淵	1	
宮	2		吉原	1	1
池鯉鮒	1	1	沼津	3	1
岡崎	3	3	三島	3	2
藤川		1	箱根	1	
御油		1	小田原	3	2
吉田	2	3	大磯		1
新居	1	1	藤沢	1	1
			合計	56	64

1)安永二年は「道中三度飛脚宿並取次所」(『近世交通史料』七所収)より作成

2)天保十年は「東海道取次所示談書連印帳二」(一橋大学図書館蔵)より作成

黒川彦左衛門、桑名宿の松本屋左兵衛（松本定兵衛）である。四日市の黒川彦左衛門は桑名にも出店を有しているが、黒川は、元文3年（1738）に、白子で飛脚業を営んでいる児玉六郎右衛門が江戸・大坂・京へ送る金銀荷物書状に対する保証を与えており、周辺の各宿の飛脚屋を組織していたと思われる⁸⁾。また、延享年間には京—白子—江戸という飛脚荷物の「白子廻し」が、積問屋の竹口家を中心に開始されており、江戸定飛脚問屋との「相仕」には入っていない⁸⁾とも、白子もまた、伊勢国内の飛脚業の拠点であった。

表2 伊勢国内の飛脚問屋

	安永2年		天保10年	
山田			鈴木屋武右衛門	本屋勘兵衛
松坂			山城屋久右エ門	
津			矢野屋吉三郎	薬屋六郎兵衛
関	川北五郎左衛門 丸屋喜兵衛	大坂屋左兵衛 市川伝助	伊藤平兵衛 山中目兵衛	川北五郎左衛門
亀山			西村三郎治	
四日市	黒川彦左衛門	藺田庄九郎	黒川彦左衛門	
桑名	松本定兵衛	黒川彦左衛門	松本屋左兵衛 小嶋権兵衛	黒川彦左衛門 貝谷権左衛門

1)出典は表1に同じ

松坂の取次所になっている山城屋水谷家については、同家の文書が残されているので、かろうじて同家を通じて、伊勢国内の飛脚問屋の活動の様子をうかがうことが出来る⁹⁾。山城屋は寛延3年（1750）、相模屋・武田屋と共に京—伊勢間の飛脚組合を結び、月九度の飛脚仕立てを行うなど、京・大坂との間の飛脚業務を展開している¹⁰⁾が、江戸定飛脚問屋の取次所にもなっている。同家は、紀州藩の藩金輸送にも携わっており、寛政元年（1789）紀州藩の七里飛脚が廃止されてからは、山城屋が松阪発の書状・荷物・金銀の飛脚業務の中心をになっていた。

3 江戸定飛脚問屋仲間と伊勢

江戸の定飛脚問屋仲間と伊勢の関わりは伊勢商人を媒介にして、早くから強いものがあった。寛文3年（1663）に、江戸・京・大坂の飛脚問屋が組合を作るが、「嶋屋佐右衛門家声録」によれば、当初書状の送送のみを行っていた飛脚問屋が金銀の輸送を行うようになったのは、嶋屋三右衛門が筆頭となり、かねて懇意であった大伝馬町の大黒屋の引き立てで大伝馬町一丁目の伊勢商人たちを得意として金飛脚を始めたのが発端であったという。そのため、「諸帳面金銀之名目、初丁にいせを一番に書出し、又伝馬町状とりの廻りをいせ番と申も、此因による¹¹⁾」といわれている。寛文中であれば、大伝馬町の伊勢商人たちは仕入問屋になる前の仲買の段

階であるが、既に、上方や伊勢への送金の必要があり、その便利のために嶋屋を金飛脚として引き立てたわけであろう。

このように、定飛脚はその成立からして伊勢商人と深い関係を持っていたから、その後の江戸定飛脚問屋の営業活動の中でも伊勢、特に奥伊勢と呼ばれる神戸・津・松坂・山田は特別な地域として扱われていた。享和3年(1803)の定飛脚問屋仲間の「仲間仕法帳」には、江戸から上方への飛脚荷物のうち、街道筋から在々へ入り込んで配送する荷物は、損耗もかかるので引き受けないとした一条で「附 奥伊勢之儀は格別用向多候ニ付、たとへは山田配、松坂配、津配、四日市配、関配と申請負可致候、乍然通筋は格別、在々江入込候節は、何分御断可申上候事」と、奥伊勢については、荷物が多いので東海道から分岐しての配送を引き受けることとしている。¹²⁾

また表3に示した、享和3年頃と推定される江戸の定飛脚問屋和泉屋の定式目録中にある「京大坂道中諸配在届老ケ歳見積り惣高覚」には、京都・大阪・大津などの町在への配送賃の見積金額が記されている。合計金3分と銭243貫600文の定式見積額のうち、四日市宿経由の奥伊勢物早状届配が61貫200文、関宿経由の毎月六度宛奥伊勢物配賃が32貫400文の合計93貫600文に及んでおり、全体の三分の一に達していることから、江戸の飛脚問屋にとって奥伊勢への配送の比重の高さを知ることができる。¹³⁾

表3 定飛脚問屋和泉屋甚兵衛定式目録(享和3年)

	項目	金額(銭)	備考
京 大 坂 道 中 諸 配 在 届 老 ケ 歳 見 積 り 惣 高 覚	京都早並配	54貫	定式 月4貫500文
	大坂尾吉早配	66貫	定式 月5貫500文
	京都格外届	12貫	見積り 月1貫文
	大坂在届 灘・西ノ宮・兵庫・伊丹・池田・尼崎	金2分	両度にて江戸屋平右衛門殿掛申。寛政11年末歳より初
	大津地酒届	金1分	定式 1カ年
	関宿毎月六度宛奥伊勢物配賃	32貫400文	定式 月度450文宛6度也。外二在々届相掛申候
	四日市宿奥伊勢物早状届配	61貫200文	定式 月5貫100文。外二仕立抜代届賃
	宮宿より名古屋届早状酒配賃	18貫文	見積り 月1貫500文。外二大野仕立届並金名古屋行届賃別段也
	山田より鳥羽届 津地配 松坂在配 岡崎在配届 附岩村仕立届		四口は時々不定に有之候事
	出分合計	金3分 銭243貫600文	右之外道中筋在々届相掛申候

1) 「飛脚仲間惣まく理」(『日本交通史料集成』3)より作成。

4 江戸から伊勢までの飛脚賃

享和3年の飛脚仲間仕法帳の改正までは、定飛脚問屋は得意先の書状や荷物を自ら受取人を派遣して集荷しており、料金についても「仕切」と称して、見積金額での年間契約を行っていたことがわかる。この「仕切」に関しては、安永6年(1777)の大伝馬町組の「定」に、飛脚賃金が記載されており、金100両二付、伊勢まで10.6匁、銀1貫匁について8匁、山田相可射和まで16匁、為替手形金5両入りまで0.9匁等と並んで、「状簡半季分」13匁ときめられている¹⁴⁾。年間にすれば、26匁である。後述するように、長谷川家では、天明2年(1782)、7—12月に江戸店からの書状を57回受け取っており、江戸店は毎月一、四、八の日に本状で江戸から松坂に送っている。年間にすれば、盆と正月の期間を除いても100回以上の書状の送達になる。文化年間の八日限の並便では、書状1通につき松坂まで0.585匁であるから、100回送るとなれば、60匁弱となる。時期は違うが、年間26匁の「仕切」は、ずいぶんと飛脚問屋にとって不利な内容であったといわざるを得ない。したがって、定飛脚問屋側は常に配送賃値上げを要求していたが、大口の顧客である大伝馬町組や十組との間では一方的な料金値上げを実現することは出来ず、度重なる協議の末によりやくなにがしかの増運賃を獲得することになるのであった。

書状は並便とか本状と呼ばれる定期便が最も低価格で、江戸—松坂間をおおむね8日から9日で通送される。これに対して、刻廻しとか早序・早状と呼ぶ速達便がある。松坂から江戸までの運賃を示したと思われる享和2年(1802)の山城屋の書付では、早序が本六日限で5匁、これが正五日限では3匁、正四日限では4匁2分と一気に40—50倍に跳ね上がる¹⁵⁾。これは、早序までは、他の状簡と相荷物に仕立てられるのに対し、刻廻しはその書状だけの別仕立てになるからである。また、定飛脚問屋ではないが、「六組飛脚屋賃附」では、山田まで六日限状1通が9匁、八日限が2匁5分、松坂まで六日限状が5匁、八日限が1匁5分となっているので、六日限状の直段は江戸—松坂でおおむね5匁、並状ではその10分の1の値段ということが出来るから、本状に限ってみれば通信コストはずいぶんと低くなっているといえるだろう¹⁶⁾。

では、これらの飛脚の上得意であった伊勢商人たちはどのような目的で飛脚を利用していたのであろうか。長谷川家に残る書状留から、津・松坂の商人たちと飛脚との関連を見てみよう。

5 書状刺と書状留

伊勢商人は本家が伊勢にあるため、営業活動の拠点である江戸店に対して本家主人の直接的な支配が出来なかった。そこで、江戸店の奉公人たちの恣意的な経営や不正を防ぐために種々の工夫が為された。一つは、奉公人を江戸ではなく、地元の伊勢で採用することだった。もう一つは、家訓や店掟といった服務規律を成文化して日常的に読み聞かせ、忠孝といった一般的な倫理感覚のなかに主人への忠誠心を織り込み、またそれを店制として奉公人相互の監視や牽制を組み込むことで実効的な奉公倫理を確立しようとするものであり、そして三つ目には、江

戸店と本家との間の頻繁な連絡により、江戸店の状況を把握すると共に奉公人たちの統制や営業上の決定権を本家の主人が掌握しようとする努力であった。

このことに関わって伊勢商人によって作成・保存される文書が書状刺と書状留である。書状刺は受け取った書状をそのまま綴ったものであり、書状留は発送した書状の内容の控である。三井や長谷川家ではこの書状刺や書状留が非常に大切に長期間にわたって保管されている。これらの書状はいったいどれほどの量が作成されたのであろうか。例えば長谷川家の書状留は現

表4 長谷川家書状一覧(1)

書状 番号	松坂状発 日付	江戸状発 日付	江戸状留 日付	同推定	差引日数	推定日数	備考	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
1	7/17	7/8		7/16		8		1	1		1		1					1
2	7/21	7/11		7/20		9		1	1		1		1					1
3	7/24	7/14		7/23		9		1		1			1					
4	7/27	7/18	未着					1		1		1						1
5	8/1	7/18	7/29		11			1	1		1		1					1
6	8/4	7/21	未着						1		1		1					1
7	8/7	7/21		8/5		14				1					1			
7	8/7	7/27		8/6		9												
7	8/7	7/28		8/7		9												
8	8/11	8/2	8/9		7							1					1	
9	8/13	8/4	8/12		8												1	
9	8/13	8/4	8/12		8		夜早状											
10	8/14	8/6		8/13		7					1		1				1	
11	8/14	8/4	8/13		9		本状	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	8/14	8/4	8/12		8		6日限早状											
12	8/17	8/8	8/15		7						1	1	1				1	
13	8/21	8/11		8/20		9					1	1	1				1	
13	8/21	8/7		8/20		13												
14	8/24	8/14	8/22		8			1								1	1	
15	8/27	8/18	未着								1						1	
16	9/1	8/18		9/1		13		1			1					1	1	
16	9/1	8/21		9/1		10												
16	9/1	8/24		9/1		8												
17	9/4	8/28	未着					1			1							
18	9/7	8/28		9/6		8			1		1						1	1
19	9/11	9/1	9/9		8				1								1	
20	9/14	9/4	未着								1							
21	9/17	9/4	9/14		10			1		1								
21	9/17	9/8		9/16		8												
22	9/21	9/11		9/20		9		1			1	1		1		1	1	1
22	9/21	9/14		9/20		6												
23	9/24	9/18	未着								1						1	1
24	9/27	9/18		9/26		8				1		1					1	
25	10/1	9/21		9/30		9						1						
26a	10/4	9/24		10/3		9		1										
26b	10/5							1			1						1	
27	10/7	9/28		10/6		8					1	1						
28	10/11	10/1		10/10		9			1		1						1	1
29	10/14	10/8	未着								1						1	
30	10/17	10/8		10/16		8			1		1							
31	10/21	10/11		10/20		9					1						1	
31	10/21	10/14		10/20		6												

在 275 冊が残されている。一冊の書状留には半年から一年分の松坂発の書状の控が綴られている。「江戸店書状四十二番」と番号を振られた天明二年後半の書状留を見てみると、51 通が松坂から出され、一方 57 通が江戸店から出されている。

表 4 は、この書状留に記された 51 通について、その書状の作成日付、その書状に対応する江戸店より送られてきた書状の作成日付と到着日付、その書状に記されている主な記載事項を内容にしたがって分類したものを一覧にしたものである。

江戸店からの本状は毎月一、四、八の日に松坂へ向けて発送されることになっている。それに対して、松坂の本店から江戸店へ向けて発送される本状は、一、四、七の日に送られる。江

表 4 長谷川家書状一覧(2)

書状 番号	松坂状 発日付	江戸状 発日付	江戸状 着日付	同 推定	差引日 数	推定日 数	備考	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
32	10/24	10/18	未着					1								1			
33	10/27	10/18		10/26		8		1			1					1			
34	11/1	10/21		10/30		9				1	1					1			
34	11/1	10/24		10/30		6													
35	11/4	10/28	未着								1								
35	11/4	10/26	11/2		6		間状		1							1			
36	11/7	10/28		11/6		8			1							1			
37	11/11	11/1		11/10		9		1	1		1				1	1			
38	11/14	11/8	未着						1	1	1					1			
39	11/17	11/4		11/16		12		1		1					1	1			
40	11/17	11/8		11/16		8													
41	11/21	11/11		11/20		9		1			1					1			
41	11/21	11/14	未着													1			
42	11/24	11/18	未着					1	1						1	1			
43	11/27	11/18		11/26		8			1							1			
44	12/1	11/21		11/30		9		1	1		1								
45	12/4	11/24		12/3		9			1		1								
46	12/7	11/28		12/6		8		1			1								
47	12/11	12/1		12/10		9		1	1		1				1	1			
48	12/14	12/8	未着								1					1			
48	12/14	12/6	12/13			7	間状												
49	12/17	12/8		12/16		8		1	1		1			1		1			
50	12/21	12/11		12/20		9		1	1		1							1	
50	12/21	12/14		12/20		6													
51	12/24	12/18	未着													1		1	
52	1/4	12/18		1/3		15		1		1	1				1	1		1	
52	1/4	12/21		1/3		12													
52	1/4	12/24		1/3		9													
53	1/7										1		1			1			
	合計					0.545	4		25	20	9	36	9	10	4	7	36	6	8

- 1)「天明二年七月江戸店書状控四十二番」(『三重県史 資料編』近世4(上)207-303頁)より作成。
- 2)「未着」とするのは、江戸店から送られたはずの定期便が伊勢状の発送時点で到着していないという意味である。
- 3)各記事の分類は次の通り
 - A: 紀州藩為替仲間
 - B: 本家との手形取引
 - C: 難船情報
 - D: 奉公人関係
 - E: 取引不調の際の処理
 - F: 目録仕立て・決算関係
 - G: 大伝馬町仲間関係
 - H: 本家・江戸店進物など
 - I: 庄兵衛一伴・綿店間系
 - J: 不動産関係
 - K: その他

戸一松坂間の本状が8日かけて到着するとした場合、江戸店から1月1日に出された本状が松坂に到着するのは1月9日となる。本家の主人がその書状の内容を参照して指示を出すのは、1月11日に松坂から出される本状ということになる。

しかし、江戸からの書状が常に8日間で到着するわけではない。「未着」とあるのは、本来なら参照できるはずの書状が到着していないということを示している。本状は、定期便なので江戸店からの書状が到着すると否とに関わらず松坂からは一、四、七の日に発送される。したがって、川留めなどによって江戸状が滞っている様な時には、しばしばほとんど同じ内容の松坂状が続けて出されることも多い。

本状が定期便であるのに対して、重要な事件の際には早状が送受される。この発送日は本状と異なって一定していない。定期便である本状とは別仕立てで運ばれるからである。

江戸から、松坂までの到着日数は、日付のわかっている場合についてみると平均で8.2日、川留などがなければ、おおむね8日で到着する。江戸からの配送ルートは、本状の場合は関宿から伊勢別街道を通って津にいたり、津からは参宮街道を経て松坂に到着する。他方、六日限の早序の場合は、四日市から参宮街道に入り、神戸・白子を経て松坂に送られている。

6 書状の内容

書状留は、江戸店から伝えられた前便の内容を要約した上で、それに対する本家主人の指示である本状の内容が書き留められる。書状留に記される一通ごとの内容は一種の稟議—決済の記録に他ならないから、それらの集成である書状留は、それ自体が以降の営業活動の判断基準となるものであり、種々のケースに対処するために活用されるものである。だからこそ書状留は廃棄されることなく長期にわたって保存され、重要なケースについての抜粋・摘録が作られたりすることになる。

長谷川家の書状留の内容は、きわめて多岐にわたっているが、便宜的にAからKまでの11種に内容を分類してみた。一通の書状に一つの内容が書かれているわけではなく複数の内容が記載されているのであくまでも主要な内容と思われるものを拾い出して一覧にしたものであるが、記載の多いのは、奉公人の上り下りや昇進などに関する記事と、この年に起きた長谷川家にとっての大事件である庄兵衛一件の記事である。それに続くのが、紀州藩御為替仲間関係の記事と、本家と買次商人たちとの手形取引の記事である。

紀州藩御為替仲間関係の記事と手形取引の記事は連動している。長谷川家は小津や殿村と共に紀州藩御為替組の一員であった。松坂で受け取った紀州藩の公金を江戸店へ送金し、江戸店から仲間の行司を通じて紀州藩邸に納金するのであるが、松坂の本家が受け取った正金をそのまま江戸へ現送するのではなく、書状によって江戸店に別勘定で設定してある「御用下金」から、為替仲間の行司へ長谷川家の拠出分を納入するよう指示を出すのである。

他方、江戸店が伊勢の買次に対して木綿仕入の注文を出すと、その代金は松坂の長谷川本家

の手許にある紀州藩御為替金から買次商人に支払われ、買次は受取手形を渡す。本家は、その受取手形を江戸店に飛脚便を通じて発送し、江戸店では、その受取手形分の金額を店勘定から「御用下金」勘定へ移す。また、取引のある買次や仲間商人に資金融通をする場合、金子相渡手形を請取って江戸へ送り、江戸店は仲間商人の江戸店からその代金を受け取って「御用下金」へ加え入れる。

このように、紀州藩の為替金と本家手持金、江戸店の店元金、および御用下金とを連動させることによって正金の移動無しに買次や仲間との取引を行うのであり、手形や為替の送受、勘定の振替の指示や依頼のために飛脚便が利用されることになる。

九件の難船情報は、木綿荷物を積んで白子や他の湊を出帆した廻船が荷打や破船の被害を被った場合、連絡はまず江戸の大伝馬町組に対して行われる。多くの場合、木綿荷物は複数の荷主が積み込んでいるからである。大伝馬町組からは直ちに使者が現地へ派遣されて被害の状況が把握される。その情報が江戸店の書状を通じて松坂の本家へもたらされるのである。したがって、伊勢湾内で起こった難船情報であっても、多くの場合、松坂の本家は江戸経由でそのことを知ることになる。

9件の取引不調の際の処理とは取引先が営業不振になった場合などの債権回収・処理に関する指示である。6件の不動産関係の記事は、亀屋店に隣接する店地の購入など土地売買や家賃収入に関する指示である。

10件の目録仕立・決算関係の記事は、時期的に7月と12月に集中する。これは、毎半期の決算報告である「目録」の作成や売り掛け処理の督促についての記事が中心である。

本家江戸店進物などの記事は、歳暮の際の贈答や年始の伺候についての指示、本家が必要とする江戸や東国の物産の買附に対する指示が中心である。この中には、神昌丸と船頭の大黒屋光太夫についての記事を見いだすことが出来る。8月24日の書状で、江戸からの神昌丸の帰り船に松丸太・蠟燭・半切を積登せることが記されている¹⁷⁾。また、11月11日状では、4日の江戸状で上州大豆25俵を光太夫船に積み入れて登せることが記され、17日状では11月15日に大豆と塩いわしを積んで、白子へ入船したことがわかる¹⁸⁾。光太夫はこの後、12月に紀州藩廻米500石を積んで白子を出帆し、遠州灘で難船することになる。

6 綿店庄兵衛一件

このように、松坂の本家の主人は種々の情報を江戸店発の飛脚便を通じて受け取り、また必要な指示を飛脚便を通じて出しているものであり、決して宣長がいったように「あそびを」ったわけではなかった。特に、奉公人の昇進や別家取立などに関する事項には念入りな指示を出しており、通常の営業活動は江戸店の支配人・手代たちに任せているにしても、奉公人の服務・統制を通じて江戸店に対する本家の支配を維持しようとしている。長谷川家にとってその奉公人の服務についてのゆゆしい事態がこの年に発生する。それが一覧表に庄兵衛一件と分類した

事件である。

天明 2 年 (1782) 7 月 28 日、長谷川五店の内の綿店の手代庄兵衛が店の金子を持ち出して出奔する。連絡を受けた本店は直ちに、箱根と横川の関所に使いを派遣し、箱根にある庄兵衛の在所をたずねると共に、綿店の帳簿の調査を行った。すると、庄兵衛は店金を持ち出しただけではなく、多額の引負を作っていたことが判明した。その額は、本店・新店・亀屋・戎屋など各長谷川江戸店から 4,100 両、他店から 1,800 両の合計 5,900 両に及んだ。

八丁堀同心にまで依頼して、搜索・発見した庄兵衛を綿店で詮議したところ、「遊所遣」と「油延商内損」を申し立てた。5,900 両は綿店への貸金として処理されていたので、綿店の支配人である藤兵衛の身柄も拘束された。江戸からの早状で事態を知った松坂の主人は驚愕しつつも対応を指示し続けた。9 月 24 日、江戸から松坂に上ってきた別家の孫兵衛から報告を受けた主人は、綿店の不正経理が数年間に及んでいたことを知り、孫兵衛に江戸店奉公人たちへの申渡書を託した。それは江戸店の別家・支配人たちから改めて主家への忠誠を尽くす誓詞神文を要求するものであった。

12 月になって、綿店の支配人であった藤兵衛は飯高郡黒部村の在所に引き取らせて店払いとし、庄兵衛は兄清左衛門に引き取らせた上で、弁金を年々 3 両宛の上納金とする懸り証文を提出させて着落とした。他店への引負金は綿店・本店からの返金として無利子年賦返済とすることで着落した。その上で、綿店を廃止し、店名・店印を変更して向店と称し、孫兵衛が支配人となって明和 3 年 (1766) 3 月に新規開店している。

こうして 5,900 両の損失を生んだ庄兵衛一件は、綿店の廃止と向店への転換、奉公人たちからの誓詞神文提出による服務規律の引き締めという形で決着した。この年は、度重なる難船とあわせて長谷川家の主人にとっては大厄年であったが、ここで注目したいのは、このような商家の存亡に関わる大事件の処理を主人自らが江戸に乗り込んで采配するということをしていないことである。しかし、自らは何もせずに奉公人に任せきりであったというわけではない。

信頼できる別家の孫兵衛を呼び寄せたり、綿店支配人だった藤兵衛を店払いにするために江戸から登らせたり、本家手代の卯兵衛を派遣したりするほかに、本状・早状あわせて 36 回の指示を飛脚便で行っているのである。飛脚便による稟議—決済システムが機能していたゆえに、本家主人が松坂にいながら、このような大事件の処理が可能になったともいえるだろう。そういう意味では、主人の江戸店掌握の最大の手段はわずかなコストで利用できる飛脚便であったともいえるだろう。

おわりに

寛政から文化初年に確立した伊勢商人による伊勢湾海運と伊勢湾諸港の支配・編成は、その後次第に変質していき、内海船の進出と白子廻船の衰退が白子の地位低下と四日市港の台頭を招いていった。その状況は、松本四郎¹⁹⁾氏や斉藤善之²⁰⁾氏の研究によって明らかにされている。

白子廻船を衰退に追いやった内海船も 19 世紀末には衰退していくが、白子に代わった四日市の産業港としての発展は、蒸気船の国内海運への導入を転機としてその後も続いた。明治 2 年(1869)、東海道蒸気通船会社が四日市に設立され、四日市—豊橋港・吉田宿への毎日運行を開始した。翌明治 3 年、回漕会社支店が四日市北納屋町に開設され、四日市—東京間の汽船定期輸送が開始された。300—400 トンの廻潤丸、清渚丸、貫効丸が就航し、茶・水油・紙・木綿・笠を移送し、²¹⁾ 粕・砂糖・唐糸・鯉節・干鰯を移入したという。

この蒸気船の出現は、商品輸送ルートの変化のみならず、通信ルートとしての飛脚便の命脈も止めることになった。宿継で陸送することで並便で 8—10 日もかかった飛脚便に対して、蒸気船は、わずか二昼夜で東京と伊勢を結んだ。長谷川家も川喜田家も通信は蒸気船に切り替えた。そして、明治四年には郵便制度が創設されることで飛脚の時代も終わりを告げた。

こうして、蒸気船輸送の出現と共に、それまでの白子を中心とした伊勢湾内海運と江戸—伊勢間通信の体系は根本から崩れ、新たな時代が出現することになった。

注

- 1) 上野市古文獻刊行會編『宗國史』〔同朋舎出版、1983年〕下巻118頁
- 2) 北島正元編『江戸商業と伊勢店』(1962年、吉川弘文館)63頁以下。
- 3) 喜田川守貞『守貞漫稿』巻之二十六春時(宇佐見英機校訂『近世風俗志』(四)、岩波文庫、2001年、184頁)。
- 4) 『勢和村史 通史編』(勢和村、1999年)185頁。『三重県史 資料編』近世4上(三重県、1998年)4頁。
- 5) 安永2年11月「定飛脚問屋願済一件」(児玉幸多校訂『近世交通史料』七、1967年、吉川弘文館、所収)。
- 6) 一橋大学附属図書館所蔵。
- 7) 「十組等問屋と定飛脚問屋賃銭議定書」(上掲『近世交通史料集』七 所収)。
- 8) 児玉家文書「元文三年金銀輸送請負証文」(『鈴鹿市史』第五巻、鈴鹿市、1986年、418-9頁)。
- 9) 前掲『三重県史』四巻上938頁以下。
- 10) 「寛延三年午九月 口上」(上掲書950頁)。
- 11) 「嶋屋佐右衛門家声録」(前掲『近世交通史料集』七所収)。
- 12) 「仲間仕法帳」(前掲『近世交通史料集』七所収)。
- 13) 「飛脚仲間惣まく理」(『日本交通史料集成』三所収)。
- 14) 「指引帳」(一橋大学附属図書館所蔵長谷川木綿店古帳)
- 15) 「飛脚賃銭書付」(前掲『三重県史』四巻上、956頁)。
- 16) 「六組飛脚屋惣代証文」(前掲『近世交通史料集』七所収)。
- 17) 前掲『三重県史』四巻上240-242頁。
- 18) 同上書、279頁。
- 19) 松本四郎「幕末明治初期の伊勢木綿買付問屋仲間と海上輸送」(『地方史研究』62・63合併号)。
- 20) 齊藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』(柏書房、1994)。
- 21) 武知京三「四日市港をめぐる海運の動向」(山本弘文編『近代交通成立史の研究』、法政大学出版局、1994年)。

【研究ノート】

「リリース禁止」をめぐる論理と倫理 ——秋月岩魚氏のバス釣り批判を読む——

南 有哲

はじめに

外来生物の侵入・導入による生態系の改変を「生物多様性を脅かす重大な環境破壊」と捉え、環境問題の一つとして位置付け適切な対策を講ずるべきだとの認識が広がりつつあるが、そういったなかで急速に注目を集めつつあるのが外来魚、なかんずくブラックバス（以下「バス」と略称）の問題である。この魚がアメリカから日本国内に導入されたのは比較的新しく、導入当初はごく限定された水域にのみ生息していたようであるが、その後急速に分布域を拡大し、今や国内全都道府県においてその生息が確認されるに到った⁽¹⁾。活性の高い魚食魚であることから生態系への重大な影響と内水面漁業への被害が指摘される一方、ルアーを用いた新しいゲームフィッシュの対象魚として広く人気を博し、「バス釣り」なる釣りジャンルおよびそれに関連する業界を確立するに到ったことから、その存在の可否をめぐる先鋭な意見の対立が招来されており、そのことがバスなる魚を環境問題における一焦点に据えたものと考えられる。

最近では内水面漁業や環境保護運動の関係者を中心に、バスの積極的な駆除を実践するとともに行政に対して適切な施策を求める動きが活発化しているが、そういったなかで2002年10月、滋賀県議会が「琵琶湖におけるレジャー活動として魚類を採捕する者は、外来魚（ブルーギル、オオクチバスその他の規則で定める魚類をいう）を採捕したときには、これを琵琶湖に放流してはならない」といういわゆる「リリース禁止条項」を含む「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（「平成14年条例第52号」）を可決した。外来魚駆除を推進する側はこれを画期的な英断であると支持称賛したが、一方で「釣り人の自由を冒すもの」「憲法違反」として強く反発する声もあがり、条例可決の二日後にはタレントの清水國明氏らが大津地方裁判所に「オオクチバス再放流禁止義務不存在確認等」を求める訴訟を起こすに到って、事態は法廷闘争へ発展していった。

本稿の課題は、「バスの完全駆除」のみならず「バス釣り禁止」論を唱え、「リリース禁止」を強く主張してきた秋月岩魚氏の所説をその著作に沿って検討し、「釣り人の自由」の制限も辞さないその主張の背景をなす論理と倫理について考察することである。

1 「バス釣り」とはいかなるものか——秋月氏の見解について

写真家の秋月岩魚氏は、ブラックバスやブルーギルといった外来魚の完全駆除を求める運動における一つの中心的存在である。氏の著作『ブラックバスがメダカを食う』（増補・改定

版、宝島社、2001年。以後、著作1と略称)は問題提起の書として世論に大きな影響を与えたとされるが、氏はさらに今年になって続編にあたる著作『警告!ますます広がるブラックバス汚染』(半沢裕子氏との共著、宝島社、2003年。以後、著作2と略称)を出版し、前著を補完しつつその主張を更に強力に展開している。

今からでもいいから、一刻も早く「バス完全駆除、バス釣り禁止」をハッキリさせ、それにそって各種法整備やシステム作りを始めてほしい。(著作2、238頁)

私見によれば氏の主張する全内容はこの一文に集約されるが、その意味するところは極めて明快であり、「完全駆除」・「釣り禁止」・「法整備(=法的規制)」といったハッキリした言説はバサー(バス釣りを趣味とする人)やバス駆除反対派の強烈な反発を引き起こしており、甚だしくは脅迫状まで送られるという事態にまで発展している⁽²⁾。

ところで、あらゆる釣りと同様にバス釣りなる行為は直截的には「『バスという魚』を『道具』によって『人間』が釣る」こととして現れる。本稿においてはまずバス釣りの何たるかについての秋月氏の主張を、それを構成する三つの要素(①行為の対象としての「バス」、②行為の媒体としての「道具」、③行為の主体としての「バサー」)に即して整理することにする。

(1) 「バスという魚」をめぐって

およそ釣りを行う者にとっては自明のことであるが、「釣り」なる行為は対象となる魚がいなければ意味を持たないのであり、したがってバス釣りについても対象魚たるバスの存在をその前提とする。したがってバス釣りはバスの原産地たる北米において開始されたわけであるが、ことが「日本におけるバス釣り」をめぐる議論である以上「日本におけるバスの存在」が浮上してこざるをえない。私見によれば、この問題についての秋月氏の見地は二つの命題として総括される。

1)バスは日本に存在してはならない魚である。

長い時間をかけて作られた生態系に属するすべての生き物が、世代交代によって生き続けていく。そういう自然が守られていてこそ、私たち人間は癒されることもできるし、その一員として生き続けていくこともできる。だから、日本の自然に、北米の生態系の一員であるブラックバスは不要なのである。不要どころか有害であり、生息してはいけないのだ。(著作1、29頁)

第一の命題はこのようにストレートに表現されているが、さらにバスが「不要どころか有害」である理由について次のように述べる。

…バス問題の第一のポイントを「魚を使った環境破壊」だとしたが、それを可能にするほど、バスという魚そのものが日本の淡水生態系の中ではケタはずれに強いのである。攻撃的で動きはすばやく、小魚から昆虫まで動きのある小動物なら何でも食べる悪食の肉食性大食漢。狡猾で学習能力も高いうえ、日本にはバスの天敵となるような魚はほとんどいないし、おまけに、生れた卵や仔魚を親が守る性質をもっているから、次の世代の生存率もいたって高い。「水」さえ合えば繁殖しないはずがないのだ。(著作1、41-42頁)

すなわちバスは単なる外部生態系からの侵入種であるというのみならず、在来生態系のバランスを破壊しかねない危険な生物種であり、したがって「不要どころか有害」⁽³⁾すなわち日本には決して存在してはならない魚であるとの評価が下されることになる。

2) 日本に存在するはずのないバスが、全国に遍在している。

日本にいないはずの魚、空を飛んでは来られない魚が、日本全国の内水面にいる状態、それは自然ではない。明らかに不自然なのである。(著作1、31頁)

日本ならぬ北米の淡水生態系において「狡猾」で「食欲」な肉食魚として進化し、そうであるがゆえに日本の在来生態系に破滅的な影響を及ぼすであろうブラックバスが、気が付けば全国の内水面に遍在しているという状態の「不自然さ」すなわち人為性を秋月氏は上記のように表現する。だとすれば、「空を飛んでは来られない」バスを日本の内水面に導入したのは誰であり、そこにいかなる過程が介在しているのかを問題にせざるをえないが、秋月氏は70年代以降のバスの分布域の急速な拡大に着目し、これが「しかるべき機関に何の許可を得ることもなく行われた密放流」によるものだと指摘する。さらに氏はこれを「犯罪」と規定するが(著作1、26頁) そのように断じる理由を二点あげている。

1) 違法性

淡水魚の移殖や放流を取り締まる国家レベルの強い法律は存在せず県レベルの漁業調整規則しか存在しなかったこと、またその規則も内容や罰則が県によってまちまちで周知徹底もされていなかったという状況において、県によっては密放流を違法と言い切るのは難しいとしつつも、ブラックバス問題を契機に規則を改正しバスやブルーギルの密放流を禁じる県が急増したことをあげ、「今日では、バスの密放流は明らかに犯罪、違法行為として位置付けられる。」(著作1、63-65頁)

2) 所有権の侵害

第二に、たとえ規則で禁止されていない場所であっても、他人が所有する場所に自分の好きな魚を無断で放流するというのは、所有権の侵害にも当ると考えられるためだ。…(中略)…湖も川も、国、自治体、個人など、日本ではいちおう、それぞれの所有者が決まっている。そこに何の断りもなく魚を放流する

など、許されるはずがない。(著作1、65-66頁)

かくして氏は密放流が犯罪であると主張するわけであるが、別の個所ではさらに次のように述べている。

湖沼河川は名目上、国や自治体や個人の所有になっているが、基本的には日本国民全体の共有財産である。当然そこに棲む魚も国民の共有財産ということになる。ごく一部の人たちが自分の都合で好きな魚を放流し、湖沼河川の生態系を変えてしまうなど、どう考えても許されない。…(中略)…まさに、一部の人々によって、日本の自然は外国の自然に平然と変えられたのだ。そして、それがきちんと検証もされず、水産業界以外では大した批判にもさらされなかったために、いわば「(好きな魚を)入れたもの勝ち」の空気が出来上がってしまった。特定の人たちが「なし崩し的に湖沼河川を私物化する」道筋が確立されてしまった。(著作1、23頁)

こうしてみると、秋月氏が密放流を「犯罪」と断じる際の本意は、「国民全体の財産」としての自然および生態系が一部の人間によって勝手に破壊されたことへの批判にあるものと考えられる。すなわち氏においては、この本質が違法性や所有権というよりも「公共性の蹂躪」の問題として捉えられていると考えるべきであろう。¹⁴⁾

(2) 「道具」をめぐって

バス釣りの道具というと、短く操作性に優れたロッドに加えてリール・ライン・ルアーさらにはタックルボックス(ルアー用の道具箱)といったものが直ちに想起されるが、こういった品々はバス釣りブームが到来するまでの日本の釣りにおいては基本的に馴染みの薄いものであった¹⁵⁾。これが小型モーターボートに専用のトレーラー、さらには魚群探知機にフローター(胴長靴付きの浮輪で、これを「履く」ことによって腰から上を直立させた姿勢で水面上に浮くことができる)等々に到っては、そのような物を要するスタイルの釣りは少なくとも湖沼河川においては従来皆無に近かったわけで、こういった道具はまさにバス釣りを目的として導入されたものだと断じることができる。したがってバスブームの到来は釣り道具一般というよりも「バス釣りのための」道具類の需要を著しく喚起することになったのである。

さらに「道具」を上述のような狭義の道具類に限定せず、釣りの対象たるバスと釣りの主体たる人間とを媒介するものの総体として把握すると、バスショップ(バス専門の釣具店)にバサー目当ての宿泊所やマリナーといった施設およびそこでのサービス、さらには釣り関連メディアやイベントといったバス釣りのサポートを目的とするものが包含されることになるが、今日の日本においてはこれらの大半は企業によって商品として供給され、釣り人は消費者として購入するという関係が成立している。したがって、バス釣りを「道具」の側面から捉えるということは、それらの提供を通じて資本蓄積を進める諸企業およびこれと関係する団体や諸個人の総体すなわち「バス釣り業界」を俎上に載せることをも意味することになる。¹⁶⁾

ところで先述のようにバス釣りは対象魚としてのバスの存在を不可欠の前提とするわけであるから、日本のバス釣り業界もその存立の前提として日本国内におけるバスの存在を必要とすることになり、しかもその存在はまとまった「業界」を存立させるに足るだけの規模（分布の広さと生息密度の高さ）を備えたものでなければならない。かかる条件は「そこらじゅうにバスが居る状態」によって満たされているわけであるが、先にも述べたように「もともと日本にいない／いてはならない」魚であるバスの遍在をつくりだしたのもこそ「犯罪」としての密放流に他ならない。したがってバス釣り業界なるものの存立自体が犯罪行為の上に存立するという評価が下されるわけであるが、さらに秋月氏は密放流そのものが業界関係者によってなされた可能性が高いと主張する。

さらに踏み込んで言えば、私自身は、密放流そのものが、日本におけるバス釣りの「将来性」を見込んだ何者かによって意図的に行われたと確信している。つまり、密放流の犯人は、バス釣り業界かその周辺にひそんでいると思われるのである。…（中略）…バスの場合に注目したいのは、バスという魚が広範囲に生息する状況がなければ、業界そのものが存在しない点だ。…（中略）…逆に言うと、バスが広範囲に生息する状況が出来上がったからこそ、バス釣り人がここまで増え、関連商品の売上げが伸びたのだ。…（中略）…バスが広がった期間と範囲を考えると、個人の密放流だけでこうした事態になったとは考えにくい。さらに、後で引用するが、繁殖を見込んでバスを密放流する場合、かなりの技術と装備、そしてバスに対する知識を必要とする。とても、一般の釣り人や子どもが手がけたとは思えない。つまり、そこには「絶対にバスを増やす」という強い意図とノウハウが必要だったわけで、やはり業界かその周辺に属する何者かが手がけた可能性が、きわめて強いと思わざるをえないのである。（著作1、121-122頁）

ただし、バスがじりじりと拡散しはじめた70年代の初頭は、必ずしもバス釣り業界の確立を目指して密放流が行われたわけではなかったようだ。

正確に言えば、まず、純粹にバス釣りのフィールドを広げたかった一部の釣りファンや組織が、ブラックバスを主要な川や湖に密放流した。これによってある程度フィールドが確保できたと踏んだ人々や組織が商業主義的なトーナメントを日本に導入。バス釣り人口も急増し、さらに多くのバス釣りのフィールドが必要となって、密放流がじゅうたん爆撃的に進んだ……。というのが真相ではないかと思う。（著作1、128頁）

このように70年代後半以降のバスプロ組織の結成と、これに続く80年代のプロ・トーナメントの開始が90年代の空前のバス釣りブームを準備していった過程について触れ、こういったことは「日本にいるはずのない魚を釣るプロがいて、釣るワザを競うトーナメントが開かれ、釣るための道具が売られている」「空中に楼閣を建てるような話」（著作①、127頁）で、「『なぜか日本じゅうにいるバス』という共通の約束事の上に、すべては成り立っている」（著作①、

128頁)と指摘する。⁽⁷⁾

さらに秋月氏は、業界が密放流に関与していなかったとしても、密放流なる犯罪的行為の上に業界の繁栄があることそのものが問題であり、そういった構造が密放流の広がりを加速したと指弾する。

また百歩譲って、バス釣り業界が「なぜか増えていくバスの湖」をたんに利用しているだけだったとしても、そうした湖そのものが密放流という犯罪によって作られていることを考えれば、「私たちは密放流とは無関係です」と知らぬ顔をすることはできないと思う。

しかも、バス業界が繁栄を続けているために、今なおさらなる密放流がくり返されている。そして、この構造が結果的に黙認されてきたために、同じようなことが今後もくり返される可能性はきわめて大きいのである。(著作1、27-28頁)

(3) 「バサー」をめぐって

単に「バスを釣る人」と言えば当然トーナメンターらバスプロや広告塔的著名人も含まれるわけであるが、これらの人たちについてはバス釣り振興のための「装置」(著作1、123頁)の、したがって上述の「道具」の構成要素として理解することが適当であろう。したがってここでの「釣り人」とは、バス釣り業界の提供する「道具」を購入し消費する一般のバサーのことを指すことになる。

ところで多少とも釣りというものをたしなむ眼から見れば、「バス釣り」と「バスという魚を釣ること」とが決して同義ではないことは瞭然である。「バス釣り」なるものは独自のスタイル⁽⁸⁾を備えているのであって、大きく言って以下の二つにまとめられる。

- ① その釣法がルアーフィッシングに限定されていること。
- ② 釣り上げたバスを獲物として確保することなく水に戻すこと。

実際、指南書の類で「バスが良く釣れるエサ」や「バスのおいしい食べ方」について頁を割いているようなものは極めて稀であり⁽⁹⁾、また管見の限りでは釣具店にバスの写真はあっても魚拓が飾ってあることはないことから見ても、上記の二項目がバス釣りの一般的な属性となっていると考えても問題はないと思われる。したがってバサーなる人々はルアーによる釣りにこだわるのと同時に、釣ったバスを水に戻す「キャッチ・アンド・リリース」(catch and release、以後 C&R と略称)を自らのスタイルとするわけであるが、「魚を殺さない自然に優しい行為」としてその精神性や哲学性が強調される C&R が本当にそのような理念から出てきたものなのかどうか、秋月氏は疑念を表明する。

密放流でフィールドがネズミ算的に増えたとはいえ、害魚論などに常におびやかされてきたバス釣り業界によって、「バス湖」として定着したフィールドを守れるかどうかは死活問題だ。しかし増えつつけるバス釣り人口はバスへのフィッシング・プレッシャーをぎりぎりまで高め、せつかくバスが繁殖したのに

数年後には釣れなくなったり、バスが小型化することはあとをたたない。

　　といって、密放流に対する取締りが厳しくなるなかで、違法な密放流による増殖も難しくなっている。つまり、バスという資源を維持するためには、キャッチ&リリースを徹底することが絶対に必要なのだ。経済効率から考えても、バスが一回でもち去られてしまうより、死ぬまで何回も釣ってもらったほうが、ゲームのコマとしては活用度が高い。

　　バス釣り業界の人自身、それは認めている。…（中略）…

　　キャッチ&リリースがここまで徹底された背景には、間違いなく「少ないバス資源を守る」という現実主義があったといえるだろう。そのために、日本ではキャッチ&リリースの精神面が、過剰に徹底された可能性が高いのではないか。たとえば、本場アメリカでさえ、もともとバスは食べるために釣る魚だったのだ。（著作1、173-174頁）

　　すなわち秋月氏は、C&Rなる行為は第一義的にはバス業界の現実的利益に奉仕するためのもの⁽¹⁰⁾であり、「自然に優しいから」というのはバサーたちの間にそれを徹底させるためのイデオロギー的外皮であると主張するのであるが、他方で氏はバサーの側にもC&Rを受容する条件があったことを指摘する。

　　バスを食べずにリリースするといっても、食べたいのをがまんしてリリースするわけではない。何より、そういう決まりで日本に入ってきたから、守っているのだろうが、実はバス釣り人たちは食べたくもないし、食べるためにもち帰ることもしたくないのだと思う。魚を釣って食べるということは、生臭いクーラーボックスをもち帰り、手や台所を血や内臓で汚しながら処理する過程を伴う。ところが、キャッチ&リリースなら、自分の手も台所も車内も汚す必要はないし、目的地の「バス湖」で遊びのすべての過程は終了する。

　　つまり、日本におけるバス釣りは、（意図したものかどうかは別として）生き物につきものの暗い面、汚い面をできるだけ希薄にして作りあげられた、非常にバーチャルな釣りだと思うのだ。「バス釣り人は魚をいじくりたくない」と書いたが、もしかしたら話は逆で、魚をすでにいじくれない世代が増えたために、バーチャルなバス釣りが人気を博した、といえるかもしれない。ルアーという疑似^{ぼり}鉤を使う点も、そんな「バーチャル性」を強めている。汚くて気持ちの悪い生きエサをつかわなくていいからである。（著作1、177-178頁）

2 「リリース禁止」をめぐる応酬

(1) リリース禁止の必要性

「魚を使った大規模な環境破壊」（著作1、25頁）たるバス問題へ対処するために、新たな密放流を監視し阻止することと並んで、「すでに遍在してしまったバス」を

駆除する取り組みが行政や漁協および有志の手によって進められつつあるが、そういった努力を補完するべく位置付けられるのが「外来魚のリリース禁止」、すなわち「釣れた外来魚（ブルーギルやブラックバスなど）の再放流（再び水中に戻すこと）を禁止する」という施策である。これまで資源保護の観点から釣れた魚をサイズや種類に応じてリリースを義務づけることはあっても禁止を義務づけることはなかったのであるが、秋月氏はそのような措置をとることの必要性について以下のように述べている。

直接的には、バスを減らすための方法として採択された。一匹でも二匹でもバスを駆除したい側にすれば、釣れてしまったバスは食べるなり殺すなり自分で処分してほしい。人気のフィールドとなると年間のべ何十万人のバス釣り人が押し寄せるから、彼らが一匹ずつ釣ったとしても、バスの成魚は何十万匹も減る計算になる。しかも、大きなものでは六十センチにも達する魚である。たとえ一匹でも十匹でも、その駆除効果はかなり大きい。

ところが、バス釣り人は釣ったバスを必ず水に戻してしまう。バス釣りがキャッチ&リリースという釣り作法を、「魚を殺さないため、自然に優しく気高い行為」とほとんど神聖化しているためだ。…（中略）…だから、リリースを公的な形でわざわざ禁止しなければならなかったということだ。

理由はもうひとつある。漁業調整規則で密放流が禁止され、地元が必死の努力を続けている魚を、釣り人が捕獲しておきながら再「放流」してしまうのは、道義的にいかなるものかということだ。（著作2、42-43頁）

一方で、秋月氏は「リリース禁止」の真の狙いについてこうも述べている。

それじゃリリース禁止は何の効果もないかということ、まさにバス釣り人に対する心理的な圧力がかなり大きい。これはいわば、踏み絵なのである。リリース禁止にしたがって釣ったバスを処分すれば、神聖化しているオキテを踏みじることになる。バスという魚の駆除にも、間接的に協力することになる。つまり、「日本ではバス釣りは望ましくない遊び」という暗黙の批判を受け入れ、自分もまたバス釣りの規模縮小に力を貸すことになる。

一方、絶対にリリースを貫きたいバス釣り人ならば、当然、そんな場所は避けなければならない。というわけで、狂信的なバス釣り人は減り、その場所のバス釣りフィールドとしての価値は下落し、結果としてやっぱりバス釣りの規模縮小に力を貸すことになる。

…（中略）…「バス釣りそのものを禁止するに等しい」と反発の声があがったが、私はこれを聞いたたび苦笑した。まさにそのとおり。リリース禁止とは、「この場所にはバスがいてほしくない＝バス釣りはあってほしくない」という意思表示にほかならないからだ。

…（中略）…

だが、それ以上に大きいのは、その場所をバス釣りフィールドにする気持ちが地元にもまったくないことがハッキリする点だ。いくらバスを密放流したところで、バスは駆除されてしまうし、釣ったらキャッチ&リリースも禁止。つまり、その県でのバス釣りは必ず尻すぼみ、ということなら、わざわざ密放流してバス釣りフィールドを作る意味がなくなってしまう。つまり、リリース禁止にはなかなかとまらない密放流をとめる効果が、期待できるのだ。

そう考えると、バスの個体数があまり減らないことは、とりあえず大きな問題ではないことがわかるだろう。バス釣り人が駆除に協力してくれなくても、現場は駆除を続けている。その状態で密放流がとまれば、将来的に完全駆除ができる可能性もあるのだ。(著作2、45-46頁)

このように、秋月氏においてはリリース禁止はバスの生息数を減少させる手段というよりも、バサーと密放流者に対して圧力をかける武器として位置付けられているのである。

(2)「リリース禁止」反対派の主張

「リリース禁止」の真意がバサーへの圧力を目的としていればこそ、これに対するバサーやバス釣り擁護派の激しい反発は不可避であり、本稿冒頭に述べたように「リリース禁止」条項を含む条例を制定した滋賀県に対して清水國明氏らによる訴訟が提起されている。清水氏の著書である『釣戦記』(つり人社、2003年)には清水氏の記事や氏が主宰する「リリ禁ネット」に寄せられたメールと並んで、裁判の訴状および原告二名(清水氏および浅井大和氏)による「意見書」ならびに萱間修氏による「解説」が付されており、「リリース禁止」に反対する意見をまとめた形で見ることができるが、その主たる内容は以下のように総括される。

1)被告の立場は「外来魚＝悪」「在来魚＝善」なる善玉悪玉論を自然界に持ち込むものであるとともに「バスが在来魚を食い尽くす」式の単純な食物連鎖論に立っており、科学的妥当性に欠ける。

2)琵琶湖の在来魚の減少の主たる原因は湖岸の乱開発や水質汚濁等による生息環境の悪化や産卵場所の減少、漁業者による乱獲や外来魚捕獲事業の巻き添えであると見られ、バスの食害が主原因であることの確たる根拠は存在しない。したがって在来魚減少の主たる責任は県当局や漁業者が負うべきであるにもかかわらず釣り人にその責任を被せて狙い撃ちにするのは不当である。⁽⁴¹⁾

3)釣られたバスのうち少なからぬものがリリースされた後死亡してしまう。したがって琵琶湖でのバス釣りそのものを減少させる「リリース禁止」条例は、殺されるバスの数を減らしてしまうことになり、結果的に「ブラックバス駆除」の効果が減殺してしまう。つまり条例制定が制定目的そのものに背馳することになる。

4)バス釣りは魚の採捕を目的とする「漁り」とは異なり、純粹に釣ることを楽しむ釣りである。したがってそれは C&R なしにはありえないわけだから C&R を禁止することはバス釣りをも禁じることに他ならず、よって憲法の保障する個人の幸福追求権を否定することになる。また C&R は「釣りは楽しむが殺生はしたくない」という思想的信条・宗教的信念に基づいて行われており、これを禁止することは思想・信条の自由を侵すことになる。

(3) 秋月氏による反批判

清水氏らによるこういった批判に対して秋月氏の側は必ずしも逐条的な反批判を行っているわけではないが、実質的な反論にあたる部分は著作の各所に散見される。

まず 1)についてであるが、いわゆる「バス害魚論」に立つものではないことが、著作のいくつかの個所で主張されている。例えば、

私から見ると、バスは害魚でも益魚でもない、特殊な犯罪被害者である。…(中略)…来たたくて来たわけではない国に連れてこられ、くり返しくり返し釣針にかけられ傷つけられ、リリースされてはまた釣り上げられる。漁師に捕獲されれば殺処分にあう。本能のままに子をなせば、駆除されてしまう。ブラックバスは、日本では本当にかわいそうな魚だと思う。

…(中略)…ブラックバス自体が害魚なのではない。この国では、ある一つの業界に属する一部の人間たちが、ブラックバスを害魚に仕立てあげているのだ。そして、在来の魚を食べてしまう「害魚」バスは、実はそうした人間の行為が生み出した、かわいそうな被害者なのである。(著作1、187頁)

つぎに 2)についてであるが、秋月氏らの側はバスとともに不要な公共事業をも問題にする立場をとっているのにバス釣り擁護派側は「バスも問題」だとは決して言わない(著作2、203-204頁)ことや、バス問題を棚に上げて乱開発や水質汚濁等の環境破壊をもちだして行政やゼネコンを攻撃するのは都合の悪いことから人の目をそらすゴマカシであること(著作1、156頁)、さらにブラックバスによる在来種の捕食とそれに伴う生態系の変化については十分なデータが蓄積されつつあり、もはや科学的検証の有無を問う段階ではない⁽¹²⁾こと(著作2、74-75頁)が主張される。さらに 3)については、秋月氏が代表を務める「生物多様性研究会」のメーリングリストに来た「(琵琶湖で C&R によって死亡するバスが年間八十トンというバス釣り擁護派の研究者の説があるが)実質的に八十トンも釣り殺しているリリース制度とはいったい何を目的とした自主ルールなのでしょう」(著作2、208頁)なる投書を引用することで実質的な反批判を行っている。

4)についてはどうであろうか。秋月氏は先述のように C&R が基本的にバス釣り

業界にとっての現実的な資源保護の手段であったと指摘しているのであるが、そもそも C&R が自然に優しい行為と言えるかどうかについても疑問を呈する。⁽¹³⁾

殺さないかもしれないが、バスは鉤^{はり}にひっかけられ、釣り上げられる。人間にはわからないが、ダメージを受けないはずがない。それも、くり返し釣り上げられ、くり返し傷を受けるのである。彼らは動くものがあれば反射的に襲い、口に食わえて^(マ)みないではいられない。…(中略)…

また、鉤を深く飲み込んだ場合や、口などが激しく傷つけられた場合には、たとえリリースされても、その魚は死ぬしかない。トーナメント会場や、バス釣り人で込み合う湖などに入ってみると、水際には死んだバスがいたるところに白い腹を見せて浮いている。(著作1、172頁)

釣りとは本質的に生き物を殺す行為である。そして、バス釣り以前の日本の釣りには、釣りが生き物を殺す行為であることの自覚と、それに伴う謙虚さがあった(もちろん、なかには傲慢な釣りや釣り師も少なくなかったが)。子どもたちは釣りを通して、人間とはほかの生き物を殺して生きている存在だということを学んだ。その意味では、「生と死」についての絶好の教育であった。

ところが、バス釣りは生き物を毎回傷つけながら、「私は生き物を殺したりしない」と胸を張ることができる。それどころか、「私は自然に優しいことをしている」と感動できる。…(中略)…「釣った魚は食べて供養する」という、日本の釣りの古い考え方を、もういちど見直してもいいのではないかと思う。(著作1、179-180頁)

このように秋月氏は C&R の、いわば思想的な内実について非常に鋭く切り込むのであるが、これと対照的なのは「リリース禁止は人権への侵害」なる議論への対応である。先に述べたように秋月氏は「リリース禁止はバサーに圧力をかけ、バス釣りをやめさせること」が狙いであることを公言し、いわば確信犯的な立場をとっているわけであるから、この問題は清水氏らとの間に一大争点を構成するはずである。しかし秋月氏は清水氏の著書についてわざわざ自著の一節を割いた(「バスのリリースを基本的人権と主張する清水國明氏」、著作2、212-217頁)にもかかわらず、そこにおいては直接の反論はなされていないのである。かくして清水氏らの「リリース禁止は人権侵害」論に対する秋月氏の考えが直接記述されていない以上、この問題に関する秋月氏の真意を理解するためには、改めてその所説の全体を読み解くことが求められることになる。

3 「リリース禁止」をめぐる論理と倫理

(1) バス釣りのシステムの把握

先に「釣り」なる行為を構成する三つの基本的契機に沿って秋月氏の主張を通覧してきたが、

そこで気づかされるのは、氏が事態を事実上一つのシステムとして把握し、それに基づいた批判を展開していることである。バス釣りについての氏のシステムの把握を自覚的に再構成するならば、それは以下の如く展開されるであろう。

1) バスの遍在——システム全体の物質的基礎

著書のなかで繰り返し説かれているように、外来魚たるバスの遍在という事態がなければバスを対象とする釣りがブームとなることも、それを目当てとする業界が成長することも（ついでに言えばバスによって在来生態系が破壊されることも）なかったはずである。したがって、この「バスの遍在」こそがシステム全体の物質的基礎をなすものである。

2) 密放流——システム全体の性格を規定する刻印的契機

「システムとしてのバス釣り」の基礎をなす「バスの遍在」をもたらしたのは密放流なる行為である。そしてその行為が公共性を蹂躪する「犯罪」あるいは「犯罪的行為」であることは当然にシステム全体の性格を規定するはずであり、したがって秋月氏にあってはバス釣りは、いわば「悪しきシステム」⁽⁴⁾として把握されることになるのである。

3) バス釣り業界——システム全体を主導する能動的契機

そもそも外来魚であるバスを全国の河川湖沼に密放流することによってバス釣りの基盤を築いたのは「業界かその周辺に属する何者か」である。またバスの急激な拡散に歩調を合わせ、バスプロ組織の立ち上げやトーナメント開催等を通じてバス釣りブームをあおったのも業界であり、バス釣りに関連する物品や情報・サービスの提供によって急成長を遂げたのも業界である。さらに（著作2の第二章および第三章で具体的に述べられているが）バス釣り業界は釣り関連団体や自然保護運動、さらには政界関係者にまで手を伸ばしてバス駆除を求める世論と運動の高まりに対抗している。かくして秋月氏においてはバス釣り業界はシステムの受益者としてその成立と維持に深く関与する存在、換言すればシステムを主導する能動的契機として位置付けられるのである。

4) バサー——システムの担い手

ならばバス釣りを趣味として楽しむ一般の人々はこのシステムのなかでいかなる位置を占めることになるのかについては、秋月氏の叙述にしたがえば以下のように整理されよう。

① 対象魚たるバスの「釣り味」を楽しむことで、密放流によるバスの遍在から受益している。

② 「道具」を購入し消費することで、バス釣り業界の蓄積基盤となっている。

③ C&R を実行することで、システムの物質的基礎としての「バスの遍在」の維持に貢献している。

④ 一部のバサーは自ら密放流を行うことでシステムの物質的基礎の拡大に奉仕している。こうして見ると秋月氏の理解においては、(①→④の順で) 程度の差こそあれ一般のバサーもまたシステムの担い手であり、その存立にとって不可欠の契機となっていると理解されることになる。

5) システムの運動の具体的指標

上記の諸契機によって構成されるシステムは、「儲けたい」というバス釣り業界の蓄積欲求と「釣りたい」と願うバサーたちの欲求によって駆動されるわけであるが、その運動は定量的には以下の指標において把握されるはずである。

- ① バス関連商品・サービスの売上高
- ② バス釣り人口
- ③ バス分布域（＝密放流された地域）の拡大速度

秋月氏によれば、①および②については急速な減少が見られる（秋月2、95-96頁）一方、③については東北および北海道方面においてバスの発見例が急増している（秋月2、30-37頁）¹³⁾とのことであり、活発化するバス釣り批判・バス駆除の動きと、「システムとしてのバス釣り」との激しいせめぎ合いがこのような形で現れているものと理解されよう。

(2) 加担者としてのバサー

バス釣りが一つのシステムであり、バサーがそこでの不可欠の契機をなすものであるならば、公共性を蹂躪する密放流によって発生した「魚を使った大規模な環境破壊」に荷担した責任を、システムの担い手たるバサーたちが問われずに済むことはありえない。

それでもなお、バス釣り人のなかにはこのように反論する人が少なくない。

「違法な密放流はいけないと思いますよ。でも、密放流するような人と、そこにいるバスをただ釣っているだけのわれわれを、一緒にしてほしくない」

一見、正論のように見える。しかし、私は最近、釣り人のこの言葉にこそ、バス問題をここまで深刻にした最大の欺瞞が隠されていると考えるようになった。…（中略）…前記の反論は、バス釣りおよびバス釣り業界の成り立ちを見て見ぬふりして、自分たちは「なぜか増えているバスの湖」をただ利用しているだけだと、自己正当化しているにすぎない。

しかし、たとえ「ただ利用しているだけ」だとしても、「バス湖」が密放流という犯罪によって作られていることを考えれば、「われわれは密放流とは無関係」と主張することはできないと思う。犯罪によって育成された土壌に成り立つ遊びや商行為が、法治国家である日本で、許されていいはずがないのだから。

（著作1、120-121頁）

すなわち、バサーたちが行うバス釣りというものは「たまたまそこにいるバスが釣れた」（例えば鮒釣りに来たのにバスが釣れてしまった）というようなことではなく、何者かによってそこに密放流されたことが明白なバスを最初からターゲットとし、密放流のお蔭で儲けた業界に金を払って購入した「道具」を用いて攻略し、釣れたバスをリリースすることで密放流が生み出した状況（＝「そこに生息すべきでない魚が生息する」）を温存するという行為である。したがって、たとえ直接密放流に関与しなかったとしても、ルアーを使い C&R を行うバサーでいること自体が「魚を使った大規模な環境破壊」への荷担だということになる。

このような見地に立脚するならば、バサーが上述のようなバス釣りを通じて幸福を追求することや釣ったバスをリリースすることでその信念を満足させること自体が、そもそも公共性を蹂躪し環境を破壊する「犯罪的行為」への負担に他ならないわけだから、清水氏らの主張する「リリースする権利の保障」などナンセンスの極みだということになるわけである。

(3) 反論は成立しているのか？

こういった論理を背景に持つ秋月氏の議論に対してバス釣り擁護派の人々が激しく反発するのは当然であり、例えば清水氏も『ブラックバスがメダカを食う』なる書名を具体的に出しながら強い非難の言葉を投げかけている（『釣戦記』18-19頁）。環境破壊への加担者あつかいされたわけであるから、これらの人々が秋月氏に対して怒りの感情を持つこと自体はよく理解できるが、しかしよく対抗しうる論理の構築をなしえているか否かの評価はまた別である。ここでは議論の根幹にかかわるテーマに限定した上で、秋月氏に対するバス釣り擁護派の反論が成功しているかどうかの検討を行いたい。

1) バスの遍在と密放流

これまで見てきた秋月氏の所説の根本にあるのは、「バスの遍在は密放流の所産である」という認識であり、したがってここが否定されてしまえば氏の議論の土台が崩壊してしまうことは明白である。このレベルでの批判の試みとして、例えば青柳純氏による以下のような議論を挙げることができる。

秋月は、当初は釣り人による自らの釣りを目的とした放流だったものが…（中略）…その後のオオクチバス拡散の主原因を、釣り場増加を目的とした関連業者の無秩序放流（「密放流」のニュートラルな表現か——引用者）に求めるのだが、その根拠は噂のレベルのものしか示されておらず、かなり薄弱なものである。

無秩序放流という行為の性格上、記録に残されることがほとんどありえないということは考慮すべきであるが、仮に無秩序放流が大規模かつ恒常的に行われていたのであれば、具体的な証言があったりしてもよさそうなものである。…（中略）…秋月ですら、結局は推測しているに過ぎないのである。

無秩序放流がそれほど大規模でなかったとするならば、その程度で全国的なオオクチバスの拡散にどの程度寄与するのかという疑問がわいてくる。そこで注目しておかねばならないのが混入拡散や流出である。…（中略）…ただし、無秩序流出と同様にこれもまた性質上具体的な記録はほとんどなく、どの程度寄与したか定かではない。

結局のところ釣り目的の無秩序放流があったことはまちがいないが、その規模や効果には疑問点もあり、混入や流出による拡散があったことも確実だが、どの要因がどの程度影響したかは不明瞭であると考えるのが、オオクチバスの全国的拡散についての正しい理解であると言える。⁽¹⁶⁾

混入による拡散とは、アユなどの魚を放流する際、それに混じって在来魚も放流してしまうことである。外来魚の混入があったことを直接に示す記録は見当たらないが、琵琶湖産アユの放流に混入したと

見られる琵琶湖固有種の魚種（琵琶湖にだけ生息する魚種）の拡散から推測することができる。

…（中略）…

ここで注意する必要があるのは、琵琶湖固有種は琵琶湖にしか生息しないがゆえに、拡散したことがこのように明確にわかり、拡散のルートも絞り込めるということである。琵琶湖固有種のみが混入するということは考えにくく、琵琶湖に生息する他の魚種も当然混入して拡散したと推測される。⁽¹⁷⁾

まず「無秩序放流に関してはハッキリした証言がなく噂ばかりで、大規模かつ恒常的に行われたかどうかは不確かだ」なる議論についてであるが、秋月氏の著書を見る限りでもかなりハッキリした証言が引用されている。またバス釣り容認の立場に立つ若林務氏も、神奈川県内の湖を拠点に70年代後半から始まった関東各地へのバスの放流が、当時のルアークラブのメンバーによるものであったのは間違いないとしている。また若林氏は1972年にアメリカ・ペンシルバニア州から芦ノ湖へバスの稚魚が空輸され、その一部が兵庫県東条湖や愛媛県の石手川ダムに移殖放流されたとし、「一連のこの移殖事実は、当時のもとより、今でもほとんどの人が知りませんし、マル秘とされていたことです。」とまで証言しており、「大規模かつ恒常的に放流が行われていた」ことを示唆している。⁽¹⁸⁾

また「琵琶湖産アユに混入し拡散した面も大きい」なる議論についてであるが、これについても二つの問題を指摘せざるをえない。第一にこの見方にたつならば、およそ湖産アユの放流事業がなされたとは考えられない山上湖や小規模のダム湖さらには中小河川や野池溜池にまでバスが広がっている現実を全く説明できない。逆に言えば、このことは拡散の主因が「無秩序放流」であることの有力な状況証拠と見なせるであろう。

第二に、もし「琵琶湖産アユにともなう拡散」がバスの遍在の原因であったとしても、琵琶湖にバスが放流されることがなければそもそも発生しえない事態である⁽¹⁹⁾。行政なり漁協なりが琵琶湖へのバスの放流を認めたという事実がない以上、「湖産アユにともなう拡散」もまた「無秩序放流」の所産だということになる。⁽²⁰⁾

これらの点からみても青柳氏の議論は基本的に支持し難いものと断ぜざるをえない。

2) 密放流の道義的問題性

ブラックバスの全国的な拡散が密放流（あるいは「無秩序放流」）によるところが大きいとするならば、そのような行為は法的道義的にいかなる評価を受けるべきかが問題となる。ここで清水氏の著書のなかで紹介され「リリ禁ネット2002年の総括としてまとめた」との評価を受けている「ブラックバス問題考察」（以下「考察」と略称）なる興味深い文章の一節を見てみよう。

現在バスが全国に拡散した理由として「釣り業界」「釣り団体」「釣り人」によるものだ、とのメディア報道がしつこいぐらいになされていますが、これも片手落ちというものです。確かに、過去、釣り人などによる放流はあったでしょう。しかし、それらの多くは、「ゲリラ放流」「密放流」「闇放流」といった

後ろ暗い表現をなされるようないわれのない、法に則ったものでした。

2000年を前後して、外来魚問題に対する問題意識の高まり（あるいはメディアにおけるバス害魚報道の加熱）とともに、各県の内水面漁業調整規則が相次いで改正され、「外来魚の移植禁止」やこれに関する罰則などが盛り込まれましたが、1992年に水産庁が「外来魚の移植の禁止と罰則規定」に関する通達を出す以前には、滋賀県など移植の許可制の規則があったわずかな県以外においては規制など存在しませんでしたし、それについてもほとんど周知されていない規則にすぎませんでした。…（中略）…

1992年以後の釣り人による放流こそゲリラ放流の名に相当する行為ですが、こうした行為は、ごくごく一部のアウトサイダーの手による、ほとんどすべてのバサーにとって預かり知らぬことだと断言できます。ちなみに、摘発された例は富山県におけるケース1件のみです。

…（中略）…たしかに、こういうごくごく一部のアウトロー・バサーがいたこと、いることには、バサーの一人として忸怩たる思いを覚えます。…（中略）…こういう人たちこそ啓蒙するなり排除するなりしてなくしてしまいたい存在です。（『釣戦記』、179-180頁）

何よりもまず指摘しなければならないのは、「考察」において問題とされているのは一貫して密放流の触法性のみであって、その道義的な評価については全く触れられていないことである。要するに1992年以前の密放流はそれを禁止する法がなかったのだから全く適法的であり何ら問題ないという、つまるところは「法に違反しなければ何をやってもよい」なる主張が開陳されているのである⁽²¹⁾。しかし秋月氏が問うているのは、触法性もさることながら何よりも密放流がもつ道義的な問題性なのであって、「考察」の筆者は秋月氏の立場を声高に攻撃しながら実は核心部での対決を回避しているものと評価せざるをえない。

逆にこのことから見えてくるのは、「考察」の筆者らバス釣り擁護派も内心では密放流の道義的問題性を認めざるを得ないのではないかということである⁽²²⁾。というのは、もし密放流なり無秩序放流に道義的問題性がないと確信しているのであれば、「バスを好きに放流して何が悪い」なる主張が積極的に展開されてしかるべきなのであるが、そのような主張は「考察」のなかには登場しない。したがって密放流の評価に関してはあくまで具体的な法制度との関連についてのみに議論を限定し、「公共性の蹂躪」といった道義性に関わる論争を取って避けるという手法がとられているものと考えられるのである。

3) バサーの有責性

「釣り人の権利擁護」を掲げる清水氏らの立場からすれば、秋月氏の主張のうちバサーの有責性を問う命題との闘争こそ最も核心的な理論的課題となるはずである。しかし清水氏の著書のなかでは比較的まとまった議論を展開している上述「考察」の筆者も、秋月氏に対して

また、駆除派の中には、「バス釣りは犯罪である」というキャッチフレーズを引っさげてバス問題を斬ってみせる論客もいますが、「バス釣りは犯罪である」というフレーズは、言葉のあらゆる意味において間違い—はつきりと言えば大ぼら—であり、極めて煽情的な暴言です。これは、バサーのイメージ

をおとしめる度外れの中傷であると同時に、バサーに対する無思慮の侮辱でもあります。こうしたキャッチフレーズをもってバス駆除をあおり立てる本を出版する論客が、駆除派の中心部あたりにいるという事は、もっと知られていいことです。この論客は、著書第2弾も出版するそうです。(『釣戦記』、174頁)

と口を極めて罵倒しているが、少なくともこの「考察」なる文章のなかでは、秋月氏の議論のどこがどう間違いなのか、明確な説明は登場しない。

むしろ、兎にも角にも論理らしきものを構築してこの問題に対応しようとしているのは、自らバサーであることを公言している糸井重里氏である。自らのバス釣りを語った著書において、氏は次のように述べている。

金銭をめぐる犯罪があったからといって、「みんなこいつが悪いんだ。金こそ悪魔だ」と思って、自分の金を捨てるか。私は捨てない。どこかで、強姦事件が起こったからといって、みんながSEXをやめるか。私はやめない。

バスを、法律を犯して湖に放流した「犯人」がいたことと、バス釣りを楽しみにしている私たちがいることとは、同じレベルでごちゃごちゃに語られるべきことではないのだ。⁽²³⁾

一瞥しただけで「何かおかしい」との感じを抱かせる立論ではあるのだが、もう少し分析的に見てみることにしよう。氏の議論においては「金銭の使用」―「金銭をめぐる犯罪」、および「性行為」―「強姦」なる例が登場するが、両者に共通するのは「一般的な事態」と「その犯罪的形態」すなわち「一般」―「特殊」の関係である。要するに氏は「ある物事の特殊な形態がケンシランからといって、物事それ自体まで否定されるのはおかしい」と主張しているのであって、その論理そのものは至極まっとうであると言えるだろう。⁽²⁴⁾

しかし残念ながら秋月氏の議論はそのような構図をとっているわけではない。氏の主張の根本にあるのは、「バス釣り業界およびその商品の享受者たるバサーは、密放流なる犯罪的行為を基礎としている」なる命題であるが、ここでは事態が「物事の存立の基礎」―「物事」なる関係において把握されているのである。したがって、糸井氏が先のような例を適用しようとするならば、それは「金銭をめぐる犯罪」―「それを基礎とした商売（例えば故売行為）からの受益」、あるいは「犯罪的な性行為」―「それを基礎とした商売（例えば児童ポルノの売買）からの受益」といった図式において理解されねばならない。したがって「密放流は問題だけど、バサーがバス釣りを楽しむのは問題ない」なる主張を糸井氏の例を用いて論理的に敷衍するならば、「窃盗はケンシランけど故売屋から物を購入してそれを消費するのは別にかまわない」、「未成年との性行為は問題だけど、それを撮影した児童ポルノを購入し鑑賞するのは問題ない」なる主張と等価になってしまう。したがってこういった例を提出した以上、糸井氏は上記の二つの命題を承認するか、さもなくば「密放流は犯罪ではない」ことを論証しなければ

ならぬ破目に陥ることになる。

私見を述べるならば、糸井氏がこの二つの命題を承認するとは思えないし、またその著書を通覧してみても、密放流の道義的問題性をめぐる問題に正面から答えられるようにも考えられない。したがって糸井氏は錯誤した議論を敢えて開陳し韜晦することでアポリアの突破を図ったものと思われるのである。

以上三つのテーマにわたって検討してきたが、リリース禁止に反対する側の議論については、秋月氏の主張によく対応しうる論理を構築しているものは、管見の限り見当たらないというのが、本節における私の結論である。

おわりに

行論の過程でおのずと明らかになっているものと思われるが、私もまた釣りをたしなむ人間である。したがって、バスやブルーギルを駆除することの必要性や生物多様性を守ることの重要性については理解できても、「リリースの法的な禁止」なる発想には率直にいつてかなりの違和感があった。資源や希少種の保護という観点からのリリースの奨励ならともかく、さもなくば「釣れた魚をどうしようと釣った者の勝手」なる観念が、私のうちにも牢固として存在しているからである。

しかし、秋月氏によって展開されたバス釣りの分析とそれに基づくリリース禁止論は、その鋭さと深さにおいて「リリ禁反対」を唱える議論をはるかに凌いでいるというのが、私の偽らざる実感である。バス釣り擁護派の側は「バス釣りなるものの背後にある総体を直視せよ」という秋月氏による問いかけを根本的なところで回避し、結局は問題を「私という個人がバスなる魚を釣ること」というマイクロかつ個別的な行為のレベルに——おそらくは意図的に——限定したうえで、そこにおける自らの「自由」や「権利」について主張することに終始しているように、私の目には映ってしまう。そういうことではいかに声高に主張を繰り返そうとも、残念ながら自らの議論に説得力を持たせることは不可能であろう。

環境保護が声高に叫ばれるなか、人々は自然に対する関心をますます高めつつある。そのことはまた自然のなかでの活動を通じて癒しを得ようとする要求をも強めているのだが、かかるアウトドア指向は一方では環境への負荷を増大させることで、新たな環境問題を惹起している。そういった状況に鑑みると、秋月氏の投げかけた問いは単に釣りという狭い趣味の世界を越えた人間と自然との関係のあり方にかかわる普遍的な意義をその内に含んでおり、したがって環境思想・環境倫理を論ずる上で見過ごせない問題提起となっているように、私には思われるのである。

注

(1)三重県水産研究部鈴鹿水産研究室および国土交通省・環境省の調査によれば、2000年時点において県下39河川のうちの19河川、132ヶ所の溜池と18のダム湖でブラックバスの存在が、14河川および溜池63ヶ所、ダム湖12ヶ所においてブルーギルの存在が確認された。この結果県内に生息するカワバタモロコ・イチモンジタナゴ・アジメドジョウ・ウシモツゴといった在来の淡水魚の絶滅が懸念されるという。(2004年2月11日付『朝日新聞』三重版)

(2)『ブラックバスがメダカを食う』の出版後、秋月氏のもとに「あなたのようなニセ自然愛好者がバス撲滅を訴え続けるかぎり、私はこれからも大量にバスを放流しつづけるだろう」「さもないとあなたの目玉で美しい自然が二度と見れなくなるぞ」などと書かれた書状が届いたとのことであり、その全文は<http://forum.nifty.com/ffish/bass/akizuki.htm>に掲載されている。

(3)日本の淡水生態系におけるブラックバスの異質性について、琵琶湖博物館の中井克樹氏は以下のような興味深い見解を述べている。

日本在来の淡水魚の多くは進化的起源を東アジアにたどる。そしてカムルチー（大正末期に朝鮮半島より移入された魚食性の外来魚で、いわゆるライギョの一種——引用者）は日本には生息していないが、同じく東アジアの大陸部に分布する魚である。即ち、日本に分布する在来淡水魚の多くの系統とカムルチーの系統とは、進化的に共存した歴史をもっている。こうした歴史的背景のなかで、「食う—食われる」の関係においても、餌生物を過度に効率的に捕食する種や、食われることにあまりに無防備な種は進化的に選択されにくく、大きな行き過ぎが生じないような仕組みが歴史の試練を経ながら創り上げられてきたと推測される。

それに対して、ブラックバスやブルーギルの属するサンフィッシュ科は、北アメリカ大陸で独自に進化を遂げたグループであり、日本の在来魚と共存した歴史を全くもたない。サンフィッシュ科魚類の影響が過度に侵害的になるのは、在来魚にとって想定外の捕食者であることが要因である可能性は高い。

（日本魚類学会自然保護委員会編、『川と湖沼の侵略者—ブラックバス——その生物学と生態系への影響——』、恒星社厚生閣、2002年、139頁）

(4)秋月氏は著作2において密放流への評価を「犯罪」から「犯罪的行為」に改めているが、その理由として述べられていることも私の認識を裏付けているように思われる。

事実、「規制以前の密放流でビビる必要はない」と公言する関係者も出てきている。しかし、「犯罪」とは法律によって定められるものであり、法律とは国の体制が変われば簡単に引っくり返ってしまうようなものである。生態系という、そこに生きる人すべての生活基盤を壊滅するような魚の密放流は、いわば一国家の法律における「犯罪」とは罪深さのケタが違っていると私は考える。本来、法に規定されている・いない

に左右されるようなものではなからうと思うのだ。

だが、残念なことに、そうした罪深い行為を表現する言葉が見当たらない。それなら、「犯罪」というむしろ小さな枠に入るかどうかという実らない議論を避けたいと考えたしだいで。(著作2、21頁)

(5)むしろバス釣りブームによってルアー釣りが一般化した結果、たとえばメバルやアイナメ・カサゴといった根魚類など、従来エサ釣りの対象とされていた魚をあえてルアーで狙うスタイルが広がっている。その典型はスズキであって、ルアー釣りの対象魚としてはいまや「シーバス」(海のバス)と呼ばれるのが通例となっており、後述するようなバス釣り風の C&R やバス釣り独特の用語の使用も、TV 等で見る限り盛んに行われているようである。

また淡水魚についても、従来からの対象であった溪流魚やナマズ・ライギョに加えて、コイやニゴイをもルアー釣りの対象にする動きが広がっているようである。

(6)もちろん物体としての道具そのものを問題にする視点もあるわけで、秋月氏もバス釣り場にゴミとして残されるプラスチックルアー(いわゆるワーム)による環境汚染の問題についてとりあげているが(秋月1、235-236頁、および秋月2、87頁)、同様のことが植村誠氏(『ぼくがバス釣りをやめた理由』、大月書店、2003年、157-158頁)や竹内健氏(森誠一監修・編、『環境保全学の理論と実践Ⅱ』、信山社サイテック、2002年、124頁)によっても指摘されている。

(7)ここで私見を述べるならば、問題解決のために必要な課題の一つとして、バス釣り業界へ過去の密放流に関する詳細な情報の提供を要求すべきだと思われる。業界関係者個別の密放流への関与については、秋月氏も引用するように当人たちの口から語られている(著作1、128-135頁)が、業界ぐるみの組織的行為があったかどうかは確たる証拠もなく不明である。しかし企業たるもの事業に関するリサーチを行わないはずがないし、しかも秋月氏も指摘しているようにそもそも密放流なくして急成長しえなかった業界であるわけだから、組織的関与がなかったとしてもバス釣り業界が密放流に関する情報を保有していないとは考えられない。密放流が法的道義的に問題のある環境破壊行為であり、しかもそれによって儲けたという事実がある以上、バス釣り業界は関連する情報を公開する社会的責任があるとの主張が可能なのではないだろうか。

(8)「独特のスタイル」は言説のレベルにおいても存在する。例えば指南書等を読んでもと文中に英語由来のカタカナ言葉が実に頻繁に出現することが見てとれる。ルアーのようにそもそも英語圏から入ってきた道具類をそのように呼ぶのは自然なことだが、例えば水草→「ウィード」、(橋などの)建造物→「ストラクチャー」、(バスのエサとなるような)小魚→「ベイトフィッシュ」、(水中への)立ちこみ→「ウェーディング」、護岸の石組→「リップラップ」、浅場→「シャロー」等については、もともと日本語に対応する単語がある以上、わざわざ英語から借用する実際的な必要性があるとは考えられない。

こういったタームはバス釣り雑誌や書籍・TV 等によって普及したのであろうが、他の釣り人とは異なる言葉を敢えて使うことによってバサーたちがそのアイデンティティを一層強化し、結果としてシステムが「文化的に」安定度を増したと解釈することも可能である。C&R についてもマナーとして徹底されることによってバサー共通のエートスとなり、上記の外来語と同様の機能を果たしたと考えることもでき

よう。

(9)本稿執筆にあたっては何冊かのバス釣り入門書・指南書の類を参照したが、「バスのエサ釣り」や「バスの調理法」について記載があったのは、週刊釣りサンデー編集部・編『超バスのすべて』（週刊釣りサンデー、1999年）ただ一冊であった。このことはバスをできるだけ従来の日本の釣りの延長において捉えようとする姿勢をうかがわせるものであり、同社の思想の反映であるように思われるが、それでもバスのエサ釣りに関する記述の分量は162頁のうちわずか2頁に過ぎない。こういったことも「バスはルアーで釣るもの」という通念の強固さを反映していると考えられるべきであろう。

(10)若林務氏は、「東京ロード&ガンクラブ」なる団体が1976年に作成した「方法論的には県の水産試験場レベルに達していたように思われる」レポートのなかに以下のような記述があることを紹介している。

①さすがのバスもキャッチ&リリースしなければ繁殖も期待できないし、大型の楽しめるサイズには育たない。

②雄蛇ヶ池あたりの規模では、せっかく増えたバスも、ひとたびワッと釣り人がきて釣りまくってしまうと五年ともたない。

だから、日本でバスがいたるところで釣れるようになるために、楽しいバス釣りがいつまでも続けられるように、必要以上にバスは持ち帰らないで、釣ったら必ず放すこと、つまりリリースしようじゃないか、ということでした。（金子陽春、若林務、『ブラックバス移殖史』、つり人社、1998年、205-208頁）

(11)この種の議論に対しては、丸山隆氏が痛烈な批判を行っている。日本魚類学会自然保護委員会編、前掲書、108-109頁を参照のこと。

(12)清水氏はその著書のなかで、「行政の顔色をうかがってものを言っている御用学者までもが便乗して、バスは害魚、駆逐すべしと言い出したものだから、権威に弱いマスコミが同調して、非常に偏ったバス害魚論がちまたにあふれてしまったのである。」（『釣戦記』、19頁）とバス駆除派の研究者を非難しているが、日本魚類学会や日本蜻蛉学会、日本鞘翅学会、さらには日本自然史系学会連合、日本生態学会といった多数の学会がバス問題の現状を危惧し、水産庁に対策を講じるよう申し入れているという事実は重く受け止められるべきだと思う。学者・研究者の権威へ屈するのを拒否することと、その発言を軽視することは全く別のことだからである。

(13)「リリース禁止はバス駆除効果を減殺する」なる清水氏らの主張は、皮肉にも秋月氏のこの指摘を裏打ちすることになってしまっているが、そもそも「釣りたいが殺生はしたくないからC&Rする自由を」なる議論を上記の主張と並列させること自体、一つの撞着であると私には映ってしまう。

(14)この「悪しきシステム」なる規定は秋月氏の議論の要諦を総括するために私が考案したものであり、秋月氏の著作にこのような言葉が登場するわけではない。

(15)東北・北海道においてはバス生息域の量的な拡大とならんで、質的な拡大すなわち「コクチバス」の出現が深刻な問題となっている。コクチバスとはこれまで密放流の対象となってきたオオクチバスとならぶブラックバスの一種であるが、オオクチバスに比して冷水や流水への適応能力が高いため、これまで

オオクチバスでは難しいと考えられてきた渓流域での繁殖が可能であると見られ、イワナやヤマメ・アマゴといった溪流魚へ深刻なダメージを与えることが懸念されている。コクチバスが密放流されはじめた理由については、バス釣り可能圏の渓流域への拡大が期待されること、オオクチバスに比して活性が高く「釣り味」が良いことなどがあると言われている。

なお北海道の現状についてのリアルな報告としては、植村前掲書、172-190 頁を参照のこと。

(16) 青柳純、『ブラックバスがいじめられるホントの理由——環境学的視点から外来魚問題解決の糸口を探る——』、つり人社、2003 年、21-22 頁。

(17) 同上、23-25 頁。

(18) 金子、若林前掲書、191-196 頁。ちなみに青柳氏も本書を参考文献として挙げているのであり、どうして「具体的な証言が存在しない」などと主張できるのか理解に苦しむところである。

(19) 琵琶湖へのバスの放流について、若林氏は以下のように述べている。

現在、日本最大のバスの湖、琵琶湖にしても、はじめてバスの生息が確認できたのは、1974 年（昭和四十九年）のことだといえますから、関西にバスが運ばれた、いわゆるアメリカルート、ともう一つ、未確認ながらこれとは別に関東から大阪方面へとルアーファンが持ち出していったルートが、ちょうどほぼ同時期の 1972 年（昭和四十七年）ではなかったかと推測できます。（同上、194 頁）

(20) 中井克樹氏はこの問題について以下のように述べている。

そのうえ、種苗放流への混入は、元をたどれば種苗生産水域への意図的な放流の結果であり、種苗生産者にしてみれば未必の故意の側面があるのに対し、密放流は意図的な確信犯的ともいえる行為であり、道義的意味合いもまったく異なる。（日本魚類学会自然保護委員会前掲書、144 頁）

(21) この「考察」の作者も認めているように、琵琶湖へのバスの密放流は滋賀県漁業調整規則（1965 年制定）によって違法行為とされるわけで、「考察」の立場からすれば琵琶湖への放流者は「アウトロー」「なくしてしまいたい存在」として断罪されねばならないことになる。ではその「恩恵」を受けている琵琶湖のバサーたちはどういう評価を受けることになるのか？

(22) 先に引用した若林氏の「一連の移殖事実は…（中略）…マル秘とされていた」なる叙述を見ても、当時バスの密放流を手がけた人々においても、自らの行動が道義的な問題性——少なくとも他人には公言できない程度の——を孕むものであるという自覚が存在していたのは明らかであろう。また若林氏による以下の叙述もそのことを裏付けるように思われる。

必ず、バスが増え始めた池では、バスは恐れられ、嫌われ者、おたずね者になっていきました。

たしかに、バスの放流は、すべて無断で闇にまぎれて行ったものばかりです。ひとつとして公の立場の承認を受けたものはなかったのですから当然といえば当然でした。（金子・若林前掲書、197 頁）

(23) 糸井重里、『誤釣生活』、ネスコ、1996年、221-222頁。

(24) 糸井氏の例に従うならば「バス釣りという生態系を破壊するケンカラン釣りがある以上、そもそも釣りという行為自体をやめるべきだ」と秋月氏が主張していることになってしまうわけで、糸井氏における論理のズレがより鮮明に見えてこよう。



【調査】

三重県内市町村の男女共同参画行政に関する調査結果について

東福寺 一郎

1. はじめに

1999年に施行された男女共同参画基本法は今年で5年目を迎える。基本法では、都道府県に対して男女共同参画推進条例制定を義務づけているが、内閣府男女共同参画局調査によると、これまでに、群馬県、千葉県、京都府を除く44都道府県において条例が施行されている(内閣府、2004)。三重県の条例は2000年に公布されたが、これは埼玉県、東京都、山口県に次ぐ早さであった。一方、条例制定が努力義務とされている市町村については、全国179自治体で制定されている。三重県内では、桑名市、津市、松阪市、伊勢市、上野市の5市が条例をすでに施行している。

筆者は、2000年に三重県内市町村における女性行政の状況にかかわる調査を実施し、その結果を地研年報第6号に掲載した(東福寺、2001)。それから3年余が経過し、各市町村における男女共同参画がどのように推進されつつあるのかを改めて調査する必要があると考え、今回第2回目の調査を実施した。

本稿では、今回の調査結果について、前回の調査結果と比較しつつ、三重県内市町村における男女共同参画推進の現状を明らかにしていく。

2. 調査方法

2003年12月から2004年1月にかけて、県内66市町村(14市52町村)の男女共同参画行政担当部局を対象に郵送法にて実施した。なお、14市のうち、いなべ市については、2003年12月1日に北勢町、藤原町、員弁町、大安町の4町の合併により市制施行されたものである。

1月下旬を目途に回収を進め、その時点で未回答の市町村については電話で督促し、その結果、65市町村から回答を得ることができた(回収率98.5%)。ちなみに、前回調査における回収率は91.3%であった。

3. 結果

(1)担当部局と職員

①担当部局

男女共同参画行政を担当する部局について、名称に「男女共同参画」あるいはそれに類する表現のつく専門部局(男女共同参画室等)や担当係がある自治体は、市部で12箇所、町村部で3箇所である(図1)。それ以外では、総務課が担当するケースが最も多く25箇所である。また、教育委員会に担当係が置かれているところが町村部に3箇所あった。前回調査では、市部で専門部局を持つところは4市であったが、8市において新たに設置され、市部では男女共同参画推進を重点課題として取り組みを進めつつあることがわかる。

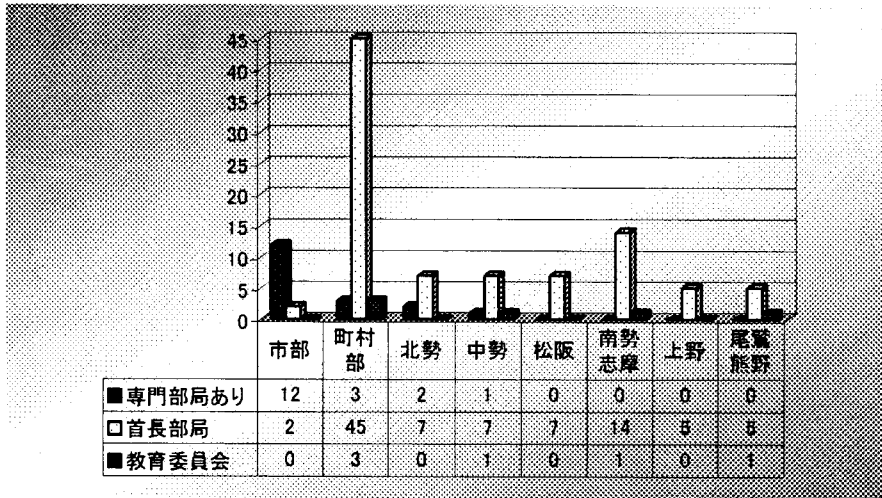


図1 男女共同参画行政を担当する部局

②担当職員

専任と兼任の別については、専任職員がいるという回答は市部で10市（いなべ市、亀山市、尾鷲市、熊野市以外）、町村部で4町（東員町、一志町、阿山町、御浜町）であった（図2）。一方、兼任職員がいるという回答は市部で7市、町村部では阿山町をのぞく50町村である（図3）。前回調査では、専任職員がいる市は8市、町村部は3町であり、わずかながら増加した。

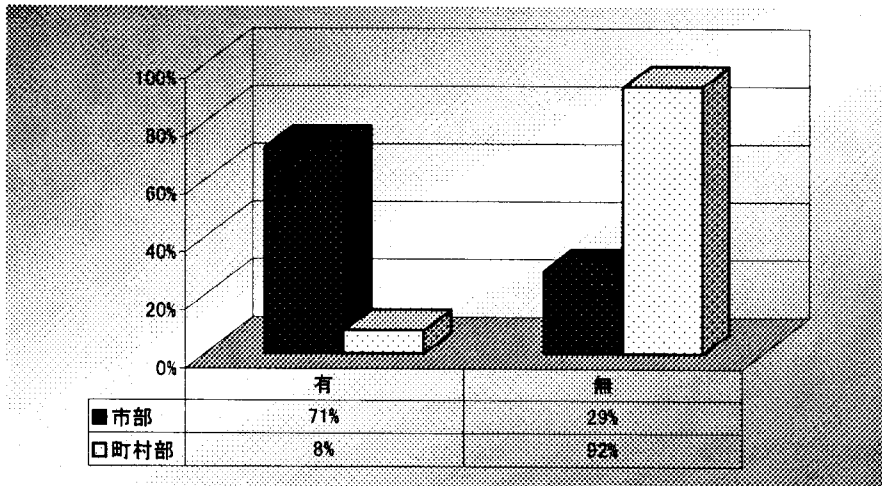


図2 専任職員の有無

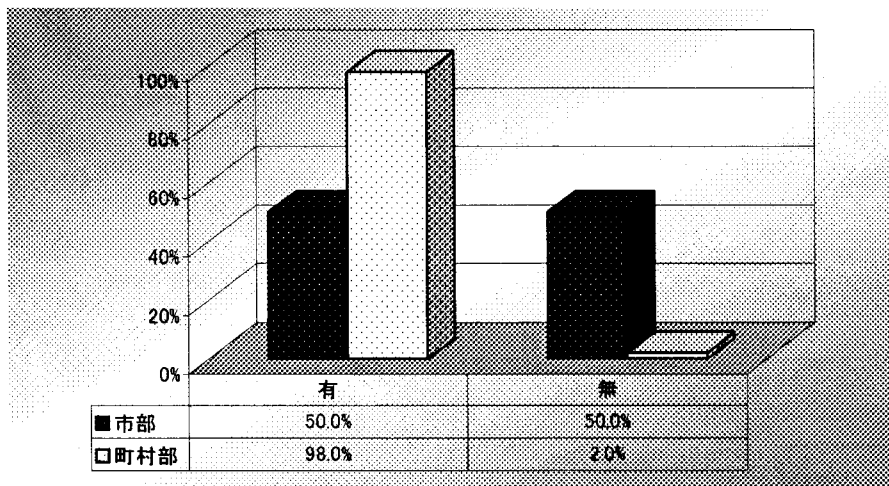


図3 兼任職員の有無

担当職員数については、市部では全市で複数人数おり、四日市市10名、津市7名、久居市5名などである(図4)。対照的に、町村部では34町村(66.7%)で担当者は1人であった。町村部で担当職員が3人いると回答があったのは菟野町、明和町、阿児町、紀伊長島町、海山町の5町である。前回調査と比べると、市部では担当職員数にほとんど変化はないが、町村部ではやや減少傾向にある。

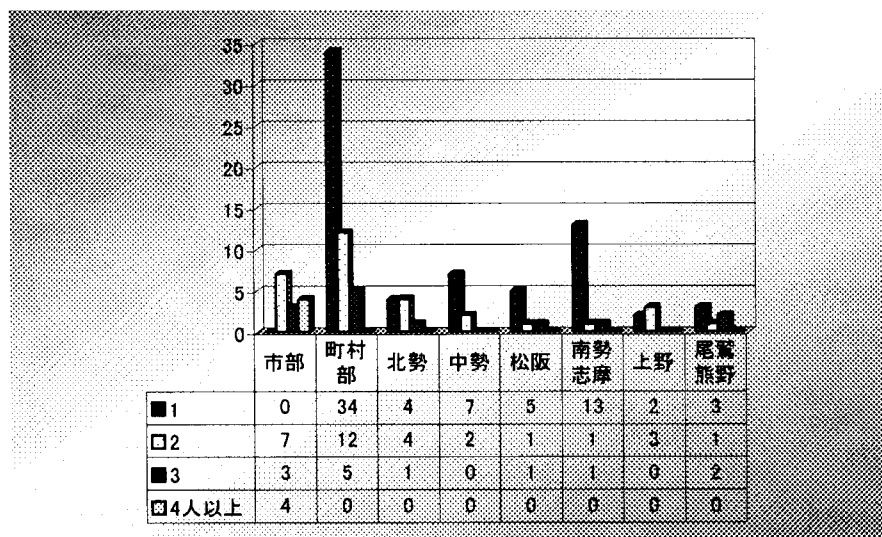


図4 担当職員数

担当者の中に男性職員がいるという回答は市部で12市(85.7%)、町村部で29町村(56.9%)である(図5)。前回調査では市部で69.2%、町村部で55.1%であったので、わずかに増加傾向にある。

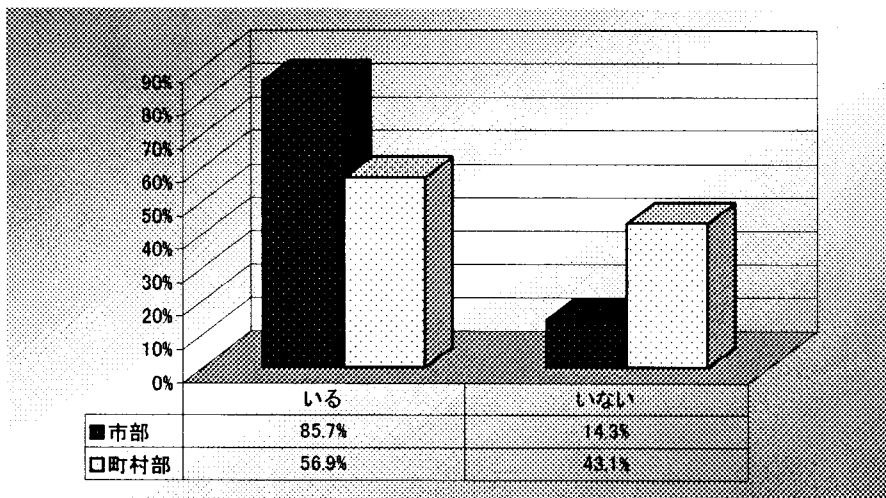


図5 男性担当職員の有無

(2)行政内部における女性の立場

①女性職員の割合

一般行政職の中で女性の占める割合は、市部では「30～49%」（9市）、町村部では「30%未満」（26町村）が最も多い（図6）。町村部で「50～69%」と回答があったのは浜島町、青山町の2町である。

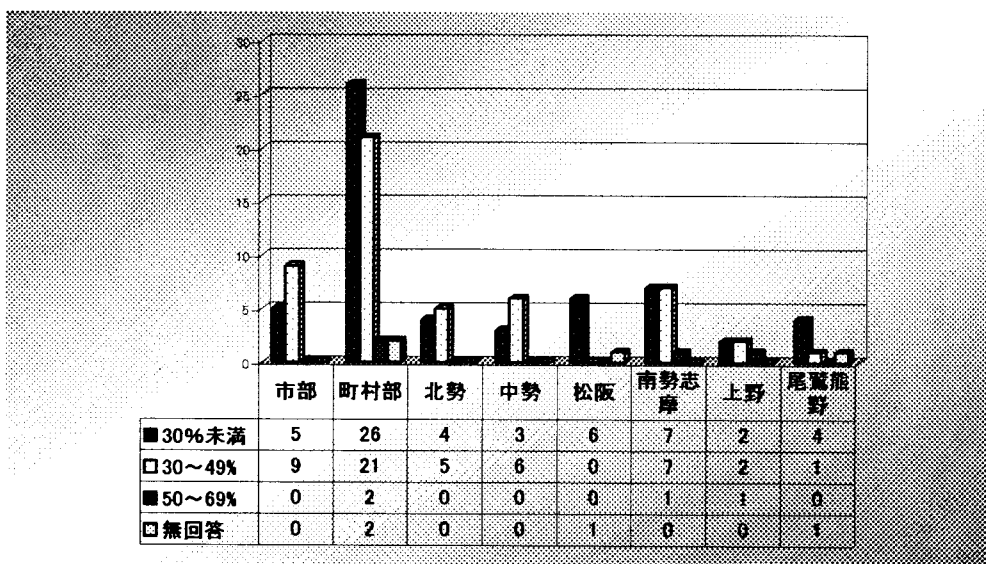


図6 一般行政職員の中の女性比率

前回調査と比較すると、50%以上という回答が市部では2市から0、町村部では16箇所から2箇所へと減少し、30%未満が大幅に増加している。ただし、前回調査では単に「女性職員」と表現し、「一般行政職」と

明記しなかったことがこの違いに関係していると思われる。

②女性管理職の割合

係長級以上の女性管理職については、市部、町村部ともに10%未満（5市、18町村）という回答が多かった（図7）。一方で、30%台という回答があったのは、四日市市、鈴鹿市、美杉村、飯南町、飯高町である。さらに部長級以上の管理職については、大半が10%未満であったが、芸濃町、香良洲町の2町は20%台と回答している。前回調査では、「女性管理職」としてのみ尋ねているが、10%未満という回答は8市、23町村であり、この3年間で女性管理職が増えていることがわかる。

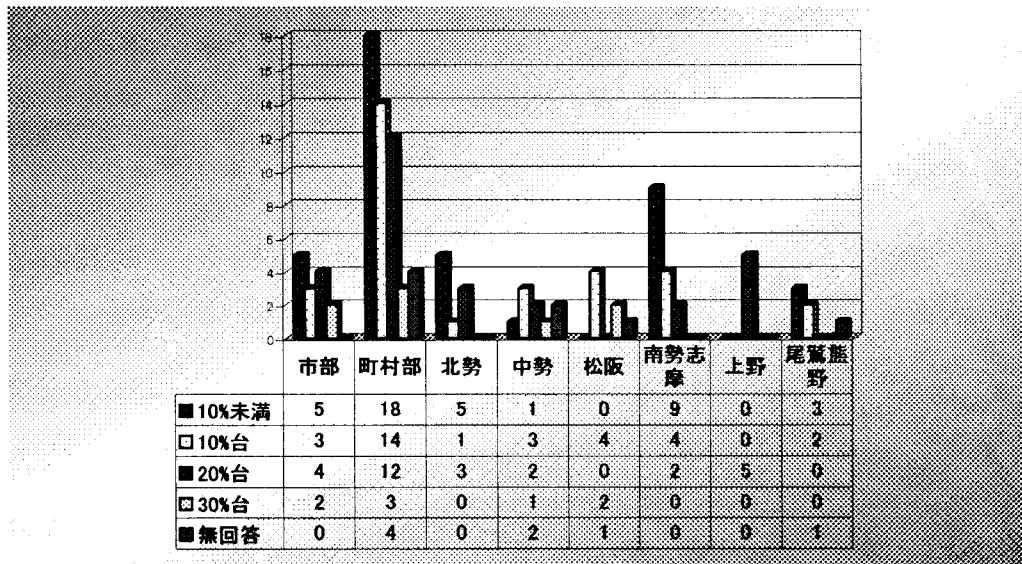


図7 係長級以上の女性管理職比率

(3)政策決定への女性参画

①議会における女性の参画

女性議員が「いない」という回答は市部では皆無、町村部では19町村であった。全議員に占める女性議員の割合としては、市部では「10~20%未満」の8市、町村部では「10%未満」の20町村が最も多い（図8）。20%以上に達するところは、名張市（25.0%）、長島町（26.7%）、東員町（33.3%）、御浜町（26.7%）の4市町である。前回調査では20%を超えるところはなく、「0人」が21町村、10%未満が6市20町村であった。このように、女性議員については、この3年間で徐々に増えつつあることが明らかである。なお、全国的にみると、市議会における女性議員の割合は10.8%、町村議会においては4.9%である（内閣府、2003）。

女性議長については、久居市と磯部町が現在女性議長であるが、過去において女性が議長を務めたことがあるという回答はなかった。なお、大王町では現在女性町長である旨の記載があった。

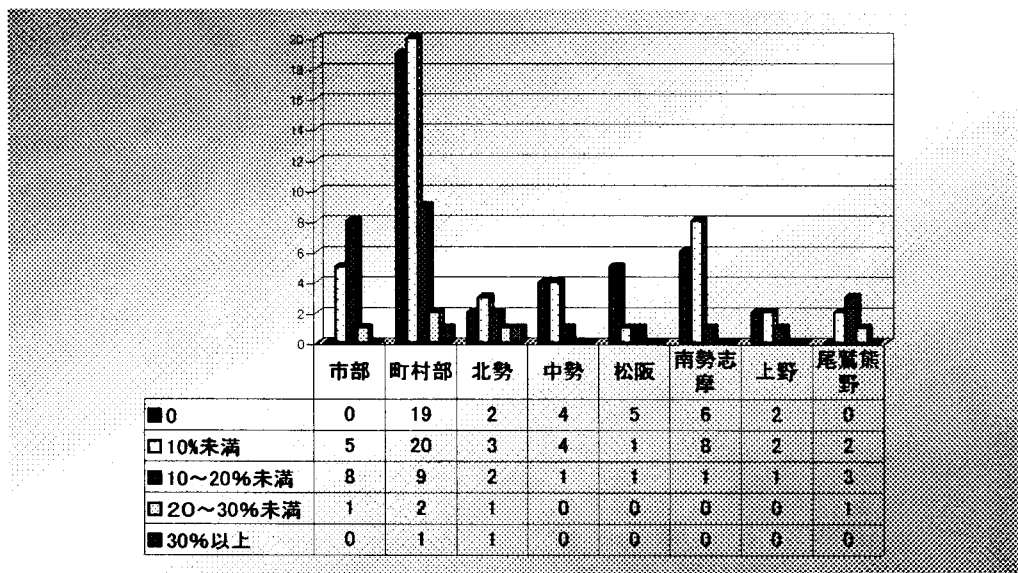


図8 女性議員の割合

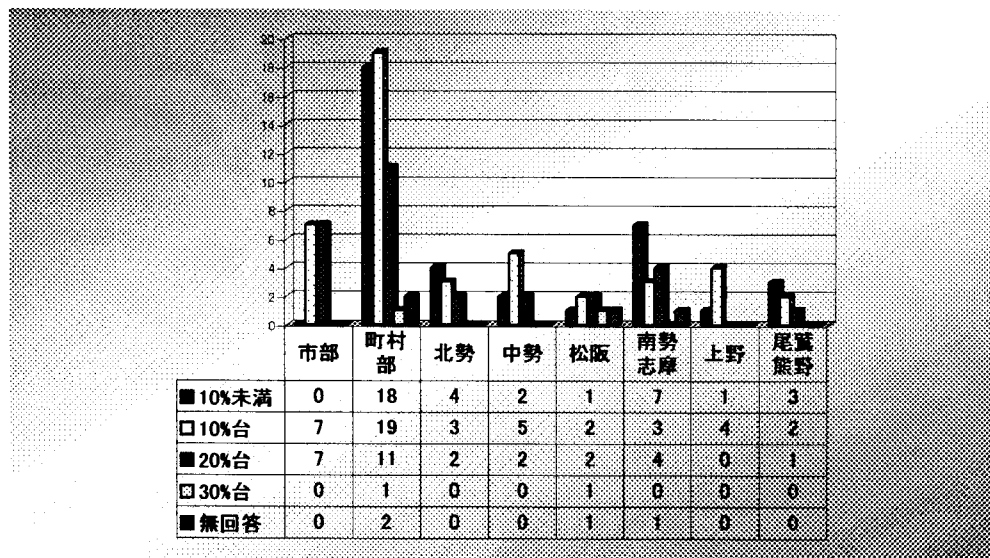


図9 委員会・審議会等における女性委員の割合

②委員会・審議会等における女性の参画

委員会・審議会等における女性委員の割合については、市部では10%台と20%台がそれぞれ7市であった(図9)。町村部では10%未満が18箇所、10%台が19箇所、20%台が11箇所、30%台が1箇所(多気町)であった。前回調査との比較では、市部では増加傾向、町村部では減少傾向にある。

また、委員会等で長を務める女性の割合については、大半が10%未満であるが、四日市市、白山町の2市町は20%台と回答している（図10）。

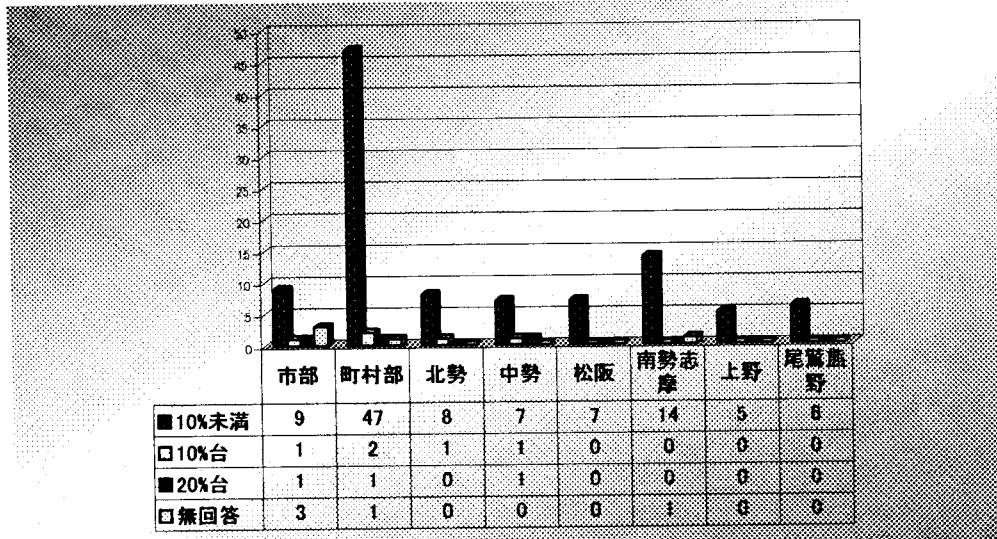


図10 委員会・審議会等の長を務める女性の割合

(4)男女共同参画に向けての具体的取り組み

①基本計画の策定

基本計画については、13市が「策定済み」と回答している一方、町村部では41町村が「予定なし」という回答であった（図11）。町村部で「策定済み」という回答があったのは白山町、三雲町、度会町であるが、表1のように町の総合計画の中で取り上げられているようである。また、御浜町が「今年度中に策定予定」、東員町、菰野町、飯高町、阿児町、阿山町、紀伊長島町が「検討中」という回答であった。なお、前回調査では、「策定済み」は9市4町であるが、町については今回同様に総合計画の中で位置づけられているということであった。

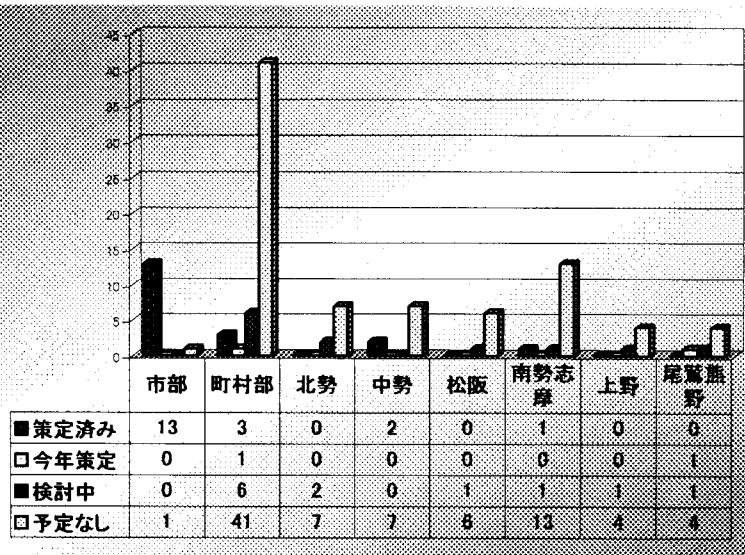


図 11 基本計画の策定状況

表 1 各市町の基本計画の名称

市町村名	年度	名 称	備 考
桑名市	H11	男女共同参画推進プランくわな	新計画策定中
四日市市	H14	女性と男性のための共同参画プランよっかいち	
鈴鹿市	H9	鈴鹿市男女共同参画プラン	
亀山市	H12	亀山市男女共同参画プラン2000	
津市	H15	津市男女共同参画基本計画	他2つの計画
久居市	H14	久居市男女共同参画プラン	
松阪市	H14	松阪市男女共同参画プラン	
伊勢市	H15	伊勢市男女共同参画基本計画(第2次レイボウプラン)	
鳥羽市	H11	鳥羽市男女共同参画行動計画ほほえみプラン	
上野市	H12	うえの男女共同参画プラン	
名張市	H8	名張市女性行動計画ベルフラワープラン	
尾鷲市	H14	尾鷲市男女共同参画社会推進プラン	
熊野市	H13	熊野市男女共同参画ステッププラン	
白山町	H15	記載なし	
三雲町	H13	協働にもとづくまちづくりの推進	
度会町	H13	第5次度会町総合計画	

②推進組織の設置

男女共同参画推進のための特別な組織の存在については、13市9町村で「設置済み」という回答があった(図12)。名称と設置時期は表2の通りである。前回調査では9市5町で推進組織があると回答しており、この3年間で増えていることがわかる。

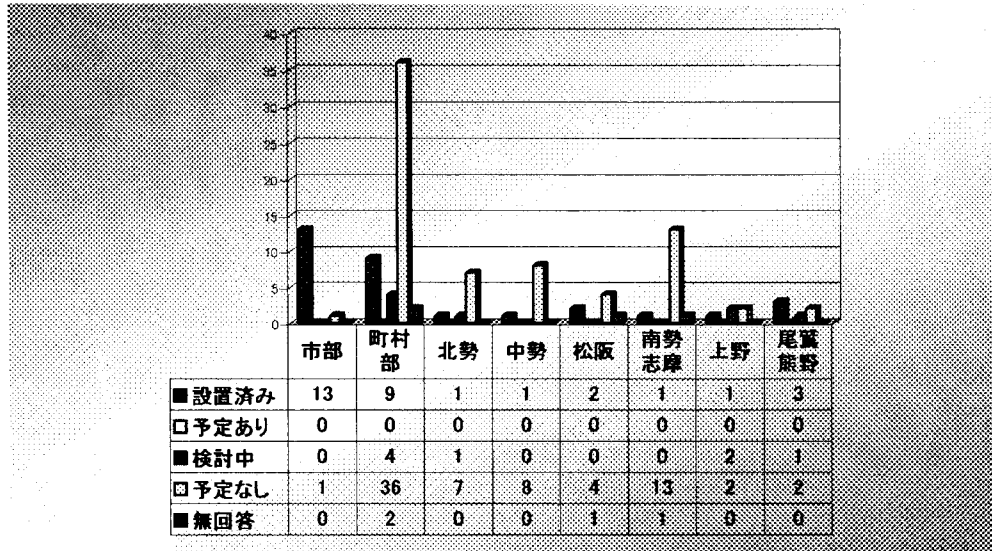


図12 推進組織設置の状況

表2 推進組織の設置年度と名称、特色

市町村名	年度	名称	特色
桑名市	H14	桑名市男女平等審議委員会	
四日市市	H15	四日市市男女共同参画推進協議会	
鈴鹿市	H15	鈴鹿市男女共同参画審議会	公募委員3名
亀山市	S63	亀山市男女共同参画推進会議	助役会長
津市	H14	津市男女共同参画審議会	委員の性別が6:4以内になるよう配慮
	H14	津市男女共同参画推進連絡会議	部長級で委員会構成
久居市	H13	久居市男女共同参画プラン策定審議会	
松阪市	H15	松阪市男女共同参画審議会	
	H11	松阪市男女共同参画施策連絡会議	庁内会議
伊勢市	H9	伊勢市男女共同参画推進会議	
鳥羽市	H15	鳥羽市男女共同参画推進懇話会	
	H11	鳥羽市男女共同参画推進会議	担当課長

	H12	鳥羽市男女共同参画担当者会議	担当課職員
上野市	H14	上野市男女共同参画審議会	一部公募。委員の性別が6:4以内になるよう配慮
	H12	上野市男女共同参画推進会議	部長級以上
名張市	H15	名張市男女共同参画推進懇話会	市民公募
	H15	名張市男女共同参画推進施策検討会議	各部局選出の委員
	H15	名張市男女共同参画推進ネットワーク	21 団体が登録
尾鷲市	H14	男女共同参画推進会議	庁内組織
	H14	男女共同参画推進懇話会	
熊野市	H12	熊野市男女共同参画推進会議	庁内組織
東員町	H14	東員町男女共同参画まちづくりリーディング委員会	北勢県民局の事業
嬉野町	H15	男女共同参画推進委員会	助役会長。庁内組織
多気町	H14	多気町男女共同参画推進会議	
明和町	H10	明和町女性グループ連絡会	町長と語る会等実施
小俣町	H12	小俣町女と男（ひととひと）のまちづくりアドバイザー	7 人のメンバーで活動。報酬なし。
島ヶ原村	H3	女性モニター	村の施策への意見等
海山町	H9	女性会議みやま	町政への提言
御浜町	H15	男女共同参画推進協議会	基本計画策定。町民
	H15	男女共同参画推進会議	課長級で組織
紀宝町	H14	男女共同参画リーディング委員会	

③重点を置く取り組み

重点的に取り組んでいる内容について、15の選択肢から主なものを5つまで選択する方法で尋ねた。なお、1箇所が「すべて」と回答したため、それを除いて集計を行った。その結果、上位3位は「住民の関心を高める」「広報活動を充実する」「審議会や委員会への女性の登用を促進する」であった（図13）。前回調査と比べると「広報活動の充実」が増加し、「職員の意識変革」が減少している。

(5)講演会・研修会等の実施状況

①行政職員対象の研修会等

行政職員を対象にした研修会等については、「毎年定期的に実施」という回答は5市4町であり、「時折実施」は6市10町であった。

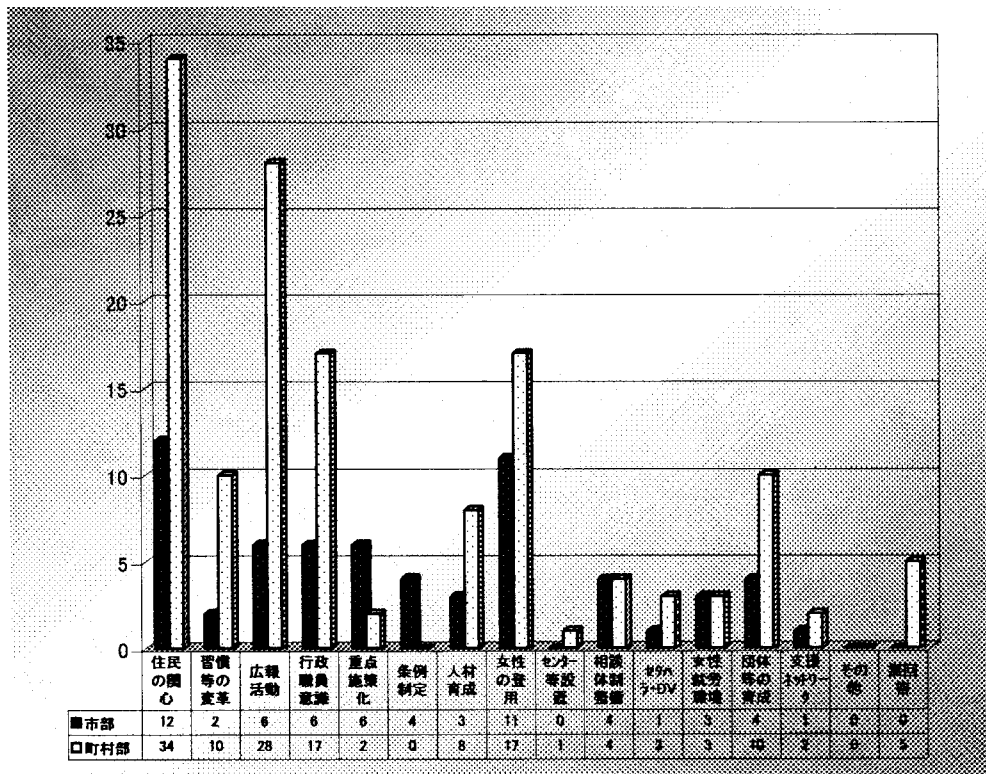


図13 重点を置く取り組み内容

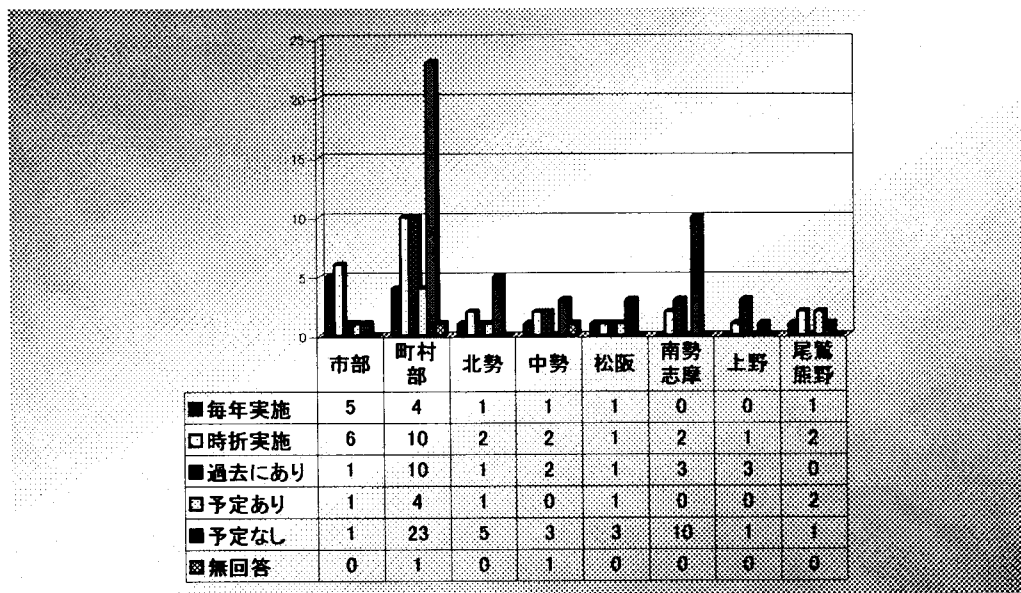


図14 職員を対象とする研修会等の実施状況

前回調査では「実施している」という回答が10市2町であったことから、町における研修の実施が増えつつある。

②住民対象の講演会等

住民を対象にした講演会等の実施については、「毎年定期的に実施」が12市11町村、「時折実施」が1市15町村であった(図15)。前回調査の「開催したことがある」という回答は11市17町村であり、市部町村部いずれにおいても増加している。

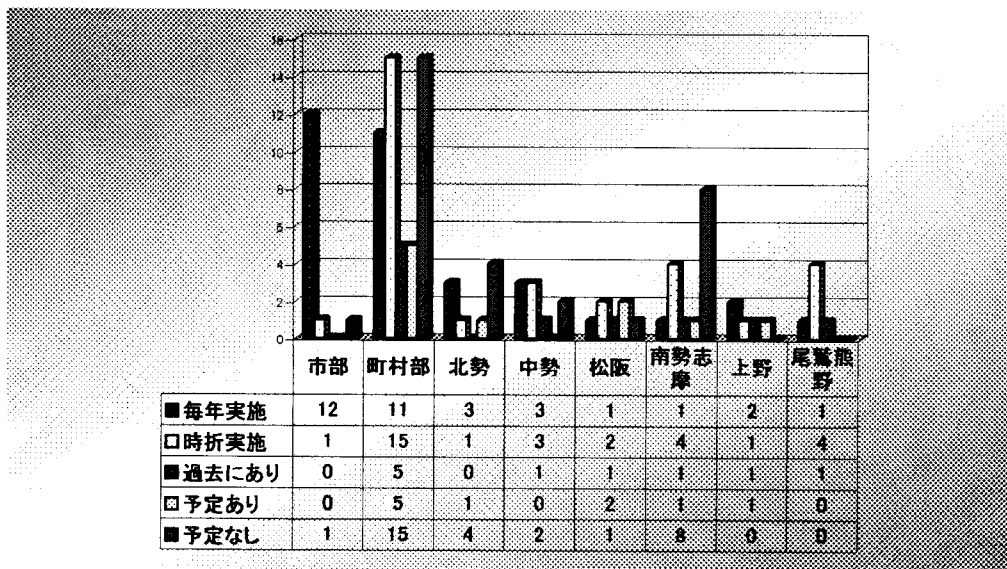


図15 住民を対象とする講演会等の実施

③広報活動・意識調査の実施

独自の広報誌を持つという市町村は10市1町であり、他は一般の広報誌やチラシ等の配布で対応している(図16)。各広報誌の名称等は表3の通りである。なお、前回の調査では独自の広報誌を持つのは6市のみであり、この間に大きく増加した。

また、住民意識調査の実施については、13市10町村で実施していると回答している(図17)。前回調査では10市2町で実施していると回答があったが、この2町については今回は「実施していない」という回答であった。

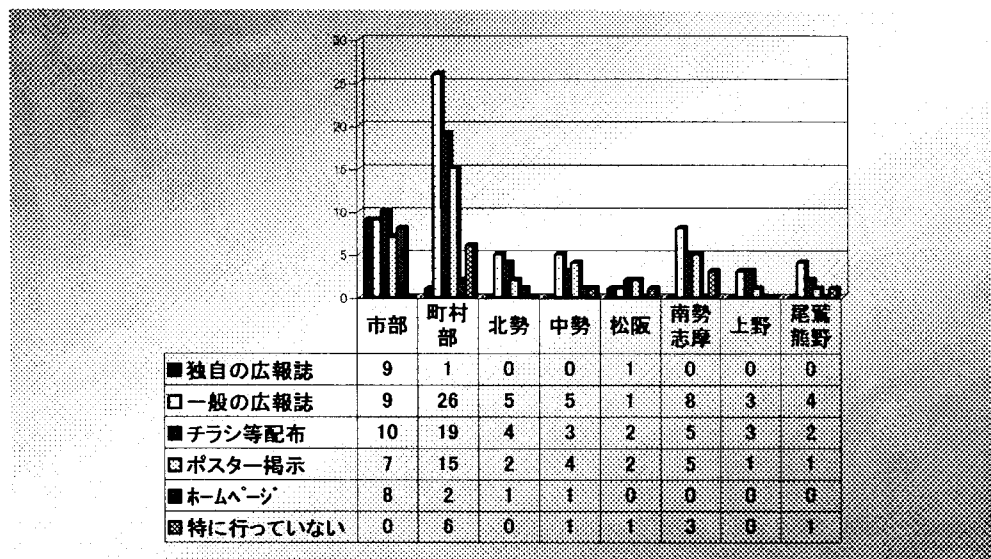


図16 広報活動の状況

表3 専門広報誌の名称等

市町村名	広報誌の名称	創刊年	回数	特色
桑名市	花菖蒲	H10	年2回	編集委員は市民公募
四日市市	女性センターだより	H7	年1回	
	テルトウーリア	H15	年3回	
鈴鹿市	今 ima	H10	年2回	公募市民による編集、企画
津市	ふれいす	H7	年2回	市民ボランティアによる
久居市	かざぐるま	H14	年1回	
松阪市	ひまわり	H10	年1回	公募市民スタッフ
伊勢市	れいんぼう	H10	年2回	公募市民のボランティア
上野市	きらきら	H13	年2回	公募による編集員5名
名張市	名張市男女共同参画情報紙	H14	年1回	特集記事、イベント案内
尾鷲市	未確定	H15	年1回	
多気町	きらきら	H16	年1回	

(6)市町村合併後の推進について

市町村合併が予定されている自治体に対して、合併後の男女共同参画推進がどのように変化するかを「促進」「変化なし」「停滞」にわけて尋ねた。その結果、市部では「促進」33.3%、「変化なし」22.2%、「停滞」33.3%と分かれたが、町村部については「促進」が72.1%と多数を占めた。

町村部が「促進される」と考える根拠としては、1)合併対象となる自治体の取り組みが進んでいる、2)合併により専門部署が設置される、3)担当者が増員される、という理由である。一方、合併対象の自治体よりも取り組みが進んでいる市部においては、合併後の地域差を解消していくのに時間がかかるために、少なくとも一時的に停滞すると予測するところが多い。しかし、啓発を重ねることで、結果的に理解者が増えるだろうという予測や、住民と行政の協働により広域での地域格差解消が期待できるという積極的な意見も寄せられた。

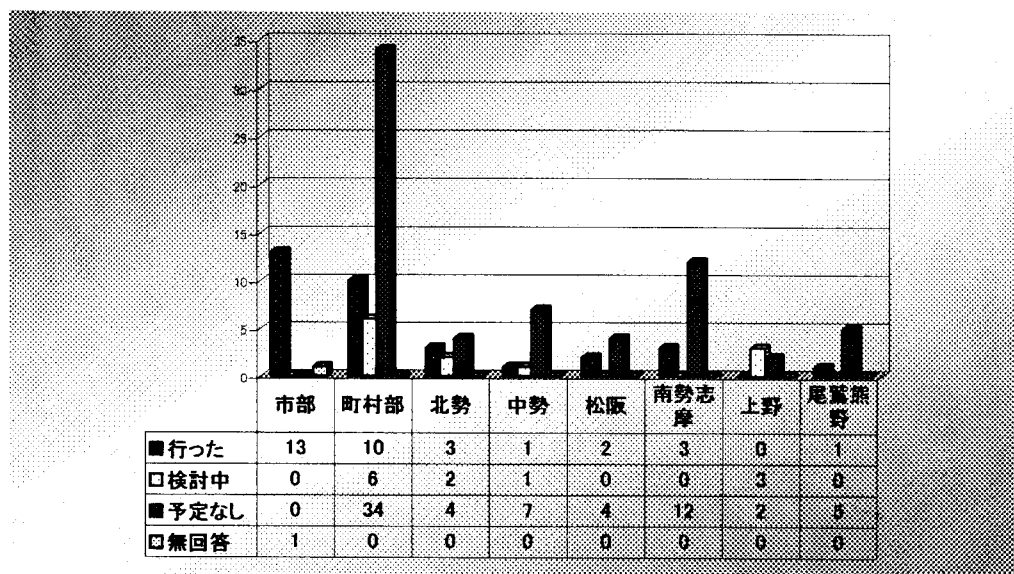


図 17 住民意識調査の実施

4. まとめ

全体的な評価として、この3年間で三重県内市町村の男女共同参画推進はゆっくりではあるが、着実に進められていると考えられる。その根拠としては、

- ①男女共同参画行政を担当する専門部局ないし担当係をおく市町村が増え、また、専任職員も、わずかではあるが増加した。
- ②一般行政職の中で女性管理職が占める割合が増加した。
- ③市町村議会における女性議員の割合が増加し、かつ県内では初めて女性議長を選出した議会がある。
- ④基本計画の策定は市部に偏っているが、いくつかの町において策定予定ないし検討中という回答があった。
- ⑤推進組織を持つ市町村が確実に増加している。
- ⑥研修会、講演会の実施状況も良好であり、独自の広報誌発行も増加している。

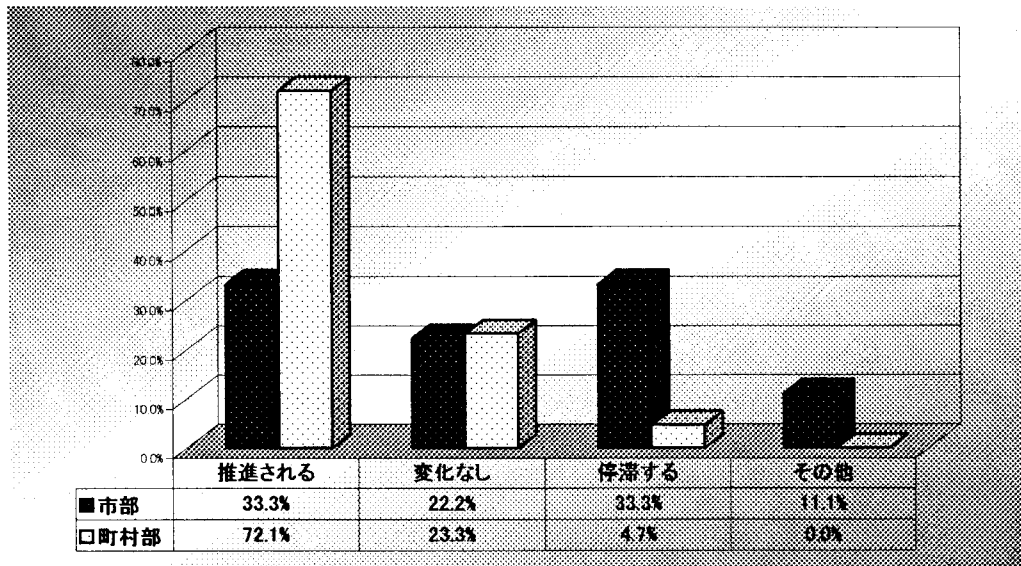


図 18 市町村合併が男女共同参画行政推進に及ぼす影響予測

などを挙げることができる。

しかしながら、

- ①町村部においては、担当職員が1名でかつ兼任というケースが多い。
- ②女性管理職の割合が増えたとは言え、いまだ10%未満という回答が多い。
- ③女性議員の割合は、国内としては平均を上回っているが、それでも10%前後に過ぎない。また、女性議長が誕生したとは言え、2市町のことである。
- ④委員会・審議会で女性委員の占める割合がまだ小さい。また、長を務める女性は10%未満である。
- ⑤町村部において、基本計画や推進組織を持たないところが多い。

など、男女共同参画社会に向けて解決されるべき課題は山積している。また、近い将来に合併を予定している市町村においては、おそらく現在最も取り組みが進んでいる自治体にあわせた体制づくりが行われることになると考えられるが、合併する自治体数が多いほどその調整に手間取り、全体の推進が停滞することが予測される。

調査票では、最後に回答者自身が日頃感じていることなどを自由記述していただいたが、そこに記述されている内容が男女共同参画推進の現状と課題を映しだしているため、その内容を抜粋することでまとめにかえた。

まず、「男女共同参画社会の実現は行政だけで行うのではなく、職場や地域、学校などが一体となって取り組むことが必要」「各部署が男女共同参画の視点を持って仕事に取り組むことが必要」「皆で働き、皆で家庭のことを顧みる社会でないと、子どもを生み育てられる社会にはならない」「子育てが必要な時期は女性が中心であり、こうした点の整備が図れれば、女性の社会進出をより支援できる」という建設的意見がある一方で、

「男女共同参画に取り組んで4年、なかなか目に見えた成果が上がっていないのが悩み」「地域に浸透させるのがとても難しい。担当者として何をすべきか試行錯誤する日々」など担当者としての悩みが訴えられていた。

また、「ポジティブアクションの推進にはトップの熱意が必要」「行政職員（特に年配の管理職員）の意識が低く、住民への啓発まで至らない」など行政内部に対する要望や意見、「市民の多くはまだまだこれまでの慣習や考え方に縛られている」「高齢者の意識を変えることの難しさを日々感じる」「県が考えているほど、「町」「市民」には男女共同参画という意識、考えは浸透していない」「講演会、講座への参加率も低く、底辺を広げる啓発を進めていきたい」など住民の意識にかかわる意見も述べられている。

さらには、「男性と女性は性差があり、平等にいくことばかりではありませんが、性差を認めあい、お互いが助け合って社会を築いていかなければならない」「伝統や歴史で守っていききたい部分と変わっていくべき部分とがあいまいで悩む部分が多い」と「男らしさ・女らしさ」をある程度は容認するニュアンスの意見、「男女共同参画の政策そのものが単に女性の地位向上のみに向けられ、往々として誤解を招いている場合がある」「講演会等で同じような話ばかり行われ、それがかえって拒否反応を起こしているような状態」「若い世代はもうすでに役割を男女が協力して分担するという考え方を持っているので、今までの日本の慣習も自然な形で変わりつつある。それは時代に応じて変わっていくものであり、急激に進むものではないと思う」など現在の男女共同参画行政のあり方に対する疑問なども寄せられた。

男女共同参画に対する批判的意見も多いが、持って生まれた性別によって自分の望む生き方やあり方が限定されるという現状は改めていかねばならない。男女共同参画の理念が、男女を問わず、各人が持つ能力と個性を生かすことができ、共に対等な立場で社会づくりに参画できることにあるということを忘れてはならない。

<引用文献>

東福寺一郎 2001 三重県下市町村における女性行政の現状にかかわる調査 地研年報 第6号 115・125

内閣府男女共同参画局編 2003 平成15年版男女共同参画白書 国立印刷局

内閣府男女共同参画局ホームページ 2004 <http://gender.go.jp/>

付録：調査票

三重県内市町村における男女共同参画への取り組みに関する調査

0. 市町村名 ()

ご回答いただく方について

職 名 ()

担当年数 () 年

1. 男女共同参画行政の担当部局と職員について

(1) 担当する部局（係）の名称をご記入ください。

()

(2) 担当職員数について、専任・兼任に分けてご回答ください。

専任 () 人

兼任 () 人

(3) 担当職員の中で男性職員が占める割合について、以下からお選びください。

全員 ・ 半数以上 ・ 半数未満 ・ いない

2. 女性職員・女性管理職の状況について

(1) 一般行政職員の中で女性が占める割合について、以下からお選びください。

70%以上 ・ 50~69% ・ 30~49% ・ 30%未満

(2) 管理職（係長級以上とします）の中で女性が占める割合について、以下からお選びください。

40%以上 ・ 30%台 ・ 20%台 ・ 10%台 ・ 10%未満

(3) さらに部長級以上の管理職の中で女性が占める割合について、以下からお選びください。

40%以上 ・ 30%台 ・ 20%台 ・ 10%台 ・ 10%未満

3. 政策決定への女性参画について

(1) 貴自治体の議員総数と女性議員数についてご回答ください。

議員総数 () 人 女性議員数 () 人

(2) これまでに女性が議長を務めたことがありますか。

現在女性議長である ・ 過去にある ・ 一度もない

(3) 審議会や委員会における女性委員の割合について、以下からお選びください。

40%以上 ・ 30%台 ・ 20%台 ・ 10%台 ・ 10%未満

(4) 審議会や委員会の長を務める女性の割合について、以下からお選びください。

40%以上 ・ 30%台 ・ 20%台 ・ 10%台 ・ 10%未満

4. 男女共同参画のための具体的な取り組みについて

(1) 男女共同参画行政を推進するための基本計画の有無についてご回答ください。

- ① 策定している → 策定時期 ()
基本計画の名称 ()
- ② 今年度中に策定する予定である
- ③ 来年度以降の策定に向けて検討中である
- ④ 策定する予定はない

(2) 男女共同参画推進のための特別な組織の有無についてご回答ください。

① 推進組織がある → 名称・設置時期等についてご記入ください。

組織の名称	設置時期	特 色 (ないし備考)

- ② 具体的な設置予定がある
設置時期 ()
名 称 ()
- ③ まだ具体化はしていないが、設置に向けて検討中である
- ④ 設置予定はない

(3) 貴自治体の男女共同参画推進において重点的に取り組んでいることについて、以下の選択肢より主なものを5つまでお選びください。

- ① 男女共同参画に対する住民の関心を高める
- ② 男女共同参画を妨げるような習慣や風習を変革する
- ③ 広報活動を充実する
- ④ 行政職員の意識を変える
- ⑤ 重点施策として位置づける
- ⑥ 条例を制定する
- ⑦ 人材を育成する
- ⑧ 審議会や委員会への女性の登用を促進する
- ⑨ 男女共同参画センター等を設置する
- ⑩ 相談体制を整備する
- ⑪ セクハラやDV への対応を強化する
- ⑫ 女性の働く環境を整備する
- ⑬ 団体やグループを育成する

- ⑭ 支援ネットワークを形成する
- ⑮ その他 ()

5. 男女共同参画をテーマとする講演会・研修会等の事業について

(1) 行政職員を対象にした研修会等の実施状況について、以下からお選びください。

- ① 毎年定期的実施している
- ② 定期的ではないが、時折実施している
- ③ 過去に行ったことはある
- ④ 来年度以降に行う予定である
- ⑤ 行う予定はない

(2) 住民を対象にした講演会・研修会・イベント等の実施状況について、以下からお選びください。

- ① 毎年定期的に行っている
- ② 定期的ではないが、時折実施している
- ③ 過去に行ったことはある
- ④ 来年度以降に行う予定である
- ⑤ 行う予定はない

(3) 住民に対する広報活動はどのように行っていますか。以下からお選びください。

- ①独自の広報誌を発行している
名称 ()
創刊時期 ()
年間発行回数 () 回
特色 ()
- ②一般の広報誌に記事を掲載する
- ③チラシ等を配布する
- ④ポスターを掲示する
- ⑤ホームページに掲載する
- ⑥特に行っていない
- ⑦その他 ()

(4) 住民を対象にした意識調査あるいは実態調査を行ったことはありますか。

以下からお選びください。

- ① 実施したことがある
- ② 実施に向けて検討している
- ③ 実施する予定はない

6. 市町村合併が予定されているまたはすでに合併した自治体の方にお尋ねします。合併により男女共同参画推進に何らかの変化があると思われますか。

- ① 合併前より推進されると思う
- ② 合併による変化はほとんどないと思う
- ③ 合併後しばらくは男女共同参画推進は滞ると思う
- ④ その他 ()

また、そのようにお考えになる根拠は何ですか。私見で構いませんので、差し支えない範囲で以下にご回答ください。

7. 最後に、男女共同参画行政担当者として日頃お考えのことあるいはお気づきのことがあればご自由に記述してください。

2003年度地域問題総合調査研究室スタッフ

室長	東福寺一郎（本学法経科教授）
事務局長	尾崎 正利（本学法経科教授）
運営委員・研究員	岩田 俊二（本学生活科学科助教授）
運営委員・研究員	南 有哲（本学法経科助教授・地研通信編集担当）
研究員	茂木 陽一（本学法経科教授・図書担当、本年度奨励研究員）
研究員	疋田 敬志（本学法経科教授）
研究員	立石 芳夫（本学法経科助教授・会計担当）
事務局助手	杉山 聡美

編集後記

2003年度『地研年報』をお届けします。今年度は創設20年目という節目の年でしたが、大幅な教員の異動があったために、例年に比べ研究員の数は減りました。必然的に今号の掲載本数も少なくなりましたが、掲載した5本の論説等は、いずれも地域に根ざした研究の成果として読者の方々のご期待に応えうるものであると思います。

岩田研究員は生活科学科の中井助手との共同研究の成果を報告されています。中部国際空港の開港にあわせて、津港の整備が進み、それをきっかけに津市中心部の再活性化が期待されている中で、一市民としても興味深い研究内容でした。前室長の尾崎研究員はブラジルを中心とした外国人労働者の問題を精力的に扱ってこられました。今回は養護学校へ通う生徒が如何に職業生活へ移行していくのかという新しいテーマに着手されました。なお、尾崎研究員は4月より他大学へ転出されることになっています。今年度奨励研究員の茂木研究員は「伊勢商人と飛脚」という研究報告をされています。現在は電話やメールなど瞬時に情報伝達が可能ですが、江戸時代の通信がどのように行われていたのか、門外漢にとっても好奇心をそそられる研究です。ご自身も釣りを趣味とする南研究員は、ブラックバスなど外来種による水生生物の生態系変化に日頃から強い関心を持たれており、そのような氏が著した今回の研究ノートは読み応えのあるものとなっています。編集子は三重県内市町村の男女共同参画行政の現状についての調査報告をしました。徐々に進みつつあるものの、市部と町村部の差は明らかでした。

最後に、9年間にわたって当研究室の助手を務めて下さった松本さんが昨秋退職されました。地研の歴史のほぼ半分を担ってくださった功績に厚く感謝申し上げます。また、引き継いで助手となられた杉山さんはすでに業務にも慣れ、職場に新しい風を吹き込んでいただいています。 (T)

執筆者紹介（掲載順）

岩田 俊二	本学生活科学科助教授
中井加代子	本学生活科学科助手
尾崎 正利	本学法経科教授
茂木 陽一	本学法経科教授
南 有哲	本学法経科助教授
東福寺一郎	本学法経科教授

地研年報 第9号

2004年3月31日発行

編集兼発行者 地域問題総合調査研究室長
東福寺 一郎
発行所 三重短期大学地域問題総合調査研究室
〒514-0112 三重県津市一身田中野157
TEL 059-232-2341
印刷所 有限会社 三 崎 印 刷
〒514-0113 三重県津市一身田大古曾99
TEL 059-232-2278 (代)

**ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES**

TSU CITY COLLEGE

No.9 2004

[Articles]

A Study on the Way of the Revitalization of City Center Viewed from Every Kind of
Inhabitants' Activities in Tsu City.

.....*Shunji IWATA and Kayoko NAKAI* (1)

[Note]

Some Problems from School to Working Life of Disabled Students; Cases with Mie
Prefecture that encountered at the Professional Education and Recruit.

.....*Masatoshi OZAKI* (9)

Ise-Merchant and Courier

.....*Youichi Mogi* (23)

How can we justify the Policy of prohibiting Anglers from releasing Alien Fish ?

— Reading Iwana Akizuki's Criticism of Bass-Fishing —

.....*Arisato MINAMI* (35)

[Research]

An Investigation concerning the Administration on Gender Equalities in Mie Prefecture.

.....*Ichiro TOFUKUJI* (59)

Edited and Published by

The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES

Tsu City College

Tsu, Mie, Japan